

第百六十三回 参議院財政金融委員会會議録第三号

平成十七年十月二十五日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

十月二十日
辞任 関口 昌一君
補欠選任 山下 英利君

十月二十一日
辞任 松村 祥史君
補欠選任 段本 幸男君

十月二十四日
辞任 段本 幸男君
補欠選任 小泉 顕雄君

池口 修次君
加藤 敏幸君

出席者は左のとおり。

委員長 山本 孝史君
理事 田村耕太郎君
中島 啓雄君
山下 英利君
櫻井 充君
峰崎 直樹君

委員 柏村 武昭君
片山虎之助君
金田 勝年君
小泉 顕雄君
野上浩太郎君
舩添 要一君
溝手 顕正君
若林 正俊君
尾立 源幸君
大久保 勉君
大塚 耕平君

国務大臣

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 伊藤 達也君

副大臣

内閣府副大臣 七条 明君

大臣政務官 西銘順志郎君

内閣府大臣政務官 藤澤 進君

事務局側 常任委員会専門員 中城 吉郎君

政府参考人 内閣官房内閣審議官 楠 壽晴君

内閣官房内閣審議官 細見 真君

内閣官房内閣審議官 松山 隆英君

公正取引委員会事務総局審査局長 和田 康敬君

警察庁長官官房審議官 三國谷勝範君

金融庁総務企画局長 西原 政雄君

金融庁検査局長 佐藤 隆文君

金融庁監督局長 大塚 耕平君

参考人

日本郵政公社理事 齋尾 親徳君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本孝史君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、関口昌一君、段本幸男君及び池口修次君が委員を辞任され、その補欠として小泉顕雄君、山下英利君及び加藤敏幸君が選任されました。

○委員長(山本孝史君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本孝史君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に山下英利君を指名いたします。

○委員長(山本孝史君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府

参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本孝史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本孝史君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本郵政公社理事齋尾親徳君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本孝史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本孝史君) 銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。伊藤内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(伊藤達也君) ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、銀行等の代理店制度を見直し、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにより、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保、向上させるとともに、金融機関が多様な販

売チャネルを効率的に活用できるよう、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとしております。

具体的には、一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課せられている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とともに、抱き合わせ販売や情実融資の禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることとしております。

第二に、銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山本孝史君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下英利君 自由民主党の山下英利でございます。トップバッターとして質問に立たせていただきます。

何分にも自由民主党の持ち時間は非常に短うございますので、この銀行法の一部改正につきましては、焦点を絞って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、今回のこの銀行法の一部改正につきましては、従来よりも更に広範囲な金融サービスの提供によって利用者の利便性を向上させるという意味におきまして、この法案というのはやはり今の流れの中で必要不可欠であると、そういうふうには私は思っているところでございます。しかし、中身につきまして、私自身も勉強不足という

か、確認したかった御質問をさせていただきなさいいけない部分というのがありまして、今日、質問に立たせていただいた次第であります。

その点というのは、私が御質問させていただくのは、今回の銀行代理店制度における委託契約、委託という考え方についてであります。

この要綱を拝見いたしましたので、今回の改正案では、いわゆる銀行代理業の委託だけでなく再委託も認めるというふうなことがうたつてございます。まず冒頭、委託、再委託、これはどういうイメージでお考えになつていらっしゃるか、金融庁の方からお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今回の銀行法の改正に当たりましては、参入に当たりまして許可制、あるいは兼業につきましても承認制といった形で、そういった制度的な仕組みをつくりました上で、委託につきましてもいわゆる代理でございまして、一義的に、いろいろなところが銀行から委託を受けて業務を行うと。再委託は、文字どおり、そこから更に、復代理と申しますが、委託を受けて行う業務形態を想定しているところでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

現行の金融制度、金融状況を見ますと、いわゆる銀行業務の中にいろいろな業態の商品、これも入ってきているところであります。典型的なものは、最近郵政の方も取扱いを始めましたけれども、いわゆる投資信託、それからいわゆる生命保険の窓販等、各業法がありますけれども、いろいろな金融の組合せ商品等も出てきているところであります。

今回のこの委託という考え方の中に立つて言うところ、銀行商品及びそれ以外の証券、生保商品のいわゆる委託、再委託、これについては、この銀行法という範疇だけに限られるんでしょうか、それとも、いわゆる先ほど言った金融商品の中に入っていればそれも委託に出せる、あるいは再委託できるといふような考え方でもよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 保険あるいは投信等につきましては、それぞれ保険業法あるいは証券取引法におきまして所要の制度が整備されているところでございます。

再委託の関係でございます。まず、保険の募集につきましても、保険業法上、復代理は禁止されていると解されております。したがって、復代理という形ではなくて、直接保険募集の委託を締結するという形を取るようになるかと思われまします。投資信託の販売につきましても、証券取引法上、証券仲介者による証券仲介業務の再委託は認められておりませんので、行うとすれば直接委託を行うという形になるかと思ひます。

○山下英利君 そういたしますと、今回の銀行法の改正というのは、あくまでも銀行の通常の預金、貸出し、こういった範疇に、あるいは為替取引という範疇にとどまってしまうということと、今の金融マーケットといいますが、銀行業務の中で全部をカバーするという形ではないわけでありまします。

したがって、銀行法だけでなく、これは、いわゆる要するに証券取引法あるいは保険業法といったものも併せた、将来的なそういういわゆる代理店制度の拡充というのをもまた考えていくべきなのかどうか、この辺は議論をしていかなければいけないのではないかと思います。ただ、顧客のニーズに対応するという観点からいえば、これは広げていいのではないかと私個人的には思ひます。しかし一方で、管理監督という部分において複雑化するというところの難しさもあるというところではないかと思つております。

この点について、今の金融コンテグロマリティ化、あるいはいわゆる貯蓄から投資へという考え方の中で、これからのいわゆる代理店制度のそういった方向性について、担当大臣、どのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 委員からは、保険や証券について再委託を認めるなど、販売チャネルの

多様化についてしっかりと議論を進めていくべきではないかと、こうした視点から御質問いただいたわけでありますけれども、私も同意的にしましては、金融改革プログラムにおいて述べさせていただいており、利用者の利便の向上を図る観点から、今回の銀行代理業制度を始め、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大に取り組んできたところでございます。今後とも、利用者保護を図りつつ、各業態における金融商品、そしてサービスの販売チャネルの拡大に努めてまいりたいと考えております。

なお、保険会社と直接契約関係のない再委託を認めることにつきましては、保険の特性上、複雑かつ多様な商品が多く、保険会社の指導、教育などが不可欠である中で、利用者保護の観点から慎重な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

また、証券仲介業制度につきましても、所属証券会社の注意義務やあるいは当局の監督の実効性の観点から、証券会社と直接契約関係のない再委託を認めることにつきましては、利用者保護の観点から照らして慎重な検討が必要ではないかと認識をいたしております。

○山下英利君 今の大臣の御説明、もつともであります。ますます複雑多様化すれば、それだけ管理監督も複雑になってまいりますし、その状況に対応した手段を講じていかなきゃいけないと、これはもつともな話であります。

しかし、現実には、今銀行が一番収益として求めているのは、通常の貸出しという、貸出しももちろんありますけれども、やはりこの投資信託とか金融の商品を顧客に販売することによる手数料の収入、これをいかに拡大していくかというニーズがあるわけでありまして、特に投信の場合には、これは証券会社が要するにその運用を委託している、委託という運用を任されているというだけでなく、銀行本体がむしろファンドを組成して運用しているケースもあり、これはケース・バイ・ケースで対応しなきゃいけないという部分が

ありますので、今後の展開によっては、やはりここら辺を柔軟に対応していかないと、本来の銀行の収益源というものをこの代理店制度が十分に賄っていけないというふうな部分も出てくるのではないかなと、そのように思っているところでありますので、そのような、今のようなコメントをさせていただいたところであります。

今日は、郵政民営化準備室にお越しをいただいておりますので、先般郵政民営化の法案が通りまして、今回の代理店制度について、やはり同様に委託という問題についてこれは御質問をさせていただきます。

私からちょっとお聞きをしたいのは、簡易郵便局のことなんです。簡易郵便局というのは、従来郵政公社から委託を受けてそれで業務を行ってきたという形でありまして、これ民営化にしますと、今度各、民営化会社は分かれるわけですから、委託を受けて、それは再委託というスキームになろうかと思えますけれども、それで、そういった形で従来どおりの業務というのが継続できるんではないかと。

○政府参考人(細見真君) お答えいたします。

郵便窓口業務、郵政事務、郵便窓口業務につきましては、これは郵政窓口事務の委託に関する法律におきまして、郵便局会社がまず郵便事業会社から委託を受け、それを簡易郵便局に出すという格好、再委託するという格好になります。それから、銀行業務、貯金の業務につきましては、これも郵便局会社が委託を受けてそれを再委託すると、簡易郵便局に再委託するという格好になるかと思えます。

多分、委員の御関心は保険業務について一番おありかと思いますが、保険業務につきましては、ただいまの金融庁の方から御説明がありましたとおり、保険募集については再委託が認められていないということでございますので、他方、その他保険に関する業務、事務についてはこれは再委託が認められているということ、例えば保険料の収受とか保険金の支払と、こういったことについて

は再委託ができると、こういうふうな整理をされているというふうな理解をしております。

したがって、簡易郵便局が保険業務を継続する場合には、保険募集の委託に係る契約につきましては郵便保険会社と直接に結ぶ、郵便局会社を通ずるということではなくて、郵便保険会社と直接結ばなければならないということでございますが、その他の業務、先ほど申し上げましたような保険料の収受とかあるいは保険金の支払等につきましては、郵便局株式会社が郵便保険会社から委託を受けた上で、さらに簡易郵便局に再委託すると、こういうことができるというふうな理解をしております。こういうスキームによりまして、郵便局株式会社が簡易郵便局を実質的に支援をした指示をしていくということは可能ではないかというふうな認識をしております。

なお、ただいま申し上げましたような手法につきましては、民間においても既に同様な事例があるのではないかとこのように聞いておるところでございます。

○山下英利君 したがって、民間と同じイコールフットイングという状況になった場合には、今度は直接その委託契約を結ばなきゃいけない、保険の部分についてはですね、そういう状況になってくると。

それは一つ横へ置いておきまして、そういった形で、その簡易郵便局自体がこれは郵政の民営化の中でその委託契約を結ぶということであれば、お互い状況もよく分かっているわけですから委託契約というのは結びやすいんじゃないかなと、そう思いますけれども、今回、例えば銀行の部門についていけば、これは、郵政を民営化するといろんなほかの銀行の商品も取り扱えるようになって、それで業務の範囲が広がりますよということ、一つの答弁としても委員会が大臣から聞かれていたところなんですけれども、この場合の簡易郵便局の要するに、その再委託先の認定基準、まあ再委託先というよりもむしろ直接かもしれませんが、認定基準というのは、まあ簡易郵便局という

のは、大体地方の言ってみれば兼業で、いろんな事業をやりながらそんな小体零細でやっているところがあるんです。そういったところを代理店としての認定基準にきちんと入れられるのかどうかということについては、改めてこの委員会でも今度金融庁の方にお聞きをしたいんです。

この銀行代理店業務というものを、例えば一般の、民間の金融機関と簡易郵便局がその代理店契約を結びますよといったときに、事業者としての認定であるとかあるいは兼業に対する制限とか、今回法律で書かれておりますけれども、そういったものというのはどういうような判断基準でごらんになるんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一般論として申し上げますと、制度論といたしましては、民営化後の簡易郵便局につきましてもこれは一般の事業会社と同じような扱いになるわけでございます。ただ、簡易郵便局につきましては、一つは郵便局株式会社にによりまして社会的信用があるものとして選任されることになること、それから現在滞りなく簡易保険契約の業務を行っていること、こういったことを踏まえまして、保険業法の下においてもその保険募集等の業務を適切に行うかどうか判断されていくことになるものと考えております。

○山下英利君 今の一般論の説明、これはそれで結構なんですけれども、大事なことは、その地域におけるサービス、これが民営化した後で劣化するのではないかということ、これは一つの基準でもありますし、むしろ劣化するということよりも、この銀行の代理店制度によつてほかの金融機関の商品も取り扱って、いわゆる商売、商売という品ぞろえを増やして、むしろ営業活動が活発になるということは一つのプラス要因だと私は受け止めております。

もちろん、簡易郵便局のあるところというのはそんなに大きな金融ニーズがあるとは思いません。しかし、全国津々浦々、やはりそういった金融のニーズについてより幅広いサービスが提供で

きるようになるということが、この銀行代理店制度、これは、イコールフットイングというのは、郵政の場合からもうすぐすけれども、一般の民間側から見ても、やはりイコールフットイングで更にビジネスチャンスを広げるという意味では必要だと思っておりますので、一般論はそれで結構でございますけれども、実質的な運用については金融庁並びに民営化準備室の方にも十分配慮をいただきたいというふうに申し上げまして、もう時間が来てしまいましたので、私の質問、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○富岡由紀夫君 民主党・新緑風会の富岡由紀夫でございます。

今回の銀行法の一部改正に関して質問をさせていただきます。

まず、ちょっとお伺いしたいんですが、今回の改正、代理店制度の業務範囲の見直し、いろんな諸規制の見直しについてですが、まあ、金融業界、いろんな業界からは前からいろいろ要望があつて、今回その要望に沿って見直しをしたということでございますが、私の感想で言いますと、今まで一生懸命要望していたんだけど、駄目だ、駄目だと金融庁は頑として認めなかったということなんです。今回、余りにも簡単に手のひらを返したように認められたということで、その辺のところ、要望していたのがまさかこんな一〇〇％以上認められるとは思っていませんが、その辺の状況について伊藤金融担当大臣はどのように感想をお持ちなのか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 今まで関係者から要望が出ていたにもかかわらず、金融庁が積極的ではなかったと、それが突然にと、そういう御指摘でございますけれども、私どももいたしましては、銀行代理店制度を見直して、そして幅広い方々がこの代理店制度に参入していただくことによって、代理店の担い手というものを拡大して利用

者の利便を向上するとともに、金融機関の、銀行の経営の効率化に資するような重要な制度改正であるというふうに認識をいたしておりましたので、この制度改正をできるだけ早く国会に法案として提出をさせていただき、御審議をしていただいて、成立をしていきたいと考えていたところでございます。

そうした観点からも、御承知のとおり、規制改革・民間開放三か年計画、閣議決定をされた計画の中にも記載をされておりましたし、その手当てを早期に行うことということになっておりましたので、それを踏まえて検討作業を進めさせていただいて、今国会に提出をさせていただいたところでございます。

○富岡由紀夫君 今よく、何というんですか、はつきりとよく理解できないところもあったんですが、要するに民間から要望があったということ、ちょっと今そういうお話があったんで、それに関連してちょっと質問させていただきますが、質問の順序変わりますが。

全国地方銀行協会の、何というんですか、中で、銀行代理店制度の見直しという形で、金融審議会の方で整理、論点整理されて、それに対する意見書というのが地方銀行協会から出されております。その中で、今要望したえるというふうなお話があったんですが、地方銀行協会は、要するに銀行が銀行代理店業者を適切にコントロールする、ガバナンスをちゃんと利かせるという仕組みも制度上担保する必要があるということを要望しているんですが、これについては法律上どのような手当てされているのか、具体的な条文もしあれば教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず、銀行でございしますが、代理店に、代理業者に對しまして十分にその適正な業務運営が行われるよう指導監督する、そういったことを法律に規定しているところでございます。

具体的には、今般提案しております法案の第五十二條の五十八というところでございますして、読

み上げますと、「所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に關し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬ。」としておられるところでございします。さらに、今度は五十二條の五十九というところでございますけれども、所属銀行は、代理業者が顧客に加えた損害につきましてその損害を賠償する責任を負うといった規定をしておられるところでございます。

○富岡由紀夫君 今ちょっと、今、五十二條の五十九ということで今出たんで、その続きを見ますと、銀行は損害賠償の責任を負うということなんですが、その後を見ると、相当の注意をしておられる場合には云々と書いてあって、そのときには適用しないと、銀行は損害の賠償を適用しないというふうにあるんですが、これは具体的にどういう場合は銀行は損害賠償の責任を負わないのか、教えて、具体的にお示しをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず、五十二條の五十九の立て付けでございますけれども、これは民法第七百十五條の使用者責任の特則という、そういう位置付けかと思ひます。民法七百十五條の適用に当たりましては、例えばこの例でございますと、銀行と代理業者の委託關係があるかないかということが争点になるケースが多いわけでございますが、今回につきましては、その点につきましてはその委託元の責任ということを、そこをきっちり規定したわけでございます。

続きまして、その使用責任の判例上免責の判断、その免責のところでございますが、このところにつきましては、事実上無過失責任に近い運用がなされていると言われております。したがって、実際に免責が認められる場合は限定されているものと考えております。

○富岡由紀夫君 無過失責任の今お話されましたけれども、今いろんな偽造・盗難通帳ですか、偽造キャッシュカードとか、そういったところで銀

行の責任が問われるようになってきていると思うんですが、その辺との關係はどうなんでしょうか。代理店、銀行本体もいろんなそういう責任を負うような形になってきているんですけれども、今回の代理店についてそういった無過失責任が主張できるのか、その辺のところの整理をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 運用に当たりましてはいろんな判例等から類推しますと、その辺は無過失運用に近い運用が行われているという、そういうことを改めて申し上げたいと思ひます。

続きまして、偽造キャッシュカードということでございますけれども、こういった、今回の法案におきまして、委託元銀行が、代理店が顧客に加えた損害を賠償する責任を負うこととしておりますので、御指摘のようなキャッシュカードをめぐる代理店が過失により顧客に損害を与え、損害賠償責任が認められるような場合にございしても、基本的には委託元の銀行が賠償する責任を負うことになるものと考えております。

○富岡由紀夫君 ということは、銀行がほとんど一〇〇％責任を負うというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず、二点申し上げたいと思ひます。

まず一点の損害賠償でございますが、そういった民法の特則という形で制定をしておりますので、その運用が極めて、これまでその事例が認められた例は、そういった前例から考えますと、極めて限定されているということが一点でございます。

続きまして、偽造カードの問題につきましては、それとはまた違う次元の問題かと思ひますけれども、今回の偽造カードによる払戻し等につきましては、盗難あるいは偽造によりましていろいろな類型がございしますが、例えば善意かつ無過失で、本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合、そういった、これも相当限局された局面かと思ひますが、そういった場合を除きますれば銀行が責任を負うケースが多いと思ひます。

○富岡由紀夫君 よつぽどのことがない限り、銀行は責任を負うという理解だということよろしいかと思ひます。

それと、続きまして質問なんですが、代理店での貸付業務について伺いたいと思ひます。

今までのいろんな説明ですと、個人向けローンはオーケーですけれども、事業向けの貸付けは駄目ですというお話があるんですが、その辺のところがちよつと非常に基準があいまいなのかなというふうに思っております。個人向けローンはいいですよと、だだけと事業者向けローンは駄目ですよという話なんです、よくあるんですけれども、個人向けのアパートローンというのがありますが、これは代理店で貸付け、実行できるんでしょうか。

○委員長(山本孝史君) 御答弁、お願いをします。

○政府参考人(三國谷勝範君) そういったアパートローンにつきましては基本的には個別の判断によるところもございしますけれども、それが消費者が欲するようない、言わば定型的なような形でございますれば、それは事業融資というわけではございまして、認められるケースがあると思ひます。

○富岡由紀夫君 個別に判断するということですか。今の事業者向けじゃなくて個人の場合はいいということ、アパートローンは個人のローンであればいいというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 最初から申し上げたいと思ひますけれども、今回の法案では銀行代理業への参入を許可制とする等の制度を仕組んでいるわけでございますけれども、銀行業以外の他業の兼営が銀行代理業の適切かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがある場合には、銀行代理業と当該他業の兼営が認められないということになっております。

他業の兼営が支障を及ぼすおそれにつきましては、個別のケースごとに銀行代理業や他業の内容

等を見て判断することになります。一般事業会社につきましては、通常銀行業以外の事業において、既に様々な取引関係、利害関係を有しているため、こうした者が事業向け貸付けの代理、媒介を行うことにつきましては、一般に利益相反等の弊害が生じるおそれが高いと考えられ、基本的には事業向け貸付けの代理、媒介は認められないものと考えています。

アパートローンの話でございますけれども、一般事業者である銀行代理店による個人の賃貸アパート建設に対する貸付けにつきましては、これは個別に判断することとなりますが、例えば個人が余資運用として賃貸アパートを建設する際の貸付け、こういった場合には事業向け貸付けと異なり、利益相反等の支障が生じるおそれが高いとは必ずしも言えず、取扱いが認められることが多いものと考えております。

○富岡由紀夫君 今言ったようなアパートローンの基準が、余った余資を運用するだけだったらいんですけれども、そのもつと大規模に事業開発して相対策を含めてやるケースもあるんですね。そういった場合の基準、どこからどこまでがよくて、どこからどこまでが駄目なのか、金額基準なのか戸数なのか、その辺のところはどういうふうに判断したらいいのか、どういうふうにあるときは認められて、あるときは認められないのか、具体的なガイドラインというものを教えていただきたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしましても、事業向け融資につきましては、そういった事業者がそれぞれこれまで培ってきたいろいろな取引関係、こういったところによりまして利益相反の弊害が生じるおそれが高い、こういったことから一般的にはそういった貸付けの代理、媒介は認められないわけですが、小口定型的な貸付けにつきましては、これはそのようなおそれがないわけですので、そういったものにつきましては認められるケースが多いということでございます。こういった具体的な基準につきましては

は、今後更にいろいろ、政省令等あるいはガイドライン等でその辺を線引き等を進めていきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 後で質問しようと思ったんですけど、今、政省令とかガイドラインというお話があったんですが、衆議院でも議論、議事録を見ますとされていたんですが、代理店の財産的要件とか人的構成要件とか、今言った、今の兼業規制の許可の具体的な要件はそういう政省令とかガイドラインで明示するということなんです。今我々が銀行法の審査をしている正にこの財政金融委員会の中で今そういった金融庁のお考えになる具体的な骨子を示していただかないと、まさしく私は今回の法案の審査のそのものだというふうに思っているんですが、そういった骨子を何で示していただけないのか、教えていただきたいと思います。

○大臣政務官(西銘順志郎君) お答えをいたします。銀行代理業の許可に当たったの財産的基礎といましては、銀行代理業の適切な業務運営を確保する観点から、純資産を有することなどを求めることを検討いたしております。また、人的構成等といったしましては、銀行代理業を的確、公正、効率的に遂行するために必要な能力を有する者を配置し、かつ必要な体制整備を行っていること、銀行法上の処分歴がなく他法令の違反歴もないなど、十分な社会的信用を有する者であることなどを考えております。

兼業が認められる要件といたしましては、兼業の内容が法令に抵触しないこと、兼業の内容が銀行代理店としての社会的信用を損なうおそれがないこと、兼業の内容が利益相反取引や優越的地位の濫用といった弊害が生じる蓋然性の高いものでないことなどを求めることを検討いたしております。本法案は平成十八年四月一日施行を予定しているところでございます。こうした基準につきましては、それまでの間にパブリックコメントを

行った上で、政省令やガイドラインにおいて対外的に示すとともに、個別の許可、承認に当たっては基準に従い適切に審査してまいりたいと考えております。

○富岡由紀夫君 いや、今質問したのは、そういった具体的な基準が何でこの場で明示したくないのかということをお尋ねしたんです。その内容は衆議院の委員会の答弁でも同じ答弁をいただいているというふうにも私に理解していますので、なぜそういったことが今回この委員会の中で事前にお示ししたくないのかと、その点について伺いしているんです。

○委員長(山本孝史君) きちんと答弁ください。○政府参考人(三國谷勝範君) 他業が銀行代理業に支障を及ぼすおそれにつきましては、あくまで申請者ごとにそれぞれの兼業の内容、内部管理体制等個別の状況を見て判断する必要があります。したがって、法律においてその基準を一律に明記することは困難でございますが、私どもとしては、このような取扱いにつきましては運用の考え方を対外的にきちんと示しまして、適切な運用を行ってまいりたいと考えております。

○富岡由紀夫君 何でもそれを、適切な運用の内容をお示ししたくないのか。この法案を審査しているときに事前にお示ししたくないと、それがいけないのか悪いものか判断できないんだと思うんですが、どうしてそれがお示ししたくないのか。ほかの法案でもそうなんですけれども、今回読んでいてつくづくそういうふうに思ったので、改めて伺っています。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一つには、こういった申請というものは、個々の申請者によりまして、それぞれいろいろな内部管理体制等あるいは個別の違い等がございますので、それを法案において一律に示すということは、これは困難であることは御理解いただきたいと思います。私どもとしては、これまで御説明しておるような内容、こういったものを基本的な考えとしつつ、なおかつ、こういった御審議あるいは政省令等の

段階でパブリックコメント、こういったものにも付しながら適切な運用基準を定めてまいりたいと考えております。

○富岡由紀夫君 いや、全然議論がかみ合わないんですが、具体的に法律に書けないことはそういったものに落とすという話なんです。その落とす事前の内容をお示ししたくない理由は何かのかということをお尋ねしているんですが。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしましても、まず参入に当たりましては、社会的な信用あるいは人的構成、財産的基礎あるいは兼業のおそれ、こういったものを基本的な考え方としてお示ししているところでございます。また、兼業につきましては、それが法令に違反しないかどうか、あるいは社会的な信用の問題等々も考慮しているところでございます。

こういったことにつきましては、私どもとしても、これまでも国会答弁におきまして御説明しているところでございますが、なお実行に当たりましては、いろいろな御意見を踏まえて御意見、更にはパブリックコメント等を踏まえて適切なものにしていきたいと考えているところでございます。

○富岡由紀夫君 いや、よくお答えいただけないと思うんですが、なぜ政省令とかガイドラインの骨子がこの法案と一緒に示しただけなのかと、その理由です。それをお答えいただきたいです。伊藤金融担当大臣、どういうふう

に御認識されていらっしゃるんですか。○国務大臣(伊藤達也君) 私どももいたしましては、できる限り私どもとしての現在の考え方を示しをさせていただいて、そしてこの審議を通じていろいろな御指摘があるかと思っております。そうした指摘を踏まえて、今後の基準についての具体的なものについて政省令やガイドラインを示させていただいて、そしてパブリックコメントに付して、パブリックコメントで寄せられた意見というものを踏まえながら政省令あるいはガイドラインというものを策定していきたいというふうに考え

ているところでございます。

今提供できる限りの私どもとしての考え方を誠心誠意御説明をさせていただきながら、審議をお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 私に思うに、そういったガイドラインとか政省令というのはもう多分できていると思うんですが、それを一緒に出して、今言ったように国会の審議を反映させてというふうにするというふうなお話だったんですが、反映させるのであれば、この法案と一緒に出して、その中でそれが骨子がいかどうか判断して修正してやれば私はいいんだと思うんですね、この中での議論とか。あと、その後パブリックコメントにも付して、それを加味して修正すればいいんですが、それをやらないというのは、私は、単にお役人の方がそういったものを出して修正するのが嫌なのかというふうに私は勘ぐっちゃうんですが、別に直された方がいいじゃないですか。

そういった、いろんなガイドラインとかそういうものを出してみんなで議論して、正しいものは正しい、ここはもう少しこうした方がいいよということはこの委員会の中で議論するのが本当の法案の審議じゃないかと私は思うんですが、それはパブリックコメントというか、言っていますけれども、我々はパブリックの代表者ですから、その意見を反映させるのがなぜできないのかということと是非伊藤担当大臣も認識していただいて、今後のこの委員会審議というか、法案審議に私は反映させていただきたい、していただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 政省令やあるいはガイドラインが既にあって、それを何か委員会審議に隠して、それで御審議をお願いしているということではございません。

私どもとしての基本的な考え方をこの審議を通じて誠心誠意御説明をさせていただいて、そして国会の審議を踏まえた上で政省令あるいはガイドラインを作成をさせていただいて、パブリックコ

メントに付させていただき、そしてその意見を踏まえて政省令、ガイドラインというものを策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長(山本孝史君) ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(山本孝史君) それじゃ、速記を起こしてください。

○政府参考人(三國谷勝範君) 参入時の許可につきまして、一つは法律としては人的構成の問題、それから二点目は財産的基礎、三点目は他業の兼営の問題ということで基本的な考え方を示しているところでございます。

これに對しまして、この具体化でございますが、この人的構成に照らしての部分につきましては、一つは、銀行代理店業務を的確、公正、効率的に遂行するために必要な知識経験を有する者を配置し、かつ必要な体制整備を行っていること、預金、為替を扱う場合には、委託元銀行による各種研修履歴等を有する者が配置されるとともに、委託元銀行との間でオンラインの整備がなされていること、貸付けを扱う場合には、金融機関における数年間の勤務経験を有する者が配置されるところに、委託元銀行によって十分な審査体制が構築されていること、こういったことでございます。さらに、銀行法上の処分歴がなく他法令の違反歴もないことなど、十分に社会的信用を有する者であること、こういったものを内閣府令において規定することを考えているところでございます。

続きまして、財産的基礎でございますが、純資産を有することと考えておりますが、これは数百万円程度と考えておりまして、これを内閣府令において規定する方向でございます。又はガイドラインでございます。失礼いたしました。

次に、他業の兼営の問題でございますが、基準としては、これも御答弁申し上げている、過去に申し上げておりますが、一つは事業の内容が法令

に抵触しないこと、二点目は兼業の内容が銀行代理店としての社会的信用を損なうおそれがないこと、三点目は兼業の収支の見込みが良好なものであること、四点目は兼業の内容が利益相反の取引や優越的地位の濫用といった弊害が生じる蓋然性が高いものでないこと、五項目としては、兼業と銀行代理店業務との間において顧客情報の適切な取扱い、利益相反防止に関する内部管理体制が整備されていること、こういったことを内閣府令等において規定する方向で考えております。

○富岡由紀夫君 内閣府令とかガイドラインというのは今の内容と同程度のものしか出ないんですか。それ以上、もっと具体的に出るんじゃないんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 基本的には今のような考え方を踏まえまして、更に実務的検討あるいはパブリックコメント、こういったものを踏まえて最終的な形にしていきたいと考えております。

○富岡由紀夫君 今言ったように、そういった内容を、骨子、あらあらでも結構なんですけれども、その法案というか、ガイドラインというか、政省令の、何というんですか、たたき台みたいなものを、そういったものをなぜこの場に法案と一緒に出していただけないのか。そのことをもう再三我々は要求しているんですが、それについて伊藤金融担当大臣、お答えいただきたいと思うんですが、どうですか、出していただけるようにしていただけないでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今、総企局長の方から基本的な考え方について御説明をさせていただいて、これを基本としてその実務的な検討あるいは国会の御審議、パブリックコメントから寄せられた御意見というものを踏まえて政省令、ガイドラインというものを策定していきたいというふうに思っております。今御説明をさせていただいた内容につきましては、これ今までも説明をさせていただいてるところでございますけれども、それを文章で今出すということはできますか。は

い、今文章でお示しをさせていただくことができればと思います。

○富岡由紀夫君 今後の問題として、やはり同じようなことが多分あると思うんで、法案の審議のときには必ず一緒に、その骨子だけでもいいですから、たたき台でもいいですから、是非付けて一緒にいただきたいと思います。

その上で、パブリックコメントに付す、付すと言っていれば何か万能のように聞こえるんですが、パブリックコメントといったって、我々がまさしくそのパブリックの代表者ですから、我々の意見を聞く前にそのパブリックコメントを聞く内容をお示ししたくのが私は筋だというふうに思っているんですが、我々より先に違う人に出すというのはよく訳が分かんない。何のために我々がいるのかという存在意義にもかかわってきますから、是非その辺のところをこれ今後改めていただきたいというふうに思います。我々はただ内容も分かんないのに賛成か反対かしているだけで、何かばかみたいにも思われるので、是非その辺をしつかりと出していただきたいというふうに思います。

○委員長(山本孝史君) ちょっと速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(山本孝史君) じゃ、速記を起こしてください。

○富岡由紀夫君 ちょっと逆の聞き方をしますと、こういった法案を審議するときに政省令やガイドラインを出さないことのメリットというか理由、どうして出さないのか、出さないという方がいいのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤達也君) 法案を提出をさせていただくに当たって、私どもとしての考え方については、この当委員会を通じて誠心誠意御説明をさせていただいているところでございます。

先ほど来、そのパブリックコメントを付すということはその国会の審議の形骸化が起きるんでは

ないかと、そういう観点からの御指摘がございましたが、そんなことはございませんで、私どもはこの審議というものを非常に大切に、そしてそれを踏まえた上で政省令やガイドラインの具体的な策定に当たっていきいたいというふうに思っております。

したがって、この法案につきましても、先ほど来局長からお話をさせていただいておりますように、業務を遂行していく能力として求められる基本的な考え方でありまして、あるいは財産的基礎に対する考え方でありまして、あるいは兼業における業務に、代理店業務に対する支障のおそれについての基本的な考え方、そのことについて御説明をさせていただいておりますので、それが先ほど来御指摘いただいておりますあらあらの基本的な枠組みとして、今後の政省令あるいはガイドラインの策定のたたき台になるということで御理解をいただくことができればというふうに思っています。

○富岡由紀夫君 いや、お尋ねしたことに答えていただけないんですが、出さないことが何がいいのか、出さないことのメリット、教えていただきたいと思いますが。

○国務大臣(伊藤達也君) 出さないわけではなくて、私どもとして可能な限り誠意御説明をさせていただいていくところでございます。

○富岡由紀夫君 いや、出そうと思ってるけれども出せないということですか、可能な限りということとは。出そうという御意思はあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 基本的な考え方について、詳細な点は詰める点はあるかというふうに思いますが、基本的な許認可に当たったの基準について、そのたたき台となる部分については、私どもとして審議を通じて誠意御説明をさせていただいていくところでございます。

○富岡由紀夫君 ということは、出していただけないというふうに考えてよろしいんですか。

○国務大臣(伊藤達也君) それを今まで重ねて御

説明をさせていただいてるところでございします。

○委員長(山本孝史君) 今のすべてだとおっしゃっているんです。

○富岡由紀夫君 いや、ということは、こっちからいろいろ探って質問しないと、そのガイドラインの骨子というかが中身が出てこないということになりますよね。我々が質問しないで漏れたところは全然そのまま、何というか、ノーチェックで法案が成立してしまうということになりますから、そんなことで本当によろしいんですか。

法案の中身を我々がチェック、十分隅から隅までチェックできないまま法案が成立してしまう、本当にそれでよろしいというふうに伊藤金融担当大臣はお考えですか。

○国務大臣(伊藤達也君) 私も立法府に籍を置く者でございますので、衆議院の審議の段階においても、この参議院においても、私どもとしてできる限り丁寧な御説明をさせていただいていくところでございます。

○富岡由紀夫君 もう時間がないので次の問題行きますけれども、是非十分法案が、我々が存在意義が発揮できるように、その法案のガイドライン、法案の下に落ちる政省令とかガイドラインの中身を、骨子を是非出していただきたいと思えます。そうしないと審議漏れが起きますからね、我々が、全部質問できればいいけれども、そんな人いませんから。全部出していただいて、ここおかしいんじゃないか、ここはどうなんだというところをチェックできないと、これは国民の皆さんに結局は最後ツケが回っていくことになりまして、変な法案が成立してしまうということになりますから、そこはしっかりと肝に銘じて是非出していただくようにしていただきたいというふうに思います。

ちょっと次の質問に入りますが、諸外国の銀行代理店制度というか仲介業務、これはアメリカの一部を除いて当局の許認可が不要であると、出資規制等々もないというふうに向っておりますが、

そういう理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國合勝範君) 御指摘のとおりでございます。欧米主要国におきましては、日本の銀行代理店に相当する業務が幅広く認められておりまして、参入に当たって基本的には当局の許認可は不要である例が多いと承知しております。

御指摘のように、例外といたしまして、例えばアメリカにおきましては、一つは銀行からアウトソースされた業務を取り扱う銀行サービス会社、これが実質的に銀行の支店と判断されて許可が必要になる場合、あるいはアメリカには送金業者というのがありますが、これにつきましては州により免許制を取っている場合があるものと承知しております。

○富岡由紀夫君 基本的には、全体的にはどうなんでしょうか。多い、ある方が多いんですか。それとも許認可がない方が多い、多いんですか。

○政府参考人(三國合勝範君) 一般的には許認可が不要である例が多いと承知しております。

○富岡由紀夫君 なぜ諸外国は許認可が不要なんでしょう。その理由を伊藤金融担当大臣、どのようにお考えいただけますか。

○国務大臣(伊藤達也君) この許認可が不要であったとしても、例えばアメリカの例におきましては、銀行が委託するに当たって、委託先についてのデューデリジェンスを行うとともに、銀行のデューデリジェンス体制について当局が検査・監督を行うこととしているほか、イギリスにおきましても、銀行は委託先を管理監督することとされ、委託計画につきましては前もって監督当局であるFSAに報告しなければならぬとされているなど、代理店の適格性を確保するための措置が講じられているものと承知をいたしております。

○富岡由紀夫君 日本はなぜそのようにしないんですか。日本は何で許認可制で、兼業規制なんかは許認可のままなんです。そういう諸外国と同じようになぜできないんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) これは今回の場合には一般事業者も含めて幅広く銀行代理店業に参入を

していただくと、その参入をするに当たって代理店業務の健全性かつ的確な業務の運営を確保していくと、利用者の保護というものを確保していく、そのためにしっかりとしたチェックができる枠組みというものを設けると、こうした観点から参入時におきましては許認可というものを、そして参入後、新規のものについては個別の承認制というものを導入をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 今の説明ですと、諸外国はそういったことでなくて、事後の監督とかいろんな、デューデリジェンスのいろんなことでフォローすることなんです。何で日本は許認可制であり、そういった認可制を取っているのか、その違いを教えてください。なぜ諸外国にできて日本はできないのか。

○政府参考人(三國合勝範君) 銀行代理店業への参入につきましては、許認可が不要とするか、あるいは必要とするか、それは双方が考えられるところでございますが、今回新たに幅広い一般事業者の銀行代理店業への参加を認めるに当たりましては、いろいろな方々から兼業が代理店業に支障を及ぼすおそれについて指摘があったところでございます。

こうした指摘を踏まえまして、今回の法案におきましては、銀行の健全性確保や利用者保護の観点から、一つは業務遂行能力、二つ目は社会的信用、三つ目は銀行業以外の他業の兼営が代理店業に支障を及ぼすおそれなどをチェックする必要がありまして、許可制を導入することとしたものでございます。

○富岡由紀夫君 済みません、その海外は、諸外国は何もないのに、何で日本だけそういった理由で許可制を取っているのか。諸外国ができて日本にできない理由を伊藤金融担当大臣、お答えいただけますか。

○委員長(山本孝史君) 明確に御答弁ください。○国務大臣(伊藤達也君) これはいろいろな方法があるかと思えます。規制緩和を行うことに

よって、そのことが利用者の利便上問題が生じる、あるいは銀行の適切な運営上支障が生じる、そうしたおそれがないように慎重に許可制というものを導入をして、そしてしっかりとしたチェックができる枠組みというものを今回制度設計をさせていただいたということでございます。

この法案を提出するに至るその議論の中でも、一般の事業者まで拡大をして規制緩和を行うに当たっては、やはりチェック体制というものをしっかりと構築していかなければいけない、そうした議論というものがございました。そうしたことを踏まえて今回の制度設計をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 お答えいただいているんですけど、何で諸外国ができて日本ができていないのか、その違い。今、必要性は分かりましたけれども、諸外国はなぜそれをやらないで済んでいるのか、その違いを説明していただきたい。説明になってないと思うんで、説明をもう一度お願いしたいと思っています。

○国務大臣(伊藤達也君) できないということではなくて、慎重に利用者保護上のチェック体制というものを今回の制度設計に当たって構築をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 何で諸外国は慎重にやらないのに、日本だけ慎重にやるんですか。

○国務大臣(伊藤達也君) この点については、規制緩和を行って幅広い方々に代理業、銀行代理業に参入をしていただくに当たって、しっかりとしたチェック体制というものを構築していく必要があると、これは利用者保護上重要ではないか、こうした御議論というものを踏まえて私どもとして慎重な制度設計をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 海外はどうなんですか。海外はそういった心配要らないというふうに判断しているんでしょか、海外の当局は。

○国務大臣(伊藤達也君) 海外につきましても、先ほどアメリカやイギリスの例を示さしていただ

いたように、業務の適切性、そして代理業者の適格性というものを確保するための必要な措置というものを講じているわけでありまして。

それぞれの制度については多少の違いがあるのかというふうに思いますけれども、私どもとしてその利用者保護上の観点から今回のような枠組みというものを設計をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 今、伊藤金融担当大臣のお答えは、三國谷さんのお答えを聞いていないというふうに理解せざるを得ないんですけども、海外はそういうことをやっていないというふうに今三國谷さんはおっしゃったんですよ。なぜ日本だけそういうった許認可をやっているんですか。今三國谷さん、ほとんどやってない、許認可ないと言ったんだから。で、何で日本はやっているのかということです。伊藤金融担当大臣にお答えしていただきたいと思っています。

何で海外は許認可をやっていないのに日本だけ許認可をやるのか、日本だけ慎重にやるのか、消費者保護を日本だけ一生懸命考えてやるのか、その違いを教えてください。海外でできて日本でできない理由をお答えいただきたいというふうなことです。

○国務大臣(伊藤達也君) 三國谷局長からも御答弁させていただいて、海外の状況についてはお話をさせていただきまして、そしてさらに、海外に於いての各代理店の業務の適格性を図るための措置について私から説明をさせていただいたところでございます。

それぞれの制度設計は国によって違うところはございますが、先ほど来お話をさせていただいているように、私どもとして、利用者保護の観点から、より慎重な制度設計をさせていただくために今回の参入制等の枠組みというものを設計をさせていただいたということでございます。

○委員長(山本孝史君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本孝史君) 速記を起こしてください

い。

○政府参考人(三國谷勝範君) お答え申し上げます。

欧米主要国におきまして、先ほど申し上げたとおり、許認可というところにつきましては不要である場合がございますが、そういった場合でも、これまで私がお答えしたところでございます。しかしながら、そういった場合でございますが、例えばアメリカにおきましては、銀行が委託に当たり委託先についてのデューデリジェンスを行うとともに、銀行のデューデリジェンス体制について当局が検査・監督を行うこととして、あるいはイギリスでは、銀行は委託先を管理監督することとされ、委託計画については前もって監督当局であるFSAに報告しなければならぬこととされていると、こういったいろいろな代理店の適格性を担保するための措置が講じられております。ここににつきましては大臣が申し上げたとおりでございます。

日本の場合でございますが、いろいろな御論がある中で、いろいろな御意見を踏まえまして、私どもはこの問題、銀行代理業をこういった形で拡大するに当たりまして、利用者保護等の観点から許可制というものを導入させていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 全然、全く答えが、答えていたではないと。

要するに、今言ったような検査とか管理監督をして、アメリカ、諸外国はそれで済んでいるのに、何で日本だけそれで済まないのかと、事前の許可制、許認可制が必要になってくるのかと。その違いを質問しているのにお答えいただけないというところでございます。お答えいただけないというんであれば、また機会を改めて是非お答えいただきたいと思います。

アメリカに、諸外国にできてなぜ日本にできないのか、何で日本だけいろいろな意見を取り入れて顧客保護に、観点から許可制を取っているのか。その点がもしお答えできないというんであれば、また後日お答えいただけるということで御答弁をいただきたいと思っています。

○国務大臣(伊藤達也君) 日本につきましましては、代理店のやはり歴史というものが諸外国に比べてまだ浅いものがあると。したがって、私どもとしては慎重に制度設計をさせていただいて、そして利用者保護の観点から規制緩和を実現をし、利用者の利便を向上させていくと、そうした視点の中で今回の制度設計をさせていただいたということでございます。

○富岡由紀夫君 まあ、日本はまだ未熟だからということですか、まだ。そういうことですね。分かりました。

次に、ちよつと質問させていただきます。事業向け、さつきありましたけれども、事業向け融資の例外規制も、例外があるというふうに規定されているんですけど、御説明も、いろんな委員会の中でも答弁でもあったと思うんですが、代理店の事業向け融資の例外ケースというのは具体的にどういった場合が認められるのか、お答えいただきたいと思っています。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一般事業会社につきましても、個々の申請者ごとに、事業向け貸付の性質、顧客情報の適正な取扱いや利益相反防止等に関します内部管理体制等に留意して判断することとなりますため、そういったことがすべてそろっている場合、例えば、業績が良好で社会的信用が高く、銀行代理店を経営した場合の顧客情報の適正な取扱いや利益相反防止等に関する内部管理体制等も十分に構築されている場合、こういった会社につきましては、事業向け貸付けであっても取扱いを認められるケースがあるかと考えております。

○富岡由紀夫君 よく利益相反行為の弊害が生じるおそれがない場合ということなんですが、それは具体的にどのようなことを想定しているんですか、よく分からないんですが。

○政府参考人(三國谷勝範君) あくまでもその想定

者なりが、情報の不正乱用とか、あるいは利害関係から生じる利益相反、こういったことがない程度に内部管理体制が十分に構築されている、あるいは人の体制が整っている、そういった場合に事業向け貸付けも認められるケースもあろうかと思えます。

○富岡由紀夫君 これは衆議院の答弁の中で郵便局の取扱、郵便局窓口会社の取扱についてお答えいただいていると思うんですが、郵便局の場合は認められると、事業性ローン、貸付けが認められるという御答弁いただいているんですが、それでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 郵便局につきましては、制度論といたしましては一般事業会社でございまして、新たに事業向け貸付けの媒介業務を扱おうとする場合には、兼業内容が当該貸付けの媒介業務に支障を及ぼすおそれなどの要件について具体的に判断する必要があります。

その際、郵便局株式会社につきましては、一つは特殊会社として総務大臣の監督を受けること、二つ目は従来から預金、為替などの銀行業務に相当する業務を行ってきていること、三つ目はそれに伴います社会的信用、四つ目は審査体制や内部管理体制の状況、こういったことを総合的に勘案いたしまして、問題がなければ認められるものと考えております。

○富岡由紀夫君 一般の事業者に対しては、利益相反行為の弊害がない本当に例外的な場合にのみ事業向け融資が、貸付けができるというふうになっているんですが、極めて限定的な扱いになっているんですが、郵便局も同じ基準でそれは認められるということでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 郵便局につきましては、制度上は一般事業会社として同じ取扱いでございます。当局の監督等によりまして適正に銀行代理店業務が行われると認められる場合には、業務範囲拡大の要件を満たすということでございます。

○富岡由紀夫君 郵政の話になりましたので、郵

政の代理店の話で質問させていただきたいと思いますが、これ郵政公社さんにお答えいただきたいんですが、郵便貯金銀行が今度郵便窓口会社に代理委託をして、そのとき代理委託手数料というのを払うことになると思うんですが、その代理委託手数料の決定方法というのは、どういうふうに、どういう過程で決定されるのか、お答えいただきたいと思います。

○参考人(斎尾親徳君) 先日成立いたしました郵政民営化法では、郵便貯金銀行は安定的な代理店契約によりまして窓口業務を銀行代理店に委託することとなっております。今後、政府により策定されます基本計画、そしてこれを受けて日本郵政株式会社により策定されます実施計画が主務大臣の認可を受ける中で安定的な代理店契約に関する審査が行われ、その中で、新会社の経営陣の判断によって委託に際しての手数料も決定されるものと考えております。

日本郵政公社としましては、今後、郵政民営化法に基づき実施計画の検討が行われる中で、データの提供など十分な御協力をしてまいりたいというふうに思っています。

○富岡由紀夫君 委託手数料の決定の前に、委託契約というのはいくつかの契約に具体的になるのか教えていただきたいんです。一括で郵便貯金銀行と郵便窓口会社が契約することになるとするんですが、その店舗、取扱店舗、取扱郵便局、これは一個一個検討になるのか、それとも全部、契約した場合、代理委託契約した場合はすべての、二万四千幾つかの郵便局がすべて委託契約の代理店契約を結ぶことになるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○参考人(斎尾親徳君) 先ほど申し上げましたように、実施計画の中で具体的に決められていくことだと思いますけれども、私の考えるところ、安定的な代理店契約ということでございますから、一括して契約をするということになるんじゃないでしょうかというふうに思っています。

○富岡由紀夫君 一括して、赤字店舗も取扱量の

認めないところもすべて一括で契約するということが本当に許されるんでしょうか。

○参考人(斎尾親徳君) これも先ほど申し上げましたようにこれからの検討ということになると思いますが、そういうことも可能だということに思っています。

○富岡由紀夫君 平成十七年でしたつけ、今度、十七年か、じゃなくて、二〇一七年ですか、民間に全部株式を放出して郵便貯金銀行が民間会社になったときに、私は多分株主がそんなの認めないと思いますよ。一般民間会社の常識からいって、赤字店舗、取扱いので、郵便貯金の金融サービスまで、取扱いのないところに代理委託するということは当然認められるわけじゃないですか。そういうのは、会社は損失を与えるわけですから、委託手数料払ったって、そこで赤字であれば、そういうことになりませんか。会社に損害を与える、背任行為にも私はなると思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○参考人(斎尾親徳君) いろいろな考え方があって、思いますけれども、その安定的な代理店契約というものの解釈によるというふうに思っています。いろいろと考え方はあると思います。

○富岡由紀夫君 その安定的な代理契約を政府は希望、期待しているだけですね。それを判断するのは完全に民営化になった郵便貯金株式会社が株主の投資の下でやっていくわけですから、株主がそんなの駄目よと言うことが多分当然のことながら想定されるんですが、そういった場合は安定的な代理店契約を政府が幾ら期待したって、会社に損害を与えることになるわけですから、株主が反対すればできなくなる。そういう認識でよろしいですか。

○参考人(斎尾親徳君) これも新しい経営陣のお考えによるものというふうに思っています。

○富岡由紀夫君 いやいや、これは株主が判断することです。一般論で是非お答えいただきたいと思いますが、一般論として、株主が駄目よと言ったことに対してできるんですか、会社が赤

字のところ代理店契約を結ぶことはできるんですか。そういうふうに政府は考えているんですか。

○参考人(斎尾親徳君) 何度も申し上げますけれども、そういうことも含めて新しい経営陣がこれからお考えになることだというふうに思っています。

○富岡由紀夫君 いや、ちょっと済みません。事前に通告しておまして、お答えいただけるというふうになって、私、今質問しているんですが、そういうあいまいな答弁じゃなくて、一般論でもいいですから、もしかしら個人的なお考えでもいいですから、当然そういうことになるというふうに理解できませんか。そういうことでよろしいんですかね。確認だけしていただきたいんです。

○参考人(斎尾親徳君) 一般論で申し上げますと、やはり株主の御意向なども尊重されるべきだというふうに思っております。

○富岡由紀夫君 株主の、そうですね、意向でそうなると思います。

ちょっと通告していたんですが、今の要するに代理店契約を結んで郵便貯金銀行がちゃんと赤字とならない店舗はどのくらいあるのかということをお私に調べておきたいなと思まして、今日質問通告しているんですが。

要は、相当の郵便貯金、金融、郵便貯金の取扱量がないと、代理委託すると赤字になっちゃうんです。代理委託をするということはその代理委託手数料を払うわけですから、相当の手数料を払わないと代理委託してくれません。ということは、相当の手数料に見合うだけの収益を上げていく郵便局しか私は代理店契約が結ばれないんじゃないかというふうに考えております。

そこで、具体的に今の郵便局の中で、それぞれの、郵便窓口の取扱っているそれぞれの郵便局ごとの郵便貯金金額の分布、あと郵便貯金の利ざや、調達コストと運用コストの利ざや、あと郵便窓口会社の取扱手数料、為替手数料の別の、店

舗別の分布、郵便窓口会社の郵便貯金の収益別分布、これらについてお答えいただきたいというふうに思っております。

○参考人(斎尾親徳君) 収益の分布ということですが、申し上げますと、二通りの方法で郵便局別の損益を計算しております、まず全体損益方式というところで申し上げます。

これは、公社の年度決算全体の収益費用を郵便局の人員、それから業務取扱量に応じまして、各郵便局に配分して計算を行う方式でございますけれども、これによりまして、十五年度決算に基づき算出をしたところ、黒字局が一万九千四百八局、全体の九六%ございまして、このうち例えば黒字が百万円未満の局が百十局、それから百万から一千万のところが一十三八局、一千万から一億のところが一十六八局、一億から十億のところが一十六百四十局、十億以上のところが十二局となっております。

逆に、赤字の局でございすけれども、八百三十九局ございまして、このうち赤字が一億を超えるところが八局、一億から一千万のところが一十七八局、一千万から百万のところが一十六十一局、それから百万からゼロのところが一十二局というふうになっております。

そして、もう一つの方法で算出をしております。これは収支相償方式という方式でありますけれども、費用の範囲を郵便局の活動に直接かかわる人件費、それから物件費等の業務運営費に限定しまして、その費用に見合った収益を配分して、全体としては収支ゼロの前提の下で計算を行う方式でございますが、これによりまして、黒字局が九千一百一十一局、それからこのうち黒字が百万未満のものが六百三十四局、百から一千万のところが一十三百十局、一千万から一億が一十四百五十一局、一億から十億の局が七局となっております。

一方、赤字の局が一萬一千三百三十六局ございまして、このうち赤字が一億円を超えるところが六十七局、一億から一千万のところが一十三百六十三局、一千万から百万のところが一十二百二十七

局、百万からゼロのところが一十六百七十九局となっております。

なお、十六年度の利ざやの状況でありますけれども、全体で見ますと、資金運用利回り一・四二%、資金調達コスト〇・七〇%、利差が〇・七二%となっております。

それから、役務取引等の収益ということで見ますと、百万未満の収益のところが五千四百二局、百万から二百万のところが四千一百一十二局、二百万から三百万のところが三千五百九十二局、三百万以上のところが一十二百五十二局となっております。

○富岡由紀夫君 済みません。是非後でちょっと文書で資料いただきたいと思うんですが、今聞いた中で、いろんな切り口がありますけれども、ある切り口だと八百三十九局が現在で赤字と。で、もう一個の切り口だと一萬一千三百三十六局が赤字ということでございます。ということは、一萬局以上が赤字なわけですね。

で、今後、民営化された郵便貯金株式会社が民間の機関として赤字業務をするために代理店委託契約結ぶとは私は到底考えられないと思うんですが、赤字を覚悟で安定的契約を政府が希望するからといって民間会社が契約を結んだら、その会社に損害を与えることになります。地域貢献基金、社会貢献基金、一兆円、二兆円、これは郵便貯金銀行には入りません。郵便窓口会社には入りますけれども、郵便貯金銀行には入らない仕組みになっております。郵便貯金銀行の株主が赤字を覚悟で代理店委託契約を結ぶことが、今言ったように一萬局以上あると、ところが本当に私は考えられないと思うんですが、これについて、御感想でいいですけれども、伊藤金融担当大臣はどう思いますか。この郵便貯金銀行が赤字を覚悟で代理店委託契約をするのかどうか。

要するに、過疎地域でも赤字局でも郵便貯金サービス、金融サービスがちゃんと維持されるのかどうか、私は非常に疑問だというふうに思っているんですが、改めて伊藤金融担当大臣のお考え

をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) この問題につきまして、郵政民営化の特別委員会でもさんざん議論になったところでございます。現在の郵便局というのはもう巨大かつ稠密なネットワークを持つており、長年このネットワークというものを利用して業務展開をしてきた。郵貯がこの点に競争上の優位性というものをいじだしてビジネスモデルを構築しようとするのは当然考えられることと承知をいたしております。

金融機関がどのようなビジネスモデルを構築するか、これは基本的には経営者の判断にゆだねるものでございますが、郵便貯金銀行が郵便局ネットワークを活用してこれまでと同様の業務展開を行おうとするのは、少なくともこれまで郵貯の健全性の観点から問題があったとは認められないことから、基本的には問題ないものと考えております。

○富岡由紀夫君 認識がちょっと非常に私は懸け離れているなと思います。さっき言ったように、これは株主が、民間会社になりますと株主がその決定権を持つわけですね。経営者が判断するんだって、株主の意向をやっぱ重視しないといけないんです。株主は慈善事業ではないのに、赤字の郵便局に代理店委託契約を結ぶ、これは到底想定できないと私は思っております。経営者であれば特別背任の訴えをされる可能性も非常に高いと私は思っております。

そういつたことを考えるすると、やはり私も郵政特別委員会でもこの内容を質問しましたけれども、過疎地域、赤字郵便局については金融サービス、郵便貯金銀行の代理店委託契約は結ばれないと、私は改めて今日の今の報告を聞いて、赤字局がこんな一萬局以上あるということを開いて改めて認識を確信いたしました。

ちょっと時間もないんで、最後に質問をさせていただきます。今、ある特定のファンドが問題になっております。ただ単に運用するためにやっているんじゃない

くて、経営にも声を出すファンドがございす。村上ファンドとは言いませぬけれども、どこかのファンドがあります。このファンドは非常に市場にも影響力も与えて、そのファンドが投資したところの株が急に上がると。非常に市場を攪乱させている事実があります。ある意味では少数株主は損害を被っている、被害に遭うケースもありま。これらに対して規制の指導をするおつもりはないのか、これがまず一つ。

あともう一つは、大量保有報告書の特例がこれは認められておりますが、本来のこの法案の趣旨からいって、これは単に運用するだけであって、その事務手続の繁忙を軽減するために三か月というその猶予を与えているわけでございます。そうじゃなくて、経営に声を出して関与するようなこのファンドというのは明らかにこの法案の特例の趣旨からして反すると私は思うんですが、この特例の見直しをするつもりはないのか、この二点について伊藤金融担当大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 一般論としてお答えをさせていただきます。委員が投資ファンドについて規制というのを、どういう観点で規制ということをおっしゃっておられるのか、ちょっと私、十分今のお話の中で理解することができなかつた点がありますが、投資ファンドにおきまして、今ある法令を遵守をして、その中で適切な投資をしていただきたいというふうに思っております。

それから、大量保有報告書の問題でございす。この特例制度の問題については、当委員会的一般質疑でも取り上げられて、御質問がございました。この点につきましては、現在、金融審議会の第一部会の下に公開買付け制度のワーキンググループを設置をさせていただいて、大量保有報告書の在り方、特例報告制度の在り方も含めて幅広く御議論をいただいているところでございます。私どもといたしましては、こうしたワーキング

グループの御議論、金融審議会の御議論、国会の御審議や様々な議論というものを踏まえて、そして必要に応じて適切な対応というものをしていると考えております。

○富岡由紀夫君 是非、この法案の抜け穴を使つた、違法に近いようなこういったファンドは是非改めて規制とか指導というか、そういったことを心掛けていただきたいということを要望いたします。

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉です。

銀行法の一部を改正する法律案に関しましては、参議院本会議に続きまして二回目になります。本会議の質問の回答を踏まえまして、もつと内容を深掘りした質問をさせていただきます。

伊藤大臣に一つお願いがあるんです。非常に質問に窮して適切な対応をするという、この適切なというのはなるべく、できたら全く使わないでください。そうしませんが、おかしいんじゃないかと、いやこれ適切に判断すると言いましたら、何のために審議をしているのかわかりません。是非よろしく願います。いかがでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 委員の御指摘は受け止めたというふうに思いますが、ただ、どうしても適切に対応しなければいけないというところは、これ金融行政上必要なことでありますので、そうした必要性に応じて適切に言葉を使用しましたときはお許しを賜りたいというふうに思います。

○大久保勉君 分かりました。適切な金融行政というのは裁量行政ということになりますから、こういうことがないように、透明な金融行政をお願いしたいと思います。

では、まず第一点、銀行代理人制度が解禁されました、多種多様な営業形態が可能になります。このことは非常に消費者の利便性の観点からいいことだと思っておりますが、そういった制度に乗じて悪いことをする、詐欺をするようなやからが出てくる可能性があると思います。ここに対して

私は本会議で質問をしたところ、いやこれはいろんな看板を作りましてちゃんとした真正な代理人であるということで見分けが付くとか、若しくは罰則があるというお答えをいただきました。ところが、今回、代理人自身がいわゆる外交をする、預金を集めるために訪問するとか電話をする、こういった場合、看板というのは必要ありませんし、また元々詐欺をやるという人は罰せられることを承知で見付からないでしようというためにやりますから、やはりこういった混乱が起らないように事前に消費者に対していろんな通知をする、若しくは公告をすることが必要であります。このことに対して伊藤大臣の御見解、伺いたく思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 委員が御指摘をされましたように、規制緩和を行うことによって様々な方々が銀行代理業に参入をしていくことができるわけでありまして。そうしたことによって利用者保護上問題が生じるのではないかと委員の御指摘ございましたし、私も本会議で答弁をさせていただきましたように、そのために標章の掲示など誤認防止のための措置を義務付ける、あるいは銀行代理業への参入を許可制として、許可要件として人的構成に照らして銀行代理業務を的確、公正、効率的に遂行できる能力があることを求め、さらに無許可で代理業を営むことへの罰則規定をするなど、例えば預金詐欺が発生したり不適切な者が銀行代理業を営むことがないように十分な措置を講じているところでございますし、今委員からもいろいろ御指摘がございましたが、今回の制度を十分周知徹底をしていくための努力もしていかなければならないというふうに思います。

○大久保勉君 私が質問したのは、いわゆる正規の代理人じゃなくて虚偽の代理人ですから、いろんな許可認可制度があったとしてもそれは無理ですから、何らかの形の対応が必要であると、このことを指摘したいと思えます。

続きまして、こういったいわゆる詐欺を防止するための一つの制度としましては、いわゆる外務員

員制度とか、例えば不動産売買に関しましては宅建制度がありますし、証券会社に関しては証券外務員制度と、明らかに資格があると。こういう制度がありまして一般消費者も誤認する必要がある。どうして銀行に関して銀行外務員制度を設けないのか、設けない理由を教えてください。

○国務大臣(伊藤達也君) 資格制度等は、これは制度的に十分な知識、経験のある者が選定される一つの仕組みとして委員が御指摘をされた制度があらうかというふうに思います。今回の改正案におきましては、法律上、銀行代理業者への参入を許可制として、許可条件として、人的構成等に照らして、銀行代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる能力を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であることを求めているわけでありまして。

具体的には、個々の構成員について、業務内容に応じて委託元銀行による研修や、あるいは金融機関の勤務経験など、適切な業務遂行が確保できる知識、経験を求めることとしており、こうしたことによつて、許可認可の手續の中で制度的に十分な知識、経験のある者が選定される仕組みになっていると考えているところでございます。

○大久保勉君 そういうことでしたら、どうして証券外務員制度が必要なんでしょう。つまり、証券業を代理した場合に証券外務員資格が必要ですよ。そこそ矛盾しないでしょうか。また、保険に關してもしかりなんです。つまり、銀行だけどうして特別なんですか。

○国務大臣(伊藤達也君) 保険募集人や、今委員から御指摘がございました証券外務員の資格制度、資格試験というものは、これは各業法上の登録要件になっておらず、あくまでそれぞれの業界団体により自主的に実施をされているものであります。むしろ、こうした資格試験は、保険会社や証券会社が保険募集人やあるいは証券外務員を雇用しあるいは委託を行う際に十分な知識を有する者を選定する手段として実施されているものと考

今回の改正においては、銀行代理業は参入許可制とし、そして業務内容に応じて委託元銀行による研修や金融機関の勤務経験など、適切な業務遂行が確保できる知識、経験を求めることとしたとしておりまして、許可手續の中で制度的に十分に知識、経験のある者が選定されているものと考えております。

○大久保勉君 非常に無責任ですね。つまり、証券業に關しては証券業協会がちゃんとした資格制度を自主的につくっている、ところが銀行に關しては全銀協はつくってない、だからそれはもう全銀協の問題であると、こういうことですか。大臣としては、じゃ全銀協に対してこうした方が望ましいという意見を表明することはしないんですか。

○国務大臣(伊藤達也君) やはりこの問題のポイントは、制度的に十分に知識、経験のある者が選定される仕組みというものが構築されるかどうかということでございます。そういう意味からいいますと、先ほどその許可制についていろいろ議論がございましたが、今回の場合には、参入については許可制というものを導入をして、そして許可条件として業務遂行をすることができると能力を有し、かつ十分な社会的信用を有する者であることを求めているわけでございます。

そして、具体的には、先ほど来答弁をさせていただいておりますように、業務内容に応じて委託元銀行による研修やあるいは金融機関の勤務経験など、適切な業務遂行が確保できる知識、経験を求めていることといたしておりますので、そうした観点からいいますと、許可手續の中で制度的に十分に知識、経験のある者が選定される仕組みになっていると私どもとして考えているところでございます。

○大久保勉君 分かりました。つまり、十分な知識、経験がある人しかこの業務をやらないと、そういう理解でよろしいですね。

○国務大臣(伊藤達也君) これは業務の内容に応じてということでございます。その中で十分な知

識、経験のある者が選定をされていく、そういう制度設計として考えさせていただいたところでございます。

○大久保勉君 ということは、困りましたね。流通業で、会社としてその許可をもらいましたと。たまたま今日採用された人はそういう預金業務を扱うことができないんですね。つまり、その人は、つまり組織としては十分かもしれないが、実際扱う人も十分な経験が必要なんです。ですから、経験がない人に対しては代理業をやらせることができないという認識ですね。

○国務大臣(伊藤達也君) 的確に遂行できる内部管理体制というものをしっかりと見ていくということとでございますし、先ほどもこれは重ねて答弁をさせていただきましたが、その業務内容に応じて委託元の銀行による研修というものもございまして、また代理業をされる事業者において適切な内部管理体制というものをしていたらいいという点も重要なことだというふうに思います。

○大久保勉君 ということは、銀行研修を受けていない人がいわゆる外交はできないということだと判断します。これはもう平行線になります。非常に問題がありますから、是非、ちゃんとした研修ができるのか、そのことを制度として適切に運営してください。

では、続きまして、新しく代理店がきます。全国津々浦々できるということに関しまして、代理店検査の組織と要員は十分か。これは恐らくは金融庁だけではなくて地方財務局自身が適切な組織、要員を持っているかと、十分な人が足りるか、こういった問題になります。このことに関して、伊藤大臣の御意見若しくは御所見をお伺いします。

○政府参考人(西原政雄君) 済みません。ただいま銀行代理店業、これに対する検査の体制はどうかというお話でございました。この銀行代理店業務、これに対する当局の検査につきましては、まずは銀行本体、これに対する検査の中で対応するというのが基本だというふうに思っております。

ります。すなわち、銀行代理店に対する指導等を行う立場、これが銀行にあるわけでございますので、銀行がしっかりとその代理店についてそういった指導監督を行っているかということをチェックするというのが基本になるかと思えます。しかしながら、必要に応じて、当然のことながら、銀行代理店自身にも行為規制の遵守状況、これを点検に検査に入るといことも考えておるわけでございます。

そこで、初年度となる十八年度でございますが、今委員御指摘のとおり、この代理店の直接検査ということになりますと、地方の財務局、これが主体となつてやるということになるかと思いますが、この財務局におきまして十名の体制の増員要求、これをやらせていただいております。こういった要員の下で、一方で、金融庁といたしましては、本体については金融庁自身も検査を行いますし、それから財務局自身も本体の検査を行います。それと併せて、財務局における代理店の検査、こういったことをうまく組合せをいたしまして、これで限られた人員の中で最大限の効果を発揮するように検査をやりたい、こういうふうにご考えております。

○大久保勉君 続きまして、地方財務局による金融検査に関して質問なんです。

よく金融機関と話をすることがあります。ピアリングということと地域金融機関に確認しましたところ、特に一般論としまして、検査官は非常に質のむらがあると。金融庁さんは金融の専門家としてスペシャリストがいるんですけども、たまたま税関の職員であった人若しくは国税の職員であった人が来て、金融のイロハが分かっているから平行線で、いろんな質問をして多大な努力が掛かってしまうと。非常に、クレームですね。ところが、文句を言うわけには、なかなか言いづらく、こういった制度上の問題があります。

やはりこれはいわゆる地方財務局における専門家をいかに育てていくかと、こういうことが重要だと私は思っているんです。その意味で、金融庁

は地方財務局の人事に関していろんな権限がございますか。

○政府参考人(西原政雄君) 今、人事というお話でしたのであれですが、財務局の職員に対する人事、これは検査関係部局もそうですが、それ以外にも含めて、財務局の職員全体についての人事権というのは財務局長にございます。しかしながら、いわゆる我々検査という関係でございますと、金融庁から専門の検査官が向出するという形で財務局に行くケースもありますし、逆に、財務局の検査を経験した人が今度は金融庁に向出してくると、こういった人事の交流というような形も行っております。

そういうような形で、やはり人事育成の観点も含めて相互交流といえますか、そういうような形で人事を行わさせていただいております。

○大久保勉君 先ほど、厳密に言いましたら、財務局に関しては財務局長、これは財務省の下部機関ということで、つまり金融庁は人事権がないと。ですから、研修を要請してもなかなかできないというケースもあり得るし、また、ある人が不適格な検査官であってもそれを更迭することはできないと、こういうおそれはありますか。若しくは、実際こういうことは発生しておりますでしょうか。

○政府参考人(西原政雄君) 今の点につきまして、我々もやはり全員、全員といえますか検査官すべてについて少しでもレベルアップを図っていくと、これは非常に大きな問題だと思っております。実は、今指摘がありました研修、これにつきまして、本庁、金融庁の方で基礎研修あるいは中堅者実務研修、あるいはもっと高等なレベルでの高等実務研修、こういったものをやっておりますが、これにも財務局から検査官にどしどし来てもらってそれを経験させる。

そういうこととか、あるいは先ほどの人事交流の関係、あるいは、実は検査をする際に我々、検査班を私どもの金融庁が主担でもって検査を、銀行に行く場合があるんですが、その場合にその地

域の財務局のメンバーに二、三人入ってもらう。あるいは、逆に今度は財務局の人たちが主担で検査をやる際に当庁の方から二、三人出掛けていって検査と一緒にやらせていただく、そうすることによって質の向上を図ると同時に目線を合わせていくと。

こういうような今努力をしております、少しでもそういうレベルアップにつなげていきたいというふうに考えております。

○大久保勉君 金融庁さん若しくは財務局さんの努力は認めます。

ところが、もっと簡単にするためには、やはり財務局を金融と財務に分けて、より金融庁が責任を持つと、責任のある検査をすべきだと思います。このことは、いわゆる金融市場の効率化、さらには日本の金融の競争力につながると思います。是非検討していただきたい提案です。

伊藤大臣、もし御意見がございましたら。
○国務大臣(伊藤達也君) これ、本会議においても私からも谷垣大臣からもお答えをさせていただきました。一連の行政改革の中で今の財務局というものを活用しながらしっかりとした検査というものをやっていかなければいけないということでございます。

現在の仕組みにおきまして、財務局の業務状況につきまして、金融庁長官は財務局長に対してその業務内容に問題があればそれをただしていくという権限を有しておりますので、先ほど言われたおそれというものを私どもが把握することがあれば適切な対応を、こは使わせていただきたいと思っております。取らせていただきたいと思います。

○大久保勉君 是非、伊藤大臣のリーダーシップまた谷垣大臣のリーダーシップを期待しております。

より実務的に、じゃ一つのアイデアを私が御提案します。例えば金融機関に検査をした場合、もし十人のチームでしたら、いわゆる双方方向の意思疎通が必要だと思っております。じゃ、もちろん金融

庁は、この金融機関がいい悪い、いろんな指摘をします。それに対して金融機関は、いや言い分がある、もしかしらば検査官の質がおかしいから説明しても分かってくれないと、いろんな不満があると思うんです。ですから、その場合は、じゃ、もし十人編成の検査官でしたら、この検査官を十人満点で採点すると。そこに対しては相対評価でして、相対評価で採点すると。そのことで、いつもこの検査官は不適切ということになりましたら人事、更迭すると。そのことが全体の検査官の質を高めることになります。

こういった制度をつくることに對して、私は提案したいんですが、金融庁さんの御意見を聞きたいと思っています。

○政府参考人(西原政雄君) 私どもも、やはり一人一人の質を高めていくという、これは非常に大事なことで、どうも思っております。それと同時に、やはり金融検査をする際に、これを適正、的確に行っていく、検査自身しっかりとやっていたいかなきゃいけないと。

そういう観点から、実は私も検査モニター制度と、こういうものを持っておりまして、これはどうということかと申しますと、具体的に若干申し上げますと、例えば検査をやっている際に、その検査班とは違う、例えば検査局のバックオフィスの幹部がそこにお伺いする、あるいは財務局の幹部がお伺いして、今の検査がどうでしょうとかという評価を伺うと、こういうことをやっております。その際に、検査官の態度ですとか言動ですとか、そういったことについても併せてお聞きするということのような検査モニター制度を設けております。

これは実際に検査中に行つて出向いていく、これはオンサイト検査モニターという具合に称しておりますけれども、このほかにもオフサイト検査モニターというのもございます、すなわち電子メールですとかいろんな形でこの検査についての問題点あるいは意見、これを述べていただく、こういう制度も設けてございます。

今おっしゃった評定の関係ということで若干申し上げますと、このオフサイト検査モニター制度を実は若干この七月に改めまして、といいますか追加いたしました、アンケート方式によるそういう検査に對しての状況を評価していただくというようなものも設けてございます。

そこは四段階の評価を設けまして、三十項目あるんですが、そういったことで十分ちゃんとした対応ができていくのかも含め、今おっしゃられました、例えば知識の点、これにつきましてもやはり項目の中に入つてございまして、検査官の知識が十分だったかどうかと、こういったことも相手から評価をしてアンケートで答えていただくというような方式も取りまして、そういった中でいろいろ指摘された点については、事実関係をよく調べた上で検査官の指導あるいは検査の改善、こういったことにつなげていくというように考えております。

今後とも、積極的にこのモニター制度を利用していききたいというふうに考えております。

○大久保勉君 検査モニター制度に関しては非常に優れた制度だと私も思います、やはり形式だけでなく内容のあるモニター制度にして相対的に検査し合うと、その中で精度を高めていき、銀行はよりいい経営をする、また検査官の質は高まっていくと、このことで日本の金融制度若しくは金融システムがより強固になると、このことを期待しております。頑張ってください。

では、続きまして、MアンドA関連の質問になります。

最近、MアンドAが非常に増えておりまして、銀行自身が敵対的買収に関与するというのも出てきました。また、インサイダー情報に接する

ここで参考人に対して質問なんです、インサイダー情報に関する規制は、銀行員と証券マン、違いがありますか。また、利益相反とか守秘義務の問題に關しまして銀行員と証券マンの間に違いがありますか。多分、証取法の関係ですから違い

はないと私思っておりますが、一応、念のために確認いたします。

○政府参考人(三國合勝範君) インサイダー取引につきましては、それが銀行であるとか証券会社であるかによって差異はないと承知しております。

○大久保勉君 分かりました。

証券会社に関しては、どうしてもインサイダーに關して極めて厳しい管理システム若しくはいわゆるコンプライアンスシステムがあります。ところが、銀行はそういったことに関してルーズな場合もあるのかなという気もしまして質問いたしました。

例えば一例を申し上げますと、最近こういった、インターネットとか若しくは新聞記事にたまにまた出た例です。これは他意はありませんで、たまたま見付けたということで、三井住友銀行の前頭取、特別顧問の西川氏がTBSの企業価値評価特別委員会の委員をしていること及び非常勤監査役を務めている。一方で、敵対的買収を仕掛ける可能性がある楽天に對して、三井住友銀行がTORB資金やその他の株式取得資金を供給することを銀行としております。

健全な銀行経営の観点から問題があるんじゃないかと私は思いますし、金融庁は、西川前頭取の利益相反若しくは守秘義務問題、若しくはインサイダー規制との関連でどう御所見でしょうか、質問いたします。

○国務大臣(伊藤達也君) これは一般論でお答えをさせていただきますが、特定の者が買収企業側と被買収企業側双方の経営に關与するに当たっては、その利益相反の問題や守秘義務、そしてインサイダー取引をしない、こうした観点から問題が生じないよう関係当事者において適切な対応がなされるものと考えております。

○大久保勉君 人の問題ですから、会社でしたら、いわゆるチャイニーズ・ウォールとかファイアウォールとか、そういう障壁を立てることによつて情報を遮断することができまう。ところ

が、同一の人間でしたら、いや今は買収者側に立っているんだ、今は被買収者側に立っていると、こういうことはできないですから明らかにおかしいですね。もしこれを海外の新聞、例えばウォール・ストリート・ジャーナルとか若しくはフアイナンシャル・タイムズが報道した場合は、日本って何で野蛮な国だと、まだ投資銀行業務分かつていないんじゃないかと、こういう批判が来るおそれがありますから、是非、いわゆる銀行の経営者には、利益相反若しくはインサイダー規制、こういったものは証券会社の幹部と同じようにありますよと、こういう強いメッセージを送ることが必要であると思います。このことを約束してもらえますか。伊藤大臣、お願いします。

○国務大臣(伊藤達也君) これは、先ほども答弁をさせていただきましたように、利益相反その他、問題が生じないように、基本的に関係当事者において適切な対応が検討されるべきものと考えております。

○大久保勉君 続きまして、組織の問題です。先ほどは個人、経営者の問題でした。今度は組織の問題です。

この銀行は被買収企業のメインバンクであります。つまり、TBSのメインバンクであり、かつ今度はその銀行が買収者に融資をしているということなんです。同じ銀行が両方に利益相反している、これは非常に大きな問題だと思ひます。ここに關して、こういうことが銀行業務だったら可能なんじゃないか。伊藤大臣、お願いします。

○国務大臣(伊藤達也君) 一般論としてこの点についてもお答えをさせていただきますが、被買収企業のメインバンクが敵対的買収企業に對して株式取得資金を融資する、こうしたことに当たっては、銀行業務の適切な運営に對する疑念を招くことがないよう、金融機関において当該被買収企業の非公開情報の厳格な管理等の体制を整備することが重要であると考えております。

○大久保勉君 そういうことでしたら、銀行検査でもちゃんと指摘し、若しくは検査マニュアルな

んかでこういったことは文書でうたっているんで
しょうか。これは政府参考人。

○政府参考人(佐藤隆文君) とりあえず監督指針
の方でございすけれども、私ども、日ごろ監督
いたします際の留意点というのをあらかじめ定
め、公開しておるわけでございすますが、その中
で、顧客の情報の管理ということは重要な留意点
ということで記述をいたしております。コンプラ
イアンス等を含めまして、この顧客情報の厳格な
管理というのは重要なポイントであろうかと思
います。

○大久保勉君 この指摘に関しては、非常に、難
しいという面もあると思います。といひますの
は、そもそも敵対的買収というのが日本にはそ
れほど多くなかったと。このところ急激に増え
てきたから、恐らくは、銀行員がインサイダー
情報に接することに対して、またどういふふう
にしたらいいかということに関しては余り教育さ
れていないし、また経験もないということであ
ら、インサイダー事件が起こる前にいろんな指
針を出して警告するというのが私は重要だと思
います。

また、企業買収業務に対する融資、これは投資
銀行部門の柱として収益性も高いですし、こ
のことは銀行として決して悪い商売じゃない。む
しろ、適切なルールに基づきましたら伸ばしてい
くべき業務かもしれない。ですから、ちゃんと
したルールを金融庁が率先してつくっていくこ
とが私は重要だと思っております。ですからこ
ういったことを御指摘しました。

続きまして、銀行が敵対的買収に対しまして融
資をするということに対して、融資上のリスクに
関して質問いたします。

こういったものが増えまして、どんどん無担保
で融資をしていくといった場合には、非常に敵対
的買収というのはリスクが高いと思います。失敗
した場合には、ある経営者が無一文になっても買
収を成功するというような発言があるぐらい、非
常にリスクが高いんじゃないかと思ひます。そう

いったところにお金を出している銀行というのは
不良債権をつくるということになります。です
から、どういふふうなリスクがあり、どういふ
なりリスク管理が必要か、このことに関して金融
庁に質問いたします。

○政府参考人(佐藤隆文君) 一般論としてお答え
をさせていただきますと思ひますが、敵対的買収
を行おうとする企業に買収資金を融資するとい
つた場合には、例えば、当該企業の財務状況、そ
して買収に係る目的あるいはその計画、さらには買
収後の事業計画の蓋然性、実現の蓋然性、そして
返済財源の見込みといったことについて、例えば
当該買収が不調に終わった場合も想定して慎重な
審査を行うということが重要だと思ひますし、ま
た、特定のグループに対する与信の集中の防止と
いうことはいずれにせよ必要でございす。さら
に、当該買収案件に資金拠出を行うことによるレ
ピュテーションリスクといったことも勘案して
判断を行っていくことが妥当だといふふうと思
っております。

金融庁といたしましては、銀行が敵対的買収企
業に買収資金を供給するということにつきまし
て、今申し上げましたような観点から、適切なリ
スク管理体制が構築されているか否か、これが極
めて重要だといふふうと思っております。検
査・監督を通じてこういった点もチェックしてい
く必要があるかと思っております。

○大久保勉君 リスク管理の観点から、無担保で
したらリスクがあるということ、買収先の株式
を担保にもらうとか、若しくは経営者から当該企
業の株式をもらうと、で、担保に供するといふこ
とでしたらリスクヘッジになりませんから、こ
ういったことのないように指導、検査、お願いいた
します。

続きまして、よくあるケースは、買収企業が一
般運転資金名目で資金を借りて、その後メデ
ィア等で企業買収資金であったということが判明し
た場合に、金融機関はどのようなことをする必要
がありますか。このことに関して、金融庁、参考

人でも構いませんから、質問いたします。

○政府参考人(佐藤隆文君) 一般運転資金の名目
で買収資金が供給されるといったケースについて
でございますが、運転資金は、御案内のとおり、
例えば企業が商品代金等の決済において立替えを
することで事業運営をやっていくということ、で
経常的に発生する売り掛け債権といったものの等
の裏付けのある短期資金、一方で、企業買収のため
の投融資資金というのは、被買収企業の事業計画
の妥当性等に基づく事業投資のリターンに依存す
る長期資金ということでございす。

一般論でございすけれども、私どもの検査・
監督におきましては、金融機関の審査・管理体制
の適切な整備ということが重要な着眼点になつて
おりまして、資金使途が的確に把握されているか
どうかといった点を含めまして確認を行つてい
るところでございす。

仮に、債務者の業務の状況、資金管理の状況と
いったものについての把握が不十分であるとい
う場合には、与信業務についての内部管理体制に問
題があるということになるわけでございす。その
中で、検査・監督を通じて実態の把握に努め、もし
問題があれば適切な対応を取るということにな
るかと思ひます。

○大久保勉君 もし一般運転資金の名目で貸出し
をして、後で買収資金というのが分かりまし
たら、いったん、貸し出した資金をいったん回収す
べきじゃないでしょうか。それで、新たに審査
をして貸出しをするかしないかを決めると、これ
が筋ですけれども、どう思われますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 大変具体的な取引の
対応に関するものでございす。

そういった具体的な問題が認識されたときの具
体的な対応ぶりについて、特定の手法のみを当局
が推奨をするということはいかがかと思ひますけ
れども、いずれにせよ大事なことは、運転資金と
いう名目であったけれども、それが企業買収のた
めの資金であったということが判明した場合に
は、その企業買収資金であるということに即した

リスクの把握、それに伴うリスク管理というもの
が速やかに行われるということが重要だと思ひま
す。

○大久保勉君 もう一つ抜けている点がありま
す。もし買収資金と分かりましたら、インサイ
ダー情報に関連していますから、関係者をすべて
インサイダー登録して、だれがこの情報を知つて
いるか知っていないか、ちゃんとしたチャイニー
ズ・ウォールを付ける必要があります。こうい
つたことに関して証券会社はする必要があります。
銀行は同じようにする必要がありますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) インサイダー取引と
いうものに関しては、その取引にかかわった人間
の所属あるいはどういう金融機関に属しているか
ということに依存せず、だれでも適用になる
ということにございす。銀行の組織の中いら
つしやる方でも、先ほど大臣からも御答弁ござ
いしたけれども、組織としての情報管理、チャ
イニーズ・ウォールの設置といったことが極めて重
要なわけで、そういった中での確かな情報遮断、利
益相反が実現しないような確かな情報遮断とい
うものやっていくことが重要だと思ひます。

○大久保勉君 じゃ、それに関連しまして、もし
銀行も証券も関係なくチャイニーズ・ウォールを
つくるのが重要であると、でしたら銀行検査に
おきましてそういった検査は行われていますか。

証券の場合は証券取引等監視委員会が入りまし
て具体的に見ていると。じゃ、過去に証券等監視委
員会が銀行検査を行った事例というのはどのくら
いあるでしょうか。これは、できましたら、証
券だつたら何件と、銀行だつたら何件と、つまり
違いが分かるような形で是非例示してもらえたら
次の議論ができると思ひます。

○政府参考人(西原政雄君) 十六検査事務年度、
昨年の七月から今年の六月までの検査事務年度で
すが、金融庁の検査局で主要行の全十一行に対し
て通年・専担検査という形で検査を実施しており
ますので、十一行すべてに対して金融検査局が検
査いたしておりますが、監視委員会の方は主要行

十一行中五行に対して検査を実施していると、こういう状況にございます。登録金融機関としての検査という形になると思います。

○大久保勉君 登録金融機関としての検査ということで、もう少し詳しく知りたい。

もしこの五行のうち、実際に監視しておりますのは株式の売買部門であって、いわゆる投資銀行部門を検査しないというケースも多いと思います。この辺りは、投資銀行部門若しくは融資部門に対する検査は何件ありましたか、五件中。○委員長(山本孝史君) 通告してあるの。通告、通告している。

○大久保勉君 通告してあります。

○政府参考人(西原政雄君) 済みません。監視委員会のことと事務局長がおられないものですから、私代わって答弁させていただきますが。

監視委員会の方は、登録金融機関が証券取引法の六十五条の二に基づいて行う業務に関して、不公正な取引の防止上その取得した顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な情報等がしっかりと管理ができていくかどうかと、そういった点について検証を行っている。情報に関してはそういうようなチェックを行っているということのようでございます。

○大久保勉君 ということは、いや、昨日通告しておりましたから、こういった回答しかもらえないということとは、事実上は融資部門に関して検査していないというふうに理解します。もし違う返しがありませんか。

○国務大臣(伊藤達也君) これは監視委員会とそれから私どもの金融庁の検査で実は役割分担をいたしております。監視委員会の検査につきましては、今検査局長が答弁をさせていただいたように、登録金融機関が証券法の六十五条の二に基づき行う業務に関して、不公正な取引の防止上その取得した顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な情報等の管理が十分に行われている状況にあるか等について検証を行っております。

他方、証券法六十五条の二に基づき行う業務以

外の銀行の情報遮断につきましては、一般的な顧客情報の保護の観点から金融庁検査局において検証を行っているところでございます。

○大久保勉君 証券法六十五条の二がどういう意味かというのが分かりませんので、時間がありませんのでここはもう省略しまして、後で議論しましょう。

是非、これからやるべきことは、つまりインサイダー取引におきましては銀行業も証券業も違ひはない。ですから、銀行業に對しても、証券業と同じ程度にインサイダー規制、チャイニーズ情報遮断、利益相反、こういったことをきっちりやっていく必要があるんじゃないかと私は思います。これからはM&A、特に敵対的買収が増えていくことが予想されますので、金融行政もやはり状況に應じた金融検査の優先順位を付けていくべきだと思います。是非しっかりと検査をお願いしたいと思っております。

敵対的買収策のためのファイナンス、いわゆるボイズンビル等の発行によりまして株式が希薄化することがございます。このことに関しまして、一般投資家の観点からは、非常に価値が下がりますので困った問題だという指摘もござります。ここにしまして、非常に抽象的ですが、金融庁のこの問題に対する御認識、又は防止法に関して御所見を伺いまして、私の最後の質問といたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) いわゆるライツプラン型の買収防衛策の導入、発動につきまして、一つには当該企業の株主、既存株主の利益を害しかねないとの指摘がある一方で、一方、適正な方法で行われれば、強圧的な買収提案や企業価値を損なうような買収提案を排除する経済合理的なものとなり得るとの指摘もあると承知しております。

このライツプラン型の買収防衛策のうち、例えば新株予約権の第三者割当てにつきましては、株主平等原則等に反しないか等の観点から、商法上

特に優位な価格による新株予約権の発行につきまして株主総会の特別決議を経ることが求められております。また、著しく不公正な方法による新株予約権の発行は差止め事由となり得ると承知しております。

基本的にはこうした規定に沿って法的な解決が図られることになるものと理解をしております。が、金融庁といたしましては、証券市場の信頼性を確保するために、市場の公正性、透明性が確保されること、投資家、株主の権利が十分に保護されることが重要であると認識しております。

現在、金融審議会第一部会の下に公開買付け制度等のワーキンググループを設置いたしました。公開買付け制度などにつきまして討議、検討を行っていただいております。

金融庁といたしましては、商法を所管する法務省等と十分な連携を取りながら、投資家や株主の権利保護に資する制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

○大久保勉君 ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○広田一君 どうも、民主党・新緑風会の広田一でございます。

横の連携が悪くて質問が重複する部分がございますけれども、気にせず、通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回の銀行代理制度の見直しの意義につきましては、これまで代理店設置に際し、銀行の一〇〇%子会社などに限定したり専業義務を課すなど、銀行の支店とは同一視した規制を行ってまいりました。このたび、これらの規制を廃止し、緩和することによりまして、製販分離を実現し、銀行経営の効率化や金融サービス利用者の利便性向上を目的としております。私は、今回の法改正の方向は賛成しつつも、先ほど来議論がございましたように、公的規制緩和の視点に立てば、三歩進んで二歩下がるというふうな印象を持つわけでございます。

その一番の理由は、参入のハードルが届出から許可に上がったこととございまして、私は、規制改革の原則といえますのは、参入のハードルは低くして参加と競争というものを促して事後チェックはきちつと行う、こういうことだろうというふうに思いますけれども、そこで伊藤大臣の考える規制、特に今回の場合は参入規制に関する原則について、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 三歩進んで二歩下がるという御評価でございましたけれども、私といたしましては、規制改革あるいは参入規制に対する基本的な考え方につきましては金融改革プログラムの中で述べさせていただいておりますというふうに思っております。

この中で、私ども金融行政としての基本的な姿勢といたしまして、金融行政は市場規律を補完する審判の役割に徹していく、そしてそのためにも現行の規制というものを総点検をして、そして不必要な規制というものものを撤廃するとともに、金融行政の行動規範、つまりコード・オブ・コンダクトを確立すること、そしてその一方で利用者が不測な損害を被ることがないように必要な利用者保護ルールの整備と徹底を図っていく、こうした考え方を示しているところでございます。

規制改革に関しましては、こうした私どもの基本姿勢を踏まえつつ、多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計をしていく観点から、必要な規制緩和を進めるとともに、金融実態に即した利用者保護ルール等の整備徹底を図っていくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、私ども金融庁といたしましては、規制改革の推進も含めて、金融プログラムの諸施策を着実に実施することを通じて、金融商品・サービスの利用者の満足度が高くて、そして国際的にも高い評価が得られて地域経済にも貢献できるような金融システムを官の主導ではなくて民の力で実現を目指してまいりたいと考えております。

○広田一君 大臣、そういうことを踏まえまし

て、具体的に参入規制を行う場合の原則、私は先ほど、できる限り参入する場合はハードルを下げるべきだというふうに思っておりますけれども、先ほどの御答弁を踏まえて、参入する場合の規制についての原則を改めて伊藤大臣、分かりますか、御説明をしていただければと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 参入規制の原則でございますけれども、これも重ねての答弁になってしまいかもしませんが、委員が御指摘のように、参入の規制というものを、できるだけハードルを下げることによって利用者の方々が様々な多様な良質な金融サービスというものが活用できるよう、そういう環境整備というものをしっかりとやっていかなければいけないというふうに考えております。しかし一方で、そのことによって利用者が不測の損害というものを被ることがないように、利用者保護の観点からのやはり対応というものもしっかりとやっていかなければいけない、そのための制度設計ということについても十分留意をしておいていかなければいけないというふうに思っております。

いずれにしても、このバランスというものをしっかりと取りながら、利用者の満足度の高く、そして地域経済にも貢献できるような活力ある金融システムというものを構築していきたいというふうに考えております。

○広田一君 参入規制につきましては、利用者保護、ハードルは低くすべきだろうと思うけれども、利用者保護をきちっと考えていく、そういうバランスを取っていかねばいけないというふうな御答弁でございました。伊藤大臣は本音では、これは、今回の許可はちょっと厳し過ぎるんじゃないかなというふうに思っているんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、まあ大臣としての御答弁ではこういうふうな形になるのかなというふうに理解をしたいというふうに思っています。

そうした中で、今回の改正によりまして、銀行代理店業を行うおとす場合、銀行本体と金融

庁、実際は地方財務局のダブルチェックというものを受けることになります。私のような素人が考えましても、金融庁が目指す機動的な代理店の設置や多様な顧客ニーズへの迅速な対応というものを考えれば、このダブルチェック、先ほどの議論では慎重な対応というふうなお言葉もございましたけれども、こういう許可をすることによって足かせになる危険性があるのではないかなというふうに思いますので、この点を踏まえていただいた上で、そして今回、金融庁が示した許可要件、つまり、的確、公正、効率に遂行できる能力、社会的信用、財産的基礎、他業兼営により支障を及ぼさないことは、具体的な基準はまた後で議論したいと思いますが、その考え方は至極当然だろうというふうに思います。

そして、これらの要件というものは、私も銀行の方に問い合わせをし、確認をいたしましたけれども、銀行本体が代理店に業務を委託する場合は、当然銀行本体としても担保しなければ、自らの看板を代理店に託すわけでございますので、それができないということとは当然看板を託すこともできないということにつながるわけでございます。よって、金融庁が届出制から許可制へと規制強化する場合、今回してしまっただけでございますけれども、銀行本体のみでは銀行代理店者を決めることは困難であると、業を始めることは不適切であるということ客観的に証明する必要と責任があると思いますけれども、御所見をお伺いをいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) これまでの制度の下において銀行代理店につきましては、先ほど委員からも御紹介がございましたが、支店と同視できる程度に業務遂行能力でありましかるいは社会的信用を有するものとして銀行の〇〇%子会社等であることを求めて、更に兼業を禁止するなど厳しい規制を課していることを踏まえて、参入の手続については届出で足りるところでございます。

【委員長退席、理事峰崎直樹君着席】

これに対して、今回は幅広い一般の事業者の方々の銀行代理店業への参入を認めていく。こうした認めるに当たっては、規制改革をするに当たっては、やはり銀行の健全性の確保や利用者保護の観点から業務遂行能力、社会的信用、銀行業以外の他業の兼営が代理店に支障を及ぼすおそれ等をチェックする必要があることから、参入時の許可制を導入することとしたところでございます。

委員が御指摘をされましたように、銀行が代理店、銀行代理店を選定する際には、代理行為の効率はこれは銀行本体に帰属することになりますし、また銀行本体は代理業務により顧客に生じた損害について直接賠償をする義務を負うこととなりますので、例えば業務遂行を適切にできないおそれのある者などはあらかじめ排除することが期待をされるわけであります。

しかしながら、銀行代理店はやはり決済、貸付などの業務をすることから、適切な業務運営がなされない場合には決済システムに問題が生じたり、あるいは利用者保護上の問題が生じるおそれがございます。こうした銀行の特殊性にかんがみまして、銀行の審査にすべてをゆだねるのではなくて当局としてチェックを行うこととしたところでございます。

○広田一君 そうしますと、決済システム等にもしものことがあればいけないということとひとつ許可というふうなことになるという理由なんですけれども、そう考えますと、当初金融庁が目指していらつした機動的な代理店の設置とかというところについては、やはり幾らかこれが足かせになっても、許可を、許可制度とすることによって足かせになっても仕方がないというふうにお考えになられているんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 私どもといたしましては、今回の規制緩和を進めていくに当たって様々な議論をさせていただいたところでございます。先ほど来答弁をさせていただいておりますように、やはり幅広くこの銀行代理店業に、代理店に参

入をしていただく、そうした場合に利用者保護の観点からしっかりとしたチェックをしていく仕組みが必要であるという御議論も非常に強く出されました。そうしたことを踏まえて今回の制度設計をさせていただいたところでございますが、今回のやはり規制改革に当たっては、そのスピードあるいは機動力ということも重視をして今回の規制緩和をさせていただいたところがございまして、審査等に当たってはそうした観点から迅速に、適切に審査が行えるよう最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

○広田一君 私が確認したいことは、もちろん先ほど来の御答弁のように利用者保護とか、そしてまた許可の審査等については迅速に対応するというふうなことは分かるんですけども、制度そのものが届出が許可になることによって、当初考えておいた機動的な設置や顧客ニーズへの迅速な対応ということが一定制限されても、守るべきものとしてほかをやつぱりあるわけですから、ここは足かせになっても仕方がないと、だから許可にしたんだと、こういった理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) これは、私どもとすると、委員からするとその足かせという御指摘でございますけれども、利用者の保護の観点からより慎重な制度設計をさせていただいた、私どもとして利用者利便の向上と、そして一方で利用者保護、この両方のバランスを取りながら今回の提案をさせていただいているというところでございます。

○広田一君 それと、私は、先ほどの質問の中でやはりその銀行本体のみのチェックでは十分ではないというふうな趣旨の御答弁があったんですけども、先ほどの富岡委員との中で海外の事例等の御紹介がございました。

【理事峰崎直樹君退席、委員長着席】

これ、つまり海外の場合は、銀行本体によって的確、公正、効率な遂行ができると、このことが担保されているというふうに判断をして、海外は

あのような許可までの厳しい規制は掛けていないというふうには思うんですが、そう考えますと、やはり今の銀行本体のチェックだけでは不十分である、なかなか業をそのまま素直に認めるわけにはいかないというふうな御認識、背景があるのかどうか、この背景があるかどうかのちよつと確認をさせていただきますかと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにしても、それぞれ各国においてこの代理店制度の歴史が異なるわけでございますけれども、海外におきましてはそういった許可等につきましては比較的、一般的にそれを不要とする例があるということは承知しているわけでございます。

しかしながら、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、日本はこれまでほとんど支店設置形態等の代理店しか認めてこなかった。今回、初めてそういった実質上一〇〇％子会社以外のものにも認めるということに当たりまして、一方で利用者利便と利用者保護、双方のバランスを考えながら許可制とすることにさせていただいているものでございます。

○広田一君 そうすれば、切り口を変えてちよつとお聞きしたいんですが、私は必ずしも横並びである必要はないというふうに考えるんですが、証券とか信託業務等は登録で構わないというふうに聞いておりますし、またもし事故や問題が発生したら、先ほど伊藤大臣の方からも御紹介がございましたように、委託元の銀行に賠償、損害賠償が請求できる仕組みもございます。さらに、金融庁、また地方財務局の方自身が銀行代理店に直接検査に入るといふ仕組みもあるわけでございます。

そういった様々なチェックというものをしつつも、やはり今回は利用者保護の観点に立つて許可制度というものは避けて通れないというふうにお考えになったというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) まさしく利用者利便と御指摘のように利用者保護両方の中で、両方

の兼ね合いの中で、今回は許可制ということで提案を申し上げている次第でございます。

○広田一君 それは先ほど答弁いただいたんですけれども、ほかの証券とか信託業務、これは登録でも構わないということも紹介しましたし、銀行本体への損害賠償請求もできると、そういうふうなもろもろのチェック、仕組みを構えているわけですね。そこを利用者保護というふうな観点からではなしに、こういうものもあるけれども、それ以上に許可が必要だといふふうな、もう少し具体的なお説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 銀行業の代理でございますので、一つには決済、それからもう一つには貸付けなどを業務とするものでございます。これらが適切な業務運営がなされない場合には、決済システムに問題が生じたり、利用者保護上問題を生じるおそれもございまして、こうした銀行業務の特殊性にかんがみまして、当局としてチェックを行う許可制とさせていただいているものでございます。

○広田一君 済みません、しつこいようですけれども、そういったものを担保するためには、許可というものはこれは必要不可欠な規制であるといふふうな理解でよろしいんでしょうか。

私は、先ほど来、参入した後の様々なチェックであるとか、ほかの類似業種等の形態、そして富岡委員が指摘したような海外の事例等で考えた場合に、必ずしも許可というところにこだわる必要の必然性というものが私自身腹にすんと入ってこないもので、利用者保護ということだけ言われても、けれど、ほかに様々なチェックシステムがあるんじゃないかと、そこで十分担保できるんじゃないかと。ましてや、銀行本体が、繰り返しになりますけれども、自分の看板を預ける以上、そんなにいい加減なところには任すことはできないというところは、皆様方自身もこの法律を作るときに、各銀行に問い合わせたときも、そのことは多分明言はされているんだらうというふうには思ひます。

にもかかわらず、この点がどうして必要なのかというところを、もう繰り返し聞きますので、ここは是非、腹にすんと入る御答弁をいただければと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一つには、決済、貸付けに係る業務でございまして、被害を極力未然に防止するというのが必要でございます。また、社会的信用ということが必要でございます。そして必要な審査をさせていただくということでございます。そういった意味で、許可制にさせていただいているところでございます。

○広田一君 それでは、次にその許可要件の中身についてお伺いをいたします。

ここでは、三つの要件と言われているうち、銀行代理業を遂行するために必要な財産的基礎を有することについてお伺いをしたいと思います。

具体的には、これは数百万円の純資産を予定しているというふうな聞いておるんですが、金融審議会の論点整理を踏まえれば、銀行代理業は委託元の金融商品やサービスを販売するものですから高い財産的基礎は必要としないこと、また一口に銀行代理業といつても、過疎地における小規模なライフラインバンキングから国際業務を行う大規模な代理店まで幅広く金融庁の方としても想定をされていると思ひます。

つまり、業務の性格上、規模の大小の幅から、この数百万の純資産というだけでは具体的なイメージがわきませんので、この銀行代理業に求められる財産的基礎とは何なのか、具体的な金額も含めて御説明をいただければと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 銀行代理店でございしますが、これは預金、貸付け、為替業務の代理、媒介を通じて、信用秩序や決済システムの一翼を担うものでございます。他の経済主体に大きな影響を与えるものでございますから、今回の改正では、代理店の適切な業務運営を確保する観点に立つて最低限必要な財産的基礎を求めることにしているものでございます。

ただし、銀行代理店が行った行為の効果は委託元銀行に帰属いたします。それから、代理店自体

は預金、債務等を行うことにはなりません。したがって、銀行代理店につきましては、銀行の免許付与に当たって求められるような高度な財産的基礎までは求める必要はないと考えているところでございます。

以上のことから、財産的基礎につきましては、個々のケースによって差を設けることなく、共通の基準として純資産数百万円程度を有することなどとするのを考えているところでございます。この具体的な金額につきましては、現段階では数百万円ということでもまたこれから更にいろいろな実務等とも相談しながらこの数字につきましては定めてまいりたいと考えております。

○広田一君 私が次にしたい質問を先にさせていただいたんですが、まずこの数百万の純資産、これも多分具体的な数字というものは想定されているんじゃないかというふうに思ひますので、是非この委員会の場で御紹介をしていただきたいと思ひますので、この数百万の純資産とは一体幾らなのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) この数百万円という程度というのは相当具体化している水準ではないかと思つておるわけでございますが、一つには、参考となる事例では、例えば貸金業などであれば五百万円という例があるわけでございますが、そういったことを参考にしながら必要最小限の数値を定めてまいりたいと考えているところでございます。

○広田一君 局長の個人的な御見解でも結構なんですが、局長自身は大体幾らぐらいが妥当な線だといふふうに思われているのか、お伺いします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、やはりこの問題につきましては、実務的にいろいろな方々とも御相談しながら最終的なものは定めていきたいと思つているわけでございます。

例えば個人の場合でございますと、保証人という場合もあるでございますし、それから個人の場合の住宅ローン等につきましてはそれを実質

的に配慮してはいけなかつたか、やはりいろいろな個々のケースがあろうかと思ひます。そういったものに、やはり実務的なものを勘案しながらこの水準を定めていきたいと考えているわけでごさいます。繰り返しのようになりますが、決して、例えば銀行でございまして、本体でございまして自己資本比率規制とかそういった別の観点の要請があるわけでごさいます。代理店がそういった、自分が預金債務を負うわけではないということ、あくまでも必要最小限の、最低限必要な財産的基礎ということで考えている次第でござい

○広田一君 私は、三百万だから少ないとか八百万だから多過ぎるというふうな、そういう議論をしたくない。今、許可要件として、こういう銀行代理店を行うためには必要な財産的基礎を有していなさい、というふうな許可要件とした許可要件として皆さん示されているわけでごさいますので、やはりその具体的な金額はもろろん想定された上でこのような許可要件は当然つくつてい

○政府参考人(三國谷勝範君) はい、さようでござい

○広田一君 それでは、それを踏まえてお伺いしたいんですが、様々な業態とか規模が考えられる銀行代理店の財産的基礎が一律でならなければならぬ理由は、一体何でしょうか。

りましてその要求される水準が、財産的基礎が異なってくるわけでごさいますけれども、これはあくまでも代理店の適切な業務運営を確保する観点からの最低限必要な財産的基礎、逆にこれが債務超過であるようなところであつてはこれは業務運営に支障が生ずるということでございまして、その意味で必要最低限の財産的基礎ということでござい

○政府参考人(三國谷勝範君) 財産的基礎につきましては、まあ一種のミニマムスタンダードと申しますか、必要最小、まあ営業保証というよりも、こういった代理店を行うに当たりまして、それこそ参加者としての適格性を審査する意味でのま

○広田一君 そういふうちに、必要最小限とい

○政府参考人(三國谷勝範君) 財産的基礎につきましては、まあ一種のミニマムスタンダードと申しますか、必要最小、まあ営業保証というよりも、こういった代理店を行うに当たりまして、それこそ参加者としての適格性を審査する意味でのま

○政府参考人(三國谷勝範君) 財産的基礎につきましては、まあ一種のミニマムスタンダードと申しますか、必要最小、まあ営業保証というよりも、こういった代理店を行うに当たりまして、それこそ参加者としての適格性を審査する意味でのま

○政府参考人(三國谷勝範君) 財産的基礎につきましては、まあ一種のミニマムスタンダードと申しますか、必要最小、まあ営業保証というよりも、こういった代理店を行うに当たりまして、それこそ参加者としての適格性を審査する意味でのま

ふうな、最小限といふふうなお言葉を使われたら、これ、じゃ明確に具体的な数字を挙げてもらえなければそれから先のことと議論ができませんので、繰り返して、また元の質問に戻つてしまふんですけれども、最低限といふたら一体何百万なのかということをお答えいただきたいと思ひま

○政府参考人(三國谷勝範君) 他の事例で五百万といふのはござい

○広田一君 だんだんと見えてきまして、五百万円前後かなといふふうな感じではござい

○政府参考人(三國谷勝範君) 他

○副大臣(七条明君) 広田先生の選挙区も高知ですけれども、私、すぐ隣の徳島でござい

○副大臣(七条明君) 広田先生の選挙区も高知ですけれども、私、すぐ隣の徳島でござい

であつた。これが今改正されることによりまして、例えば地元の小売業者だとかあるいは宅建業者などによるカウンターを設けるといったところで新たな代理店を置くことが可能になるために代理店を柔軟に設立することが、可能性が広がるということになると思ひ

○委員長退席、理事峰崎直樹君着席

○広田一君 先ほど副大臣の方から可能性が広がる、選択肢が多くなるというふうな御答弁がござ

○副大臣(七条明君) 確かに今先生が言われるよ

○副大臣(七条明君) 確かに今先生が言われるよ

○副大臣(七条明君) 確かに今先生が言われるよ

向上、強化をすることで地域経済に対してより影響が及ぶことを期待している、いわゆる地域経済が発展していくことを期待している、そのために選択肢を増やしていくというふうに考えていただけでは思っておりません。

○広田一君 私、七条副大臣が言っているように、本間にこのことよって地域経済活性化したりということに非常な期待をしているわけでございます。思いは同じなわけでございますけれども、実際問題のことを考えたときに、こういった過疎地、中山間地域の代理店出店というのは、メガバンクさんというよりは地域金融機関が主体になるだろうというふうに予測をされます。

私も地銀さんに取材したところ、現在の経営環境を考えて心ならずとも今地域の支店を閉鎖をしている。こういった中で新たに代理店を出すということとは、逆に慎重に考えていかなければならないということでもあります。その理由といたしましては、過疎地の小規模の代理店とはいえ、人員が最低でも三名は確保しなければならぬのではないかと。また、銀行本体が代理店に対して、先ほども少し議論がありましたけれども、情実融資であるとか抱き合わせ販売の禁止、分別管理の徹底、こういったものを図るためにはそれ相当の人的、経営的資源を投入しなければならぬ。そういったことを考えると、正直なところ採算ベースに乗るかどうかわからないというのが本音だろうというふうに思います。

こういったことは多分金融庁の皆さんだったら既に、とつこの昔に把握をされているんだらうというふうに思うわけでございますけれども、郵政民営化法案が通った今、過疎地の最低限の金融サービスというのは民間が担っていかなければならぬわけでございますので、金融庁としてどういうふうに取り組んでいかれるのか。特に、同じ過疎地域を抱える七条副大臣に期待するところは、大でありますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(七条明君) 再三お答えがダブってしま

うことになると思いますが、これはもう金融システムの中でサービスを向上させる、あるいはそのアクセスを改善して選択肢を増やしていくということが最大の地域の活性化につながるというところはもう間違いありませんし、金融機関が向上、強化をすることで地域に活性化をもたらしていく、良い影響を及ぼすことを先ほども申し上げたように期待をします。そういうふうな形でこの銀行法の改正をしていかなければならない、こういうふうなところを先ほど申し上げています。

○広田一君 七条副大臣、期待をするというのは、ツールを用意して、あとはやっぱり民間の創意工夫でやっていただきたいというふうな思いからで期待というお言葉を使われたらどうかというふうに思いますけれども、ただ私たちのふるさとではそういうふうな、逆に言えば余裕のないところまで来ているんじゃないかなというふうな認識があります。

まさしく、過疎地の最低限の金融サービスを維持するというのは政策的に誘導していくべき大きな課題ではないかな、政策課題でないかなというふうに私自身は認識しておりますし、七条副大臣も本音の部分では私と同じだろうというふうな思いをします。是非ともこういった過疎地の最低限の金融サービスを維持するような仕組みづくり、政策誘導といったものを自分がつくっていくんだというふうな思いで取り組んでいただきたいと思えますけれども、繰り返し御答弁ということでは、少し踏み込んだ御決意を御披露していただければと思います。

○副大臣(七条明君) 今、広田先生おっしゃられている気持ちは、私も同じような地域に住んでいる者で、よく感じておるところでございますし、地域が今、不良債権処理が終わったといえども、まだ地域金融機関の不良債権、特に引き当てが今やと積み重なったところで、不良債権のオフバランス化というのはこれからまだまだ厳しいものがある。そういう中であって、地域、特に過疎地だとかあるいはこれからの中山間地域にとっては厳し

さがあるかと考えておりますから、今先生が言われたことも踏まえて、十分私たちも地域の中で勉強し、金融庁の中でも勉強してまいりたいと考えておるところでございます。

○広田一君 是非ともよろしくお願いいたします。

次に、顧客情報の管理、保護についてお伺いをいたします。

元々、銀行業と商業が分離されていた背景の一つといたしましては、他の業者との競争上の不平等の問題を引き起こしかねない顧客情報が流用される可能性があるからだろうというふうな指摘がございます。今回の改正によりまして、同一人物が銀行分野と商業分野を同時に担当することが考えられます。顧客情報を明確に分けることは難しいのではないかなというふうな議論があるわけでございますけれども、この点にしまして、金融庁の方は顧客情報の適切な扱いとして、顧客の同意なく顧客に関する情報を他の業務に流用することを禁止していますが、この禁止規定を一体どのような仕組みで担保されるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、銀行代理店は銀行法及び個人情報保護法上、預金、貸付けなどの銀行代理業務で得た情報を適切に取り扱う義務を負い、取得した顧客情報につきましては顧客の同意がない限り他業に流用することが禁止されることとなります。

この規制における具体的な同意取得の方法につきましては、今後更に実務的に検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、銀行代理店や委託元銀行に対する指導監督あるいは立入検査を通じて、この規制の実効性を担保してまいりたいと考えております。

○広田一君 今御紹介をいただいた手法以外に、例えば後から検証可能なような書面を取っていくということも考えられているんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) その辺につきましては、今後実務的にいろいろな方々の御意見も伺

いながら、実効的な方法を定めていきたいと考えております。

○広田一君 そういった実効性のある事柄を進めるといわけですけれども、逆にちょっとお聞きしたいんですけども、どこまでの厳格性が要求されているのかということでもあります。逆に、顧客からの同意を取らなければ、一つの代理店で複数の業務をしている場合、何が一体でなくなってしまうのか、どう想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにしても、この同意取得の方法につきましては、今のような事例につきましてもどのように対応するか、今後実務的にいろいろ検討してまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、銀行代理店自らの管理、それから委託元銀行の管理、更には指導監督や立入検査、こういったことを通じてこの規制の実効性を担保していくことが必要だと考えております。

○広田一君 局長、ですから実効性を担保することによって、逆に同意を取らなければ、一つの代理店で複数の業務、いろんなことが想定されて、そこをやっぱりウエルカムでやっていくというふうなこれから考えている場合なんですかけれども、逆に何がでなくなってくるのか。これはちょっと素朴な疑問として出てくると思うんですけども、同意を取らなければ一体何がでなくなってくるのか。ちょっと具体例を出してお示しを願えれば非常に分かりやすいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 例えば、そういったところにおきまして、一方で預金あるいは貸付業務を行いながら一方で保険の販売をしているといった場合に、その銀行等で得た情報、これを明らかに利用しながら保険の方で使うといったようなことは、これは同意が得られない限りは禁止されるということになるかと思います。

○広田一君 また、個人情報保護法との関係につきましましてお伺いしたいと思います。

先ほど、根拠のない任意共済の規制に伴う保険業法の改正のときに御質問させていただいたんですけれども、四月施行されました個人情報保護法では、民間事業者の個人情報の取扱いに關しまして必要最小限のルールを定めて、事業者がその分野の実情に合わせて自律的に取り組むということを重視しているわけでありまして、この自律性と銀行法が今回予定しているような顧客情報の保護との関係をあえて明文化するわけを御説明をいただきたいと思ひます。

あわせて、今回銀行法の第十二条に、第二項に条文上明示されたわけでございますけれども、残る証券法についても次回の改正のときに明文化する予定であると理解してもいいの、お伺ひいたします。

〔理事崎崎直樹君退席、委員長着席〕

○政府参考人(三國谷勝範君) 今般の改正案におきましては、銀行及び銀行代理業者により顧客情報の適切な取扱い、これを銀行及び銀行代理業者の健全かつ適切な運営を確保するための措置の例示として銀行法に明示的に規定しているものでございます。

続きまして、証券業務でございますが、これにつきましては、本年四月の個人情報保護法の全面施行に合わせまして、証券会社や証券仲介業者により個人顧客情報の適切な取扱いを確保すべく、これは証券取引法第四十三条に基づく内閣府令等におきまして個人顧客情報の取扱いに關する規定を新たに設けたところでございます。証券取引法の体系上は内閣府令等における規定の新設により既に個人顧客情報の管理につきまして実効性が確保されているところではございますが、更に法律に例示規定を設ける必要があるかどうかにつきましては検討を行つてまいりたいと考えております。

○広田一君 また検討ということでございますけれども、これまでの流れを見ると、ほかの一部改正に伴つてこの顧客情報等に關する規定というのは明文化をしていくというふうな流れでございます。

ますので、そういった流れであるという理解でよろしいでしょうか。非常に技術的な話なんで、このやり取りについては、局長、さらつと御答弁いただければ有り難いと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) しつかりと検討してまいりたいと思ひます。

○広田一君 よろしく御検討をお願いしたいと思ひます。

それでは、ちよつと時間も迫つてまいりましたけれども、今回の銀行代理店制度の変更といったものが私たちの貯蓄の在り方にどのような影響を及ぼすのか、この点についてお聞きをしたいと思ひます。特に、金融のワンストップサービスの実現というものが期待されているわけでございますけれども、貯蓄から投資へというものを推進されております伊藤大臣の御所見をお伺ひをしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 私どもといたしましては、これまで、銀行等による投資信託の販売でありますとか、あるいは銀行等による証券仲介業務の解禁といった制度改正を行つておりまして、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大に取り組んできたところでございますので、今回の改正もその一環として位置付けられるものであると認識をいたしていただいております。こうした取組によりまして利用者利便が向上し、国民に多様な良質な金融商品・サービスの選択が提供されるようになることで貯蓄から投資への流れも加速されるものと認識をいたしていただいております。

○広田一君 それでは最後の質問になるんですが、先ほど大臣が答弁されておりましたように、金融庁が進めていらっしゃる貯蓄から投資へというものは間接金融と直接金融との関係のお話だろうというふうに思ひますが、内閣府の国民経済計算から算出されます家計貯蓄率であるとか総務省の家計調査報告書から計算される黒字率というところでの貯蓄は、預貯金から有価証券、保険

まで含めたものであるというふうに理解をされているわけでございます。そういった意味で、その家計貯蓄率が今現在低下しているということがいろいろな意味で議論をされているわけでございますけれども、その現状につきまして、まさしく貯蓄に關係の深い、金融全般を所管をいたしております伊藤大臣としての、どのような問題意識をお持ちになつて対応されるおつもりなのかお伺ひをしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(伊藤達也君) 今の御質問はマクロ経済の観点からかと思ひますので私からの答弁が適切かどうか分かりませんが、一般論として申し上げれば、日本は人類史上経験したことがないスピードで少子高齢化社会に突入をしていく、そうした中で我が国の家計貯蓄率というのは長期的に低下する傾向にあるのではないかと考えております。貯蓄率の低下が我が国経済に与える影響につきましては、これは多岐にわたるものだと考えておりますが、とりわけ金融分野につきましては国民一人一人がその保有する資産をより効率的に活用していく、そうしたニーズが高まるのではないかとというふうに考えているところでございます。

こうした認識の下で、金融改革プログラムの中に掲げられておりますように、金融商品・サービスの利用者が良質で多様な金融商品・サービスの選択に手軽にアクセスできることが将来の金融システムの在り方として望ましいものであると考えておりますので、今回の銀行代理店制度の見直しもこうした趣旨に合致したものであるのではないかと考えております。

○広田一君 どうもありがとうございます。

○櫻井充君 最後に、民主党の最後に、前の質問をされた議員とダブルでないで、別な角度から質問をさせていただきたいと思ひます。

今回の改正の中で、銀行の業務に係る禁止行為というのが盛り込まれました。これは代理店業務と全く關係のないことでして、これが第十三条の三に盛り込まれているわけです。で、我々、こう

いう銀行法等の一部を改正する法律案と、これ、金融庁からのレク用のペーパーいただきましたけれども、この中に一切触れられてないんです。つまり、代理店業務のことに關しては随分る述べられたけれど、これは銀行業本体の改正であつて、代理店業務とは全く關係ないことなわけですよ。そういったその改正をなぜこの時期に行わなければならないのか、まずそれについて御説明いただければよろしいでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 現行の銀行法におきまして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められますときには行政処分等を行うこととされており、今回規定をした禁止行為につきましては監督上の必要な措置を講じることが可能となっております。

今回の改正で御指摘の第十三条の三をあえて新設をさせていただきましては、銀行代理店制度を法律上、正面から位置付け、そして銀行代理業に係る禁止行為を具体的に明記することとしたことを受けて、銀行本体につきましてもこれまでの監督行政上の経験を踏まえ、同様に典型的な禁止行為を明記することとしたところでございます。

○櫻井充君 そうしますと、監督をしていて、その典型的な例を挙げられたと。例えば、顧客に対して虚偽のことを告げる行為であるとか、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為であるとか、つまりは、こういう行為が比較的多くなされていたということでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 私どもが経験をしてきたものと、それから想定したもの、その中で典型的な禁止行為というものを明記をさせていただいたということでございます。

○櫻井充君 この中で、経験されているものの中で比較的多かったものはどの条文に盛り込まれているんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 第三号におきまし

て、貸付者としての優越的地位を利用して銀行その他の関係者との取引を行うことを条件に貸付けを行う行為を禁止しているというのがございませう。当該行為は、銀行などによる優越的地位の濫用の典型的な例として定められたものでございませうが、例えば、過去におきまして問題となりまして歩積み両建て預金、あるいはもう一つは公正取引委員会が実施したアンケート調査にも銀行の関連会社等との取引の強要といったことがございまして、こういった事例を踏まえ規定しているものでございます。

○櫻井充君 いや、それだったらこういう書き方はおかしいんじゃないんですか。要するに、その今のお話であつたとすれば、地位的な立場の優位性を利用してというような文言をこの中に書き加えるわけであつて、これは一般的な、虚偽のことを告げる行為とかそういうことであつてですよ、これ、局長、多分答弁が違つていて、私がその次に質問することの今は多分答弁要旨を述べられたんだと思ひますけどね。そうではないんです。そうではなくて、これは一般的な行為であつて、こういうようなことを例文として引かれてくるんだとすれば、このようにことが日常行われたということですか、その確認でございます。

もう一つ申し上げれば、要するに四のところで、ほかに内閣府令で定める行為ということと、別に政省令で落とすものもあるわけですよ。わざわざ法律で書いてくるものと、省令等に落とすものとの差が出るはずですから、そのことに關して、なぜこの部分だけは条文として盛り込んだのかについて御答弁いただきたいと思ひつております。

○政府参考人(三國谷勝範君) ここに掲げてありますのは、一つは想定、一つは経験に基づきまして、一号から三号までは典型的な事例、典型的なケースを掲げさせているものでございます。

代理店の方にも記してございますけれども、虚偽のことを告げる行為、これは他の金融関係法令の例に照らしましても一般的に禁止すべきもので

あると考えられたためでございます。

第二号におきましては、不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為、これを禁止しております。これも、当該行為が虚偽のことを告げる行為と同様、一般的に禁止すべきものであると考えられるためでございます。

第三号につきましては、先ほど申し上げましたように、そういった過去の経験等を踏まえ規定したものでございます。

次に、四号の内閣府令でございますが、これにおきまして、銀行の禁止行為として、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為を挙げておりますが、これにおきましては、一号、二号に規定されているような虚偽説明に類する行為、あるいは同条三号に規定されているような優越的地位の濫用に該当する行為などを規定することを検討しているところでございます。

○櫻井充君 答えになっていないですよ。要するに、こちらは、それが経験を踏まえて作られたもので、それが想定なのかということをお伺ひしているだけで、そんならだらだらだら条文を読まなくて結構ですよ。

だから、どの条文、条文長々とまた読まれると困るんで、どの項目は経験を踏まえて、どの項目は想定されたのか、それについて御答弁いただけますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 第十三条の三の一号と二号は想定でございます。で、第三号につきましては、銀行が優越的地位を利用がない場合には除外するということをこの括弧書きで想定しておりますが、優越的地位といった問題につきましては、先ほど申し上げましたような事例、これに基づきまして、経験を踏まえて規定させていただいているものでございます。

○櫻井充君 私は、今お話しされたその優越的地位の濫用みたいなところが極めて問題であつて、そのことを本来きちんと書くべきだと思ひつて

いるんですね。

そうすると、この条文は、第三号のところにその優越的地位の濫用みたいな文言は全く盛り込まれていないわけですよ。この条文から今局長が答弁されたような内容を理解しろといつても、私は無理だと思ひますよ。今おっしゃっているようなことをそのまま文言にされた方がよほど分かりやすいんじゃないですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どももいたしましては、いろいろなそれぞれの他の法令等に照らしまして、できるだけ平易に書くというところで努めているところでございます。

なお、その分かりにくい点につきましても、私もといたしましては、それは今後、内閣府令等におきましてその辺をきっちり定めてまいりたいと考えております。

○櫻井充君 これが平易に書かれているとはとても思ひえないわけですよ。要するに、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件としてとか、どうしてこれが平易に書かれているんですか。

要するに、要するに今の商慣行の中で問題になっているのは、貸手と借り手の立場の差が余りにひど過ぎるわけですよ。ですから、顧客、顧客の保護だということをおっしゃるんであれば、もう少し立場の、優越的地位の立場の濫用みたいなところをもっと少し具体的に盛り込まれたらいいんじゃないですか。その方がよほどこういうことはするなということをしきりと書けるんじゃないですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 優越的地位ということにつきましては、これが一律にこの優越的地位というのを明確に規定するということにつきましてはいろいろな態様がございまして、これに基づきまして、更に内閣府令等におきましてその具体的な類型等について定めていきたいと考えているところでございます。

○櫻井充君 時間がないので仕方ないんです

が、もう少し具体的に書けないんだらうかと。

それから、業務の範囲のところ、たしか五十二條の四十二ですが、五十二條の四十二を見てみると、まずこういうことができますとかいろいろ書いてあるんです。これは、業務の範囲というのとは何かというと、代理店業務、代理店業務、代理店を営むことができた人が、じゃあかのことを、仕事が行われるようになるかという、このことに關していうと、全部内閣府令の認可を得ないと、許可を得ないとやれないわけですが、この条文、五十二條の四十二のところを読ませていただくと、極めて分かりにくいわけですよ。

だから、まず代理店を営むことができる人たちが、じゃあかのことをやりたいと、仕事をしたいと、じゃあこの場合はこういう許可が必要ですよと、流れささ書いてくれれば物すごく分かりやすいのに、めちゃくちゃ分かりにくく書いてあるんですよ、これ。ですから、こういう部分に關してであつても、もう少し条文の書き方何とかならないんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、この条文につきましては、他業の兼営につきまして承認制を導入している最近の他法令の例を参考として規定させて、こういう具合に書かせていただいているものでございます。

なお、御指摘のとおり、法令の表現はできる限り分かりやすいことが望ましいということとは、これはそのとおりかと思ひます。今後とも、御指摘等を踏まえて、法案の作成に当たりましてはできる限り平易な表現とするよう私どもは努めてまいりたいと思ひます。

○櫻井充君 まあできればそうしていただきたいと思ひますし、今までどおりがこうだったからそれに倣つてやるということになると、いつまでたつても分かりにくいものは分かりにくいんです。

じゃ、もう一点、別な観点から。今、横並びでというお話が出ました。であれば、例えば、この銀行業務にかかわる禁止行為というのがほかの金

融資を営んでいる方々に対してきちんと法律が整備されているかというと、必ずしもそうでないですね。

ですから、今回こういう改正案を出されてくるのであるとすれば、一緒に併せてそういった法律の整備もしなければいけなかったんじゃないかなと思います、この点についていかがですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 法案でございますので、それぞれの体系の中で規定されているところもございまして、また商品性も違いますが、それぞれの条文につきましては、必要に応じて、それぞれの法律の検討が行われた場合にはそれぞれまた検討されていくことかと思えます。

○櫻井充君 禁止行為に関していうと、これは銀行法を全部、例えば長信銀とかこういうやつに引用していると、全部この条文を引いているんです。

ところが、じゃ例えば保険業法はどうかとか、僕は説明で、これは保険業法はここで担保されていますと言われてその条文を読みました、この不確実な事項について断定的判断を提供しとか、こういうことに関しては記載されておりません。

ですから、説明の資料すら私は違っているんじゃないかなと思うんですね。ましてや、貸金業の規制法の中には、このここに書いてある第十三条の三の二号にかかわるようなことは、これ書かれていないわけですよ。そうすると、同じ金融というものを、金融商品を取り扱っている方々が、ある方は禁止行為があつて、ある方は禁止行為がないということ自体おかしい話だと思いませんか。この整合性が取れていないこと自体、今回の法律の提案の私は不備じゃないかなと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(伊藤達也君) まず、保険業法のところでありまして、断定的判断の提供等につきましては、保険業法第三百条第一項第二号に規定をされているものと承知をいたしておりますし、また

貸金業規制法におきましても、同法第十三条第二項におきまして、貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない旨規定しているものと承知をいたしております。

○櫻井充君 それでは、大臣、これは虚偽説明のところで、この銀行法で言う十三号の三の一号に関しては、今の貸金業に関してはそのとおりなんです。ところが、要するに、その断定的判断の提供等については法律は整備されていないと、これは金融庁の方から私も説明を受けているんですね。

要するに、例えばどういうことかというところ、あなたの収入であれば、あなたの収入であれば間違いなくこのぐらいの額なら返せますからと、例えばこういう説明をする、これは私はその不確実な事項について断定的判断を提供したことになるんだらうと思うんです。特に、今ノンバンクがどんどん大きくなってきていますから、こういう説明をしていること自体が問題なんです。それから、その意味では、銀行法の改正をされるのであれば、こういう断定的判断の改正も併せて行うべきではないか。特に、これは罰則規定まで設けているぐらい特別な禁止行為としてやってきているんですから、ほかのところとある種横並びにならないとおかしい話だと私は思うんですけれどもね、いかがでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一つは、貸金業法におきましては相手の資力に応じた貸付けをする必要があると、そういった制度との関係もあるうかと思いますが、ただ一方で、断定的判断の提供という点につきましては、貸金業規制法につきましてそのところが明確な規定がないところは御指摘のとおりでございます。なお、こういった点につきましては、現在、貸金業懇談会等においていろいろな勉強もしておりますけれども、こういった問題も含めて私どもも勉強してまいりたいと考えております。

○櫻井充君 是非よろしく願いたいと思っております。

す。いろいろな法律があつて、先ほど法律の書き方は横並びで書きましたと言っていますが、実質伴ってこないと困るわけですよ。中身のところが特に問題であつて、何回も申し上げますが、特にノンバンクがどんどん広がってきていて、ある種被害も広がっているところもあるわけですから、このことについてきちんと、きちんと整備していただければ有り難いと、そう思います。

余談になるんですけども、この不確実な事項について断定的判断を提供し、国会の答弁はまるでこういう状況にあるんじゃないかな。この間の郵政の民営化の審議をしていて、GDPが何年後には一・五倍になりますとか、こんなでたためです。伊藤大臣、我々、私はそう感じているんですよ、今回これ読んで。

そうすると、これ銀行関係者だけに課すものではなくて、やはり大臣も、こういうようなことをちゃんと国会法が何かに定めて罰則規定でも付けないと、きちんとした答弁されないんじゃないだろうか。ここでもその大臣は不良債権の処理をすればどんだん貸出しが進むんですよ。それとおっしゃっていました、そこで、だけれども全然増えていませんからね。やはり、そういう不確実なことの事項について断定的判断を提供することを銀行業者始め金融関係者にやるのであれば、まず自ら襟を正すべきじゃないかなと、私はそう思います、いかがですか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今御指摘がありました点は、もう竹中大臣ともう委員が何回となく御議論をされたことでございます。特に不良債権と貸出しの問題について、これは私こどもも答弁をさせていただいていると思っておりますけれども、これは、不良債権処理を始めとした構造改革全体を進めることによって日本の経済を活性化していく、銀行については資金仲介機能というものを強化をして、そのことが貸出しの向上につながっていく、そうした視点からも金融改革をしつかりやっつけなければいけない。

特に正常先債権につきましては、私が金融行政を竹中大臣とともに担当させていただいたときには、これはもう総貸出しで五・〇％ポイントマイナスでありましたが、これが今年の三月期におきましては〇・六％ポイントプラスという、そういった下げ止まりの兆候というのも見えてきたところでありまして、これはもう委員とも何度も御議論させていただいているように、地域密着型金融の機能強化、こうしたことに更に取り組んでいくと、そのための改革を促進するために金融行政としてしっかりと取り組んでいかなければいけない。

委員の御質問に対しては、できる限り私どもとしても誠意ある誤解のない答弁に努めていかなければいけないと、委員の御質問を受けて今決意を新たにしております。

○櫻井充君 是非よろしく願いたいと思っております。

でも本当に大事なことでしてね。あのときは、いや、これは別に伊藤大臣に言ってもしょうがないことですけども、要するに、GDPの数字は過去十年間ほとんど増えていないわけですよ。それを保持してきて、急にいきなり一・五倍になりましてと言われて。郵便物は確かに少しづつ減っているわけですよ。今度はその数字を持ってきて、こうやって減るんではないかと。それで、その後半の方はよく分かるんですよ。そうでないものに対してああいうふうにならなければならぬ、それから過疎地にネットワークがあつたらこれは仕事上強いんですよとか、そういうことまで言われるわけですよ。そして、そのほかのことは何と言っているかという、経営者の判断ですと言っている。

だから、やはり答弁の内容自体がきちんとしていないだか、これは別に伊藤大臣に言ってもしょうがないことですけども、ただ、いろんな方と質問をしても、どうも役所からの答弁を聞いていると今のようないきなり起つてきていて、そのところに我々はおかしいんじゃないか

と、割と水掛け論みたいところになって、そこで本当であれば今のようデータをきちんと示されて、郵便物がこのぐらいい減っているから、だから今後減っていくんだということを言われれば、これは納得するわけです。ですから、できればきちんとした理論に裏打ちされたような答弁をしていただければ有り難いなど、そう思います。これは感想です。

それから、今回のところでこの銀行法上は再委託を認めております。そうすると、多分我々が、うがった見方かもしれませんが、郵政の民営化に伴って出されてきた法案だと思っているところがありますから、ですから簡易郵便局の場合には郵便局本体から委託しているのが結果的に再委託というところで丸く収まるんだらうと思うんですけども、保険業法そのものは再委託の行為を認めておりません。そうすると、なぜ銀行法上は認めて、それから保険業法上は再委託がこれは認められないのでしょうか。

○副大臣(七条明君) これは私の方からお答えさせていただきますけれども、先ほど少しこれ山下先生からのお話もあったときに大臣からお答えしておりましたが、保険業法においては適切な募集を行わせるためには保険会社から募集人への直接の教育、指導が不可欠であることから、保険会社のコンントロールが利きづらい復代理は禁止をする、これは保険業法の第二十九条の中でそう解釈されると思っております。でございますし、これに對しまして銀行法の五十二条の三十六でございますけれども、銀行業においては許可制を導入することによって銀行代理店、代理業者に關して厳格な参入規制を設けるとともに、銀行代理店、代理業者を直接に当局の監督対象としたと、そういうような再委任を解禁することとした、復代理を禁止をするというようなことをしたということでございます。

○櫻井充君 よく分からなかったんですけども、要するに、じゃ例えばほかの国々はどうなっているんでしょうか。ほかの国々は保険はやはり

同じように再委託というものを認めていないのかどうか、その辺について御説明いただけますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 欧米の主要国におきましては日本の銀行代理店に相当する業務が一部の事例を除きまして再委託も含めて幅広く認められておりまして、参入に当たりまして従来から申し上げておりますとおり許可も一般的には不要であるというぐあいに承知しております。

○櫻井充君 済みません。それは、私が伺いたいのは保険の方でございます。保険業法の方では、再委託はほかの国々でも認められていないのかどうか、その点について御答弁いただけますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これ、詳細につきましては必ずしも承知しているわけではございませんが、ドイツには復代理店制度があるようでございますが、イギリス、フランスとオーストラリアには現在そういう制度があるというところは確認できておりません。

○櫻井充君 つまりこれは、この部分はもう一度ちゃんと整理していただかなきゃいけないと思っているんですね。つまり、ある種、金融商品、同じ金融商品と言っているのかもしれない商品が、銀行はそれは可能であって、保険はやはり駄目なんです。先ほどその御説明の中で、例えば商品の説明が大変だからとかいう話になります。でもそれは別に委託された先の人が同じように教育を受けていけば全く問題ないことであって、それがその再委託を妨げる条件には全くならないんだらうと思うんですね。

もう一つは、今後その簡易保険のこと、簡易保険という商品になるのかどうか分かりませんが、あの会社自体が郵便局ネットワークを使っているということになれば、再委託を認めてやっただけがきちんとした形になるんだらうと思うんですね。それこそもう一つは、整合性を取るという観点からいえば、銀行法上は再委託は認められて、そして保険業法そのものは再委託を認めないということ自体は私は整合性が取れないん

じゃないかなと思うんですけども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) ここはやはり様々な議論があるところではないかというふうに思っています。

保険会社と直接契約関係のない再委託を認めることにつきましては、やはり保険の特性上、複雑かつ多様な商品が多々ございまして、保険会社の指導、教育などが不可欠であると、これは委員も御認識をされているところでございまして、コンントロールの利きづらい復代理というものはその観点から禁止をされておるところでございまして、銀行代理店について認められているのは先ほど副大臣からも答弁をさせていただいたとおりでございます。

○櫻井充君 しかしですよ、これ郵便局ネットワーク使う場合に、じゃ今後どうなるかということ、簡易保険は簡易郵便局と直接委託することになるわけですよ。その直接委託をすることになるうが、郵便局本体とやって、そして、そのところから委託業務でこういうことなんだと指導することと私は何ら変わらないんじゃないのかな、そう思うんですね。

ですから、そのところだけそう取り上げてこられて、しかも、それだけ本当に面倒くさい商品であつたとすれば、逆に言えば、その禁止行為の中でもう少し具体的に禁止行為を、先ほどの不確実な事項について断定的な、これ条文の中には入っていないわけですよ。それと読めるような文章があつたとしても、この手のものは全然入っていないんですね。

逆に言えば、僕からすれば、銀行法の業務に関する禁止行為の方がより厳しく書いてあって、保険業法の方の禁止行為の方が甘く私は見えるわけですよ、何となく漠然と書かれていてですね。それだけその商品の取扱いが大変なものであつたとすれば、もう少しそこら辺のところだつてきちんとしていたかないと整合性は取れないんじゃないのかなと、そう思っています。

今ここで議論しても十分なところでないのは、要するに、海外の事例について、まあ通告したのが昨日ですから、ちょっと調べていただいた上で改めてこの点について議論はさせていただきたいと、そう思います。

それから、もう一点私が個人的に気になっているのは守秘義務の問題でして、我々医者はいろんな部分で守秘義務を課せられております。財産とか生命とかというのは憲法で同じように規定されてくることを考えてみると、財産を取り扱ってくる人たちが、何らかの形でもう少し厳しく守秘義務が課せられても私は個人的にはいいんじゃないかなと考えているんですけども、その点について大臣どうお考えでございますでしょうか。

○副大臣(七条明君) これは私の方からお答えさせていただきますが、今、守秘義務についてでございますけれども、銀行は、現行の個人情報保護法及び銀行法により、個人情報の管理について従業員に対して必要かつ適切な監督を行うことが義務付けられている。

その具体的な内容として、金融庁より告示した金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにおいて、従業者である銀行員との関係で、その退職後まで含まれた守秘義務に関する契約等を結ぶことが求められている。そして、したがって、銀行がその従業者と退職後の守秘義務に関する契約を結んでいなかったことにより、当該従業者が退職後に個人顧客に関する情報を漏えいした場合、個人情報保護法及び銀行法違反として銀行側が行政処分の対象となり得ると考えているところでございます。

○櫻井充君 その守秘義務のことに關して言う、例えばこれ、刑法は明治四十年に定められた中に秘密漏示というのがありまして、その百三十四条の中にどういふ人が今挙げられているかという、医者は挙げられているんですが、驚くべきことに医薬品販売業者までこの中に挙がっているんですね。医薬品販売業者に守秘義務を課すくらいであつたとすれば、実際はこれに歯科医師も

入っていないし、看護師も入っていないんですよ、助産婦さんは、助産師は入っていますけれども。あとは弁護士さん、弁護士さん、公証人が入っていますが、むしろ、例えば公証會計士法の中には守秘義務が課せられているようだけれども、むしろ、こういったところの公証會計士であるとか税理士さんであるとか、あとは金融の関係者というのは僕が入ってきた方がいいんじゃないかと。特に申し上げれば、医薬品販売業者がこれの中に入っているぐらいでしたら、よほどその方が重要なんではないかと。

つまりは、この法律自体が古いものですから、全体をもう一度改めて見直していかないとはいけません。これは法務委員会でのマターにはなっていないと思いますが、でも、改めてこの部分での議論も、こういった財政金融委員会での議論が基になってくるところがあると思うので、是非検討いたしたい。

最後になりますが、今回の法文を見ていて大事な条文であるとは思っているんです、禁止事項に関して言ってもですね。そこら辺の整合性がすべて取れていなかったりとか様々な問題があるので、改めて御検討いただきたいということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。今般のこの銀行法等の一部を改正するこの法案

につきましては、利用者の利便性を向上させる、これに大変大きな役割を果たすという一方で、同時に、先ほど来からお話ございますとおり、この利用者保護、安全性ということにつきましても十分な配慮をよりまたこれまで以上に尽くしていかなければならないと、私もそのように思うわけでございます。

その点から、最近起きた事件でちょっと気になることを二つほどまず御質問させていただきたいと思えます。先般、UFJ銀行のATM盗撮、ATM機に小型カメラが設置されていたと、こういう事件がございまして、この事案に関しまして、

今、関係する者が検挙されていると報道されているわけでございますけれども、まず警察庁の方にはその概要につきましてお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(和田康敬君) お尋ねの件につきましては、今年の十月の十三日に都内のUFJ銀行のATMコーナー付近で不審者がいるということとで一一番通報がございまして、これについて警察官が現場に行きましてその男性を職務質問したところ、カッターナイフを持っておったということと銃刀法違反で逮捕いたしております。あと、所持品等を見てまいりますと、その男が受信装置を所持しておったということでございます。

その以前の九月にUFJ銀行の麻布支店管内の出張所のATMコーナーに小型カメラがあったと、この事案と関連があるのではないかとということとで、その関連性について現在捜査をしておるところでございます。

○西田実仁君 今捜査中ということですから、仮にこのATM機に小型カメラ、こうした盗撮カメラが設置されていて暗証番号やあるいはカードに関する、刻印されている様々な情報を盗み取ろうとしていたということに仮になった場合、現行法上ではどういう処罰の対象になり得るのでしょうか。

○政府参考人(和田康敬君) 現在私も把握している事実から申し上げますと、現在のところ、今逮捕している男、銃刀法でございますが、行為としては、不法にそういうATMのコーナーに入つたという建造物侵入の罪に当たるとはなにかと。その他の罪につきましては、ちょっとその以外の、いわゆる盗んだ情報の内容程度によつて、他の刑法における、刑法に支払用カードの電磁的記録情報の取得罪というのがございまして、ただ、ここで言うその情報というのが支払用カードをいわゆる偽造してできるほどの情報だということになっておりますので、それほどの情報

を取得したかどうかということについてまだ説明ができておりませんので、現時点では建造物侵入罪ということに問われるのではないかと、うに考えております。

○西田実仁君 捜査の進展に伴いまして様々な法的措置につきまして更に検討をいただきたいと思えますけれども、より、まず、金融庁にお聞きしたいのは、このATM機に盗撮カメラが設置されているのではないかとという疑義は以前からかなり指摘をされておりました。柳田さんの本の中にも既にそうした指摘もございましたし、私も直接被害者の方から、生年月日等ではない暗証番号にもかかわらず一発で当てられているのはおかしいじゃないかという、そういう被害者の方からの声も何度もお聞きしているわけでございます。

さらに、十月十四日、金融庁さんが発表された偽造キャッシュカード問題に関する実態調査を見ましても、この被害に遭った「暗証番号の状況」というところの調査の中で、暗証番号を生年月日にしていて被害に遭ったという人は二四％ほどいるわけですね。それ以外にも、電話番号とかあるいは住所、あるいは車両番号、こうしたことによる、それを暗証番号にしたことによつて偽造された、あるいは盗難されてそれを引き落とされたということになっていくわけでありまして、その同じ状況の中で、実は「その他」という項目がありまして、これは暗証番号を生年月日にしていた方よりもはるかに多く三四％、三人に一人は「その他」という形でこの分類がされているわけでありまして。

つまり、この「その他」の中には、恐らく暗証番号に、暗証番号として生年月日やあるいは住所等比較的類推されやすいものではないものを利用していた、使っていたにもかかわらず被害に遭つたという方が相当含まれているのではないかと、いうふうな推測できるわけでありまして。

この今回の事件を契機に、事件かどうかまだ捜査中ですが、金融庁としては今一斉点検をしていると、こういうATM機につきまして一斉点検をしているというふうな報道されております。

過去、今申し上げたような二つのこと、かなり

前からATM機に盗撮カメラが設置されているのではないかとという疑義がかなり広範に言われていた、またこの実態調査を見ても、その他の比率が非常に高く、その中にはもしかしたらそうしたことによる暗証番号の盗み撮りということがあつたかもしれないというようなことがあるにもかかわらず、この一斉点検ということが今回初めて行われたのかどうか不明でありますけれども、ちよつとそうした実態調査がやられていないのか、このように思うわけでありまして、いかでございませうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) ATMにおける暗証番号の盗撮の問題でございますが、御指摘いただきましたような手口につきましては、金融庁といたしましては従来からその危険性を認識しておつたところでございます。偽造・盗難キャッシュカード問題に関する議論を踏まえまして、関係団体、それから金融機関に對しまして、金融機関が管理する領域内のぞき見、盗撮の完全排除を含めまして、システムセキュリティ対策について複数回にわたつてこれまで要請をいたしておるところでございます。

これらの要請を受けまして、各金融機関、それなりの対応をしておられると思っておりますけれども、例えば、幾つかの金融機関においてはATMに現金を装てんするとき、あるいはATMコーナーの清掃をするときに盗撮カメラが装着されていないかといった点検、確認を行っているというふうに承知をいたしております。これらの取組の結果、隠しカメラなどが発見された場合には当局に対して報告がなされるというふうに思っています。

また、金融業界全体といたしまして、金融情報システムセンター、いわゆるFISCと呼んでおりますけれども、これが作成する金融機関等コンピュターシステムの安全対策基準というものがございまして、この中でこれまでATMコーナーの防犯措置が規定されていたところでございますけれども、最近の議論を踏まえまして、御指摘の手口に対するものも含めまして、システムセ

セキュリティ対策全般の記述の見直し作業を現在行っており、でございます。

それから、私どもで現在やっております一斉点検、実態調査についてでございます。既に一部の金融機関においては日常的な確認、点検を行っており、今度の事件を受けて改めて各金融機関に対してATMとその周辺の確認、点検を行っており、その結果を報告するよう要請を行ったところでございます。

このうち、主要行等につきましては、確認、点検作業の途中経過についてヒアリングを行うことができて、先週末、二十一日金曜日の時点でATMコーナーにおいて異状は発見されていない旨報告がございました。

○西田実仁君 私の選挙区である埼玉も、また東京も、首都圏にかなりこうした事件、こうしたというの偽造キャッシュカードとか盗難キャッシュカードは大変多くございまして、今回、こうしたATM機にカメラが設置されていたというのかなり預金者の方々にとっては衝撃でもあります。そういう意味でもこの一斉点検、徹底していただきまして、これはもう全金融機関に、信金、信組、また郵政公社も含めまして、しっかりと点検を行い、また対応していただきたい、このように思います。

続いてもう一つでございますけれども、これも偽造キャッシュカード、また盗難キャッシュカードにかかわることございまして、全銀協がこのカード改定案というものをいたしました。改定約款というものを出したわけでありまして、これについて確認であります。

この偽造あるいは盗難キャッシュカードの補償に関しまして、補償しない場合というものとして重大な過失又は過失となり得るケースを、申合せによってこれはもう既に公表されているわけであり、その申合せの中身につきまして、金融機関から生年月日等類推されやすい番号を個別的にまた具体的に複数回にわたって働き掛けをされた

にもかかわらずそれを変更しなかった、それで被害に遭ってしまったという場合はこの過失に当たると、こういう申合せになっているわけであり、ります。

しかしながら、これは確認でございますけれども、一部報道におきまして、こうした働き掛け、金融機関からの働き掛けが必ずしもこの申合せとはややニュアンスの異なるような、単にポスター等と呼び掛けをすればそれらもう既に働き掛けをしたことになるんだというような報道が一部にございまして、やや預金者の方々に誤解を生んで、また被害者の方々からも本当のところはどうなんだというような問い合わせも来ておりまして、一応確認のために、金融庁サイドといたしましてはこの働き掛けの中身について確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(佐藤隆文君) ただいま御指摘いただきましたように、全国銀行協会におきまして、偽造・盗難カード預金者保護法の成立を踏まえまして、カード規定試案の改正を行い、去る十月六日に公表を行ったところでございます。この公表と同時に、全銀協におきましては偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申合せというものを併せて公表いたしております。

この申合せの中で、カード規定試案の改正に基づき、各々の約款を改正するに当たっては、暗証番号を生年月日等の類推されやすいものとしていたことを過失の一要素として認定するには預金者に個別的、具体的、複数回にわたる働き掛けを行うことが前提となるというふうに明記をしておるところでございます。その旨を全銀協の会員各行及び他の金融関係団体に対して周知をしているというふうに承知をいたしております。

各金融機関におきましては、このカード規定試案あるいは申合せの内容を踏まえて、今後、被害者に対して適切な対応が行われるというふうに認識をいたしております。

○西田実仁君 さて、この銀行法等の一部改正案について、今回のこの法改正の位置付けでござい

ますけれども、金融改革プログラムの中でのこの今回の法改正の位置付け、特に金融のワンストップサービスという点から、その視点から位置付けを大臣に御確認させていただきたいと思っております。

○国務大臣(伊藤達也君) 金融改革プログラムにおける位置付けということでございますが、金融改革プログラムにおきまして、今回の法改正については銀行等の代理店制度の見直しは多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計をする観点から、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大を促すための施策として位置付けられているところでございます。

私どもといたしましては、今回の法改正によりまして、顧客の金融サービスに対するアクセスが確保、向上されるとともに、金融機関が多様な販売チャネルというものを効率的に活用できるようになること、このことを期待をいたしているところでございます。

○西田実仁君 そうした利便性の向上とともに、当然のことながら、ワンストップサービス、銀行の窓口でいろんなサービスが受けられるということ以上に、恐らく銀行代理店という形でこれから販売チャネルが増えていくわけですから、銀行代理店において、必ずしもそれは銀行の子会社ではないわけですから、一般事業者も含めた銀行代理店においていろんなサービスが、金融の総合サービスが受けられると、こういうワンストップサービス化というのが大きな利点であろうというふうに思います。

とすれば、一方で、やはりそうした利便性の一方で、いろんな金融トラブルというものもこれから起きてくる可能性は非常にあるわけで、金融のワンストップサービス化を図る一方で、やはり金融トラブルの紛争解決機関もやはり一本化していくと、こういうことが、していくことが利用者にとっては分かります、また様々なトラブルを未然に防ぐことにもつながるのではないかと、このように思っております。

その意味で、一つは、まず金融庁が始めました

この金融サービス利用者相談室、これホームページでも拝見をしまして、いわゆる交通整理をする機関、機能だというふうに理解しておりますけれども、この金融サービス利用者相談室はどういう法的な位置付けがあるんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融庁の利用者相談室につきましては、金融庁組織規則を根拠として設置されているものでございます。

○西田実仁君 結局、私の問題意識としては、今申し上げたとおり、紛争を解決するための機関は一本化して、しかも無料で中立というのが一番イギリスのようにベストではないかというふうに思っております。

この金融サービス利用者相談室は、事前にいろいろと電話で相談することが前提のようであり、ますけれども、ウェブ上でも相談が受け付けられるというふうになっておりますが、結局、各金融機関の業界団体に附属している自主規制機関、ここにその案内をする、導くと、こういうことで、司法というものは入り込まないと、行政の立場では入れないんだということが多分前提となつてそういう道案内に徹しておられるんだらうというふうには思うわけでありまして、しかしながら、利用者からしますとこうした業界団体による自主規制機関にそもそもの法的根拠があるのかよく分からないし、また裁判外紛争機関としてこうした自主規制機関が機能として持てるのかどうかということも不明なわけでありまして。

私は、この金融サービス利用者相談室というものがもうちょっと利用者にとってトラブル解決のためのワンストップサービスをもちと提供できるようなやり方が、工夫があり得ないのかというふうに思うわけでありまして、まず大臣からお聞きしたいのは、利点である金融のワンストップサービス化がほとんどこれから進んでいく、そのための法整備、今回しているわけですが、一方で、この紛争を解決するための機関を一つ、一本化していく、表裏一体ではないかというふうに思うわけでありまして、これについてはまず

大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 金融サービス利用者相談室につきましては、これは金融改革プログラムの中でも位置付けて、そして行政において一元的に相談やあるいは御意見というものを伺う、そうした窓口として、先ほどございましたように設置法の中で位置付けて、この七月にスタートでございます。七月にスタートさせていただきますところでございます。

さらに、この機能をより強化をして紛争を解決をしていく、そうした機能も視野に入れながら考えていくべきではないかと、こういう御指摘でございますけれども、今それぞれ委員からも御紹介がございましたように、自主規制機能を発揮する機関というものがございまして。こうした機関との連携強化を図りながら様々なトラブルというものをしっかりと解決していきけるようにしていかなければいけないというふうに思っておりますし、今後の機能強化の在り方につきましては利用者相談室の今後の状況というものを注視しながら検討をしていきたいというふうに思っておりますが、まずそれぞれの自主規制機能の機能強化をしつかり図っていくことが重要ではないかというふうに思っております。

○西田実仁君 たしか金融審議会だったか、もう二〇〇〇年の段階でこの議論が始まっています、もう既に五年たっていると思っております、そういう意味では、利便性を高める一方でやはり安全性を担保しなきゃいけないということが、常にバランスを取らなきゃいけないことからするともうちょっとスピードアップして、こっちは金融のワンストップサービス化がどんどんスピードアップしつつあると思えますけれども、一方で紛争解決のワンストップサービス化ということについてもスピードアップを是非していただきたいと思うわけがあります。

具体的にお聞きしたいと思いますが、この金融サービス利用者相談室から各種の業界団体に相談に行きますね、こちらへ行った方がいいですよ

と案内をされて行きます。そこでどういうふうにしたか、またという解決ができたのかということ、例えばその利用者は金融相談室の方に、このサービス利用者相談室の方に戻すことはあるんでしょうか、返信することはあるんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 相談室に寄せられました場合に、御指摘のとおり、金融相談室の方からこれはいろんな業界団体へいろいろな通知をしているところでございます。回付された質問、相談、意見等につきましては、これは私どもは、一つには企画立案、検査・監督において、各課室において案件に応じて適切に判断しているところでございます。

各団体に参りましたものにつきましては、その先のとこにつきまして一つ一つフォローすることは、私どもも行政権でもありますが、民間取引への行政介入といった問題もございまして、私どもとしてはそういった先々におきまして適切な対応が図られていくように今後とも適切に対応していきたいと思っております。

○西田実仁君 そこをやつぱり、一応案内をしたわけですから、各種の自主規制機関、業界にぶら下がっているところで相談をしてどうなったのかというところをやつぱり一度戻してきただけといううなことも、そこでどう対応されてきたかということを確認をするということも金融庁としては必要なんではないでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私ども、一つ一つの案件につきまして、それをまたえんまつにつきまして相談室に報告を求めるところまでは想定してないわけでございますが、現在、私どもといたしましては、金融トラブル連絡調整協議会というのをこしらえまして、非常に幅広い団体と一緒に金融トラブルにつきまして連絡調整を行っているわけでございます。こういったところで今後とも連携を密にしたいと考えております。

○西田実仁君 もう一方で、金融のトラブルに関

する紛争解決とともに、やはりこれはもうちょっと底辺というのか、土壌の部分としてはやはり金融経済教育というのが大変大事であるというふうに思うわけがあります。

先般、日銀の方にもお聞きしましたけれども、これはいろんなところが、日銀の中にある事務局の金融広報委員会も行ってありますし、内閣府も行ってありますし、金融庁としても金融経済教育懇談会というのを先般中間論点としても整理をされておられまして、いろんな機関が行っていると思いますし、いろんなシンポジウムも行われていることもよく承知しておりますが、これ、もうちょっと効率的に、また政府全体として、ある意味で予算も限られている中でやるわけですから、いろいろなところがいろいろなことをやるのもいいんですけど、もうちょっと効率的に戦略的にやっていった方がいいんじゃないかと。

非常にこれは大事な、利用者に対する、やはり最後は賢明にならなきゃいけないのは利用者の方です、金融経済教育に関して、今後、そうしたこの中間論点も踏まえてもう少し効率的なやり方もあるんじゃないかと思いますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(伊藤達也君) 今委員から金融経済教育の重要性、そしてこれを進めていくに当たって効率的、戦略的という御指摘をいただきましたので、全くそのとおりだというふうに思っております。

そうした問題意識から、各分野において活躍されている方々に、私の私的懇談会として金融経済教育の懇談会、今委員から御紹介をいただきましたが、設置をさせていただいて、精力的な御議論をいただいで、そして六月三十日に論点整理を取りまとめた上で、特に金融庁として直ちに実施すべき七つの事項について御提言をいただいたところがございます。

金融庁といたしましては、委員から御指摘がございましたように、政府関係機関やあるいは金融関係団体との連携を通じて、論点整理の中でいた

だいた御提言も含めて、金融経済教育の一層の推進、充実が図られるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○西田実仁君 終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

我が党は、この間、金融庁が出された法案には賛成をしておりましたけれども、この法案も何とか賛成したいと思つて精査、検討をいたしましたけれども、賛成には至りません、反対というふうにさせていただきたいというふうに思います。

その理由は、今日もいろいろ質問がありましたけれども、この四年半、私はここでずっと座っているのを見てまいりましたけれども、不良債権処理の最終処理が進むと同時に、収益向上というの各金融機関の目標に掲げられたわけでございます。その中で何が起きたかといしますと、職員のリストラと金融機関の店舗の統廃合ということが一方で起きて、銀行がどんどん店舗を縮小していくと、これは急速に進みました。一方で、収益の向上ということでは手数料収入を増やそうという方向に切り替えて、これは金融庁も奨励をされてこられました。その中で金融商品がどんどん販売していこうということになってきているわけですが、今、そういう中で金融被害というのが相当この数年で増えている状況でございます。

で、これは保険も銀行も同じでございます、この前の委員会でも取り上げました明治安田生命はその後、大問題になりました。これは、この点では金融庁が毅然と対応されたということを敬意を表しておきたいと、私も取り上げさせていただいたんで言っておきたいと思っております。

そういう中で、今回の改正の意味なんですけれども、銀行は店舗をどんどん縮小してきています、しかし手数料収入を上げたいと、こういう代理店制度を銀行の求めたいですか、銀行の意図としては代理店制度で販売をしたいと、こ

ういう流れにあるということもしつかり見る必要があるというふうに思います。

今でさえその金融被害が増大している中で、先ほども代理店の許可云々で日本はまだまだ後れているというような話がありましたけれども、私は、もちろんその日本はまだ訴訟社会になっておりませんから、いろんな点で、そういう点では意識が後れているかも知れませんが、問題は何か後れているかといえますと、金融消費者保護法、この整備が諸外国に比べて後れているわけですが、私もこれが先に提案されて通った後でしたら今回の代理店制度も賛成あり得るかなというふうに思いますが、順番が違つと、外国に比べて順番が違つと。

利便性という話がありましたけれども、私はまず利用者保護があつての利便性で、チャネルの拡大ということにあるべきだという点で、ですから規制緩和一般に、何でも反対いたしませんけれども、よく見なければいけない。何でも規制緩和賛成で、規制緩和に反対したら何かこう守旧派みたいな、物を何か言いつらいつら。そうではなくて、ちゃんと利用者保護とかそういうものがあつての規制緩和だという点を考えますと、私は時期尚早といえますか、順番が逆だと。諸外国でやっているような、先進国でやっているような利用者保護制度をまずきちつと整備すべきだと、それから提案であるべきであらうという点で反対というところがございます。この点についてはもう質問、いろんな懸念は出されましたので、改めて触れる気はありません。

そこで、今日は、今現在の金融被害の現状と金融庁の対応について質問したいと思ひます。

金融被害が増えているというのは、お手元に資料をお配りいたしましたけれども、これは国民生活センターの資料ですけれども、九八年からすると、もう相当何倍にもなつて、六倍以上ですかね、増えております。二〇〇四年が少し減つてゐるのは、これは実はサラ金関係が減つてゐるだけで一般金融機関としてはもう横ばい状態、今年は

更に増えるんじゃないかというふうに見られておりますので、一般金融機関の苦情というのは減つていないということ、むしろ相当増えているということでございます。

で、例えば、その中でもこれから社会問題になると思ひます変額個人年金について簡単に対応を聞きたいと思ひますけれども、変額個人年金というのは名前のとおりですけれども、年金の給付額が運用次第で変動するといふものです。これはまあ、契約者個人の責任で選択して投資信託等で運用するもので、元本割れもあり得るというふうな商品でございます。

従来、個人年金という、定額制が当たり前だったわけですね、老後の安定ということ。ところが、九九年から金融庁がこの変額年金の販売を許可し、売出しが始まつて急速に伸びておりますね。で、〇一年度は六万一千件ぐらいであつたのが、〇四年度でもう四十二万件になつてゐると、四年間で七倍も増えてゐます。金額も二〇〇四年度で五兆八千億円の契約金額になつてゐると。年金制度の不安を背景にこれだけ伸びてゐるんだと思ひます。

こういう、皆さんが年金に不安を持つてゐるということ、そういう背景で伸びてゐるにもかかわらず、この問題での苦情もいろいろ増えておりまして、国民生活センターの調べでは、二〇〇二年に比べたらもう四、五倍の苦情件数が増えております。

内容は悪質なものが多いということ、生活センターの方で事例を出してもらいましたけれども、要するに元本保証かと思つていたらそうではなかつたと、年金原資保証という独特の言い方があるんですけれども、それを元本保証と思ひ込んでしまつたと、定期預金満期になる直前に銀行員が訪問してきてこの個人年金勧められたとか、五年間運用したいと言つたのに二十年のこの変額年金を勧められてよく分からないまま契約された。この非常に複雑な保険ですから、説明責任がどこまで果たされたかといふいろいろなトラブル

ルになる問題が生じているということでございます。

問題は、銀行で窓販してゐますので、銀行の信用がこう背景にあつて安心して入つちゃうというケースが増えて今問題になつてゐるんだと、特に問題になつてゐると思ひます。

実は、この変額年金については、当初から危険性を指摘する声が強まりました。銀行の窓口販売のときは、特に二〇〇二年の金融審議会の中で議論がされてゐます。委員の中で強く窓口販売やめるべきだといふふうに主張された、意見を出された方がおられます。高橋委員という方ですけれども、この方はある雑誌でこのように述べておられます。二〇〇二年のことですけれども、二月ごろワーキンググループの会合が開かれ、そこで金融庁の案が示されて、四月から個人変額年金を解禁するといふことが分かつた。そこで、私はこんなリスクの高い商品を今の法制の下で解禁すべきではないと申し上げたけれども、例によつて御意見として拝聴しておきますといふことで終わつてしまつて解禁になつたといふふうに述べておられます。

私は、これは特に変額保険、変額と付くのは非常に問題になつてゐますね、今でも。そういう点からいくと、非常に慎重に当たられるべきだつたと。ここで解禁をされて、今実際に被害がわじわと広がつてゐると。これは今後確実に私は被害広がると思ひます。

この金融庁は、この時点で委員の強い反対があつたにもかかわらず、窓口、銀行の窓販を解禁されたといふことは、私は金融庁自身が責任を問われる事態に間もなくなつてくると思ひますが、どういふふうにとらえておられますか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 保険商品の販売に関しては、国民のニーズに合った多様な商品をしっかりと販売するというのが重要な責任を果した上で販売されるということが重要であらうかと思ひます。そういう中で多様な商品が供給されるということは、国民のニーズにこたえら

う面もあるかと思ひます。

それで、この個人変額年金の販売に關しまして、利用者保護の観点から私どもで今取つております方策について、まず御説明させていただきますと思ひます。

まず、製造元でございます保険会社についてでございますが、保険募集人が保険契約の重要な事項を説明するための適切な措置を講じるということが保険業法に基づいて保険会社に求められております。特に、変額保険の販売につきましては、資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確定であることを説明すべきと、説明する措置のほか、投資リスクに関する事項を記載した書面を交付するといふことのための措置、これを講じることが必要といふこととございまして、これは保険業法施行規則で定めてございまして、また、これに加えて、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要事項の顧客への説明等を確保するための措置と、これを社内規則で定めるといったことも求めております。

次に、銀行窓販の銀行というのは保険募集人に当たるわけですが、保険募集人につきましても具体的な規定を定めておりまして、保険募集に關して保険契約の契約条項のうち重要事項を告知する義務といふものを負うといふこととございまして、特に銀行等が変額個人年金保険を販売する際には一定の説明義務を負つてゐるということと定めてございまして。一定の説明義務と申しますのは、この変額個人年金の場合には、融資を受けて保険料に充てた場合に、元本割れをすると返済が困難になる可能性があるといふことを書面によつて説明を行うといふ必要でございまして。これらの法令で規定された保険募集上の措置の遵守に係る監督上の着眼点につきましては、私どもの監督指針で定めておつて明らかにしておるところでございます。こういった点を踏まえて、検査監督上の対応で利用者保護を図つていきたいといふこととでございます。

それから、こうした現行法令に基づく対応に加

るそうすけれども、中身まで、つまり相手方に金融デリバティブの中身も含めて説明責任をちゃんと果たしたとか適合性の原則とか、そういうことまで確認を検査のときとされているんでしょ

か。
○政府参考人(西原政雄君) デリバティブ商品、この販売に当たってどういうような点について検査ではチェックをしているのかと、こういうお尋ねでございます。

この点については、私ども非常に利用者保護の観点から大変重要な問題だという具合に認識しております。本年度の検査基本方針、これにおきまして、まず第一の最重要課題として、利用者保護の対応が十分できているかどうか、これを検査でチェックをするということを項目として挙げております。

そうした中で、このデリバティブ商品を含めまして、多様な商品について、その販売に当たっては、まずその有する様々なリスク、これをきちんとした形で理解をしていただいた上で取引ができているかどうか、こういった点について相手方にしっかりと説明責任が果たされているか、これが一つの重点的な検証ポイントになるわけでございます。

それで、今お話ししたデリバティブ商品の場合でございますが、この点についてのチェックポイントの一つは、やはりデリバティブ商品のリスクを相手側が十分に管理できる能力あるいは体力を持っている顧客に販売しているかどうか、これが望ましいわけですが、そうじゃない場合、すなわち取引経験が浅い顧客、これに対してこのデリバティブ商品を販売するといった場合には、その商品内容やリスクについて具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付して説明しているかどうか。例えば例示等も入れてそういうものが説明されているかどうか。その例示の中には、例えば最良のシナリオだけではなくて最悪のシナリオ、こういったものも想定した最大損失額と、こういったものも含めて、そういう例示も含めた分かりや

すい形で説明をしているかどうか、こういったこともチェックポイントに挙げてございます。それから、必要に応じては、その説明を受けた旨の確認、これを行っているかどうか。こういった角度から検証をさせていただいているというのが実態でございます。

○大門実紀史君 今局長言われたのは非常に重要な答弁だと思うんです。私、検査局に聞きましたら、実際にはそういうこと、そこまでできません。意思確認記録があるかないかとかで、なければ、なぜないんですかという程度で、その中身まで、そういうチェックポイントまでやることは、抽出ですけれども、抽出検査といえどそこまでできないんですというふうに、現場の方といいますが、おっしゃってましたので、局長さんが今そう言われたのは非常に重要でね。そういうこと含めて、それをこの意思確認記録でやってもらうと、なかなかふだんいい加減なことはできなかりますのでね。今、局長答弁どおり実際に現場でやられてない様子がうかがえますので、徹底してもらいたいというふうにお願したいと思えます。非常にいい答弁をしていただきました。

公正取引委員会に申し上げたいんですけれども、今局長さんはあ言われましたけれども、現場では実際にはそんなふうにはまだ行われてない、これから徹底されると思いますけれども、そういう状況です。したがって、三井住友なり、またほかのところも入られるかも分かりませんが、銀行側が証拠として挙げる意思確認記録というのは、検査のチェックポイントを踏まえているかどうかも分からないものだというのを是非踏まえて審査続けていただきたいんです。銀行側が根拠にするのは契約書とそれしかございませんので、そんなものがいかにいい加減なものかということ、公取の方は金融の専門家がなかなかたくさんいらっしやらないということでしたので、今日の質疑を参考にして、意思確認記録などで銀行の言いつ分は成り立つという簡単な判断をしないで、きちっとした調査をしていただきたいというふうに

思います。

一言お願いいたします。

○政府参考人(松山隆英君) 先生御指摘のとおり、私ども、銀行側の説明だけではなしに、当然、実際の融資を受けている企業の実態を踏まえさせていただいて判断をさせていただきたいと思

います。
○大門実紀史君 今の実態がこういうものですか、代理店制度そのものを反対しているわけじゃないけれども、この実態を、いろんなことが行われていると、収益向上の名の下にですね。収益向上しなきゃいけないとは言いませんよ。やり方が、もうければいい。もう少し申し上げておきますと、銀行の法人事業部なんかの現場は大変です。もうモラルの低下甚だしいです。とにかく数字を上げてこいということで無理な勧誘を相当やっております。この辺も検査のときにきちっとだしていただかないと金融被害はなくなるらないです。ですから、この法案は時期尚早だということを重ねて申し上げて、質問を終わりたいと思

います。
○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願

いたします。
今回のこの銀行法改正の中で、銀行代理店制度の見直しについて様々な論点がございますが、私は地域金融及び利用者の視点から御質問させていただきます。

まず、地域金融の視点から参ります。
今回のこの銀行代理店制度の見直しについて、金融機関の問題ではなく、地域金融の問題として考えた場合、若干の懸念がございます。例えば沖繩の場合、離島も多く郵便貯金のシェアも極めて低いところですから、今まで金融機関の窓口がなかったへき地のようなところに新たに代理店ができてくるのであれば、それはそれとして歓迎すべきなのですが、実際には、既存の店舗の合理化策として代理店が使われることになるのではないかと、そういう懸念がぬぐえません。今までの支店

が代理店となつてしまった結果、今まで取り扱っていた融資ができなくなつてしまいましたということになつてしまわないかと、しやしまいかと心配いたしておりますが、いかがでしょうか。

金融庁は、利用者にとって、販売チャンネルの拡大によつて山間地を含めた金融サービスへのアクセスの拡大というメリットがあると先ほども御説明がございましたが、今まで店舗がなくATMしかなかったところ、あるいはそのATMすらなかったところに代理店が設置されて利用者のアクセスが拡大する、そういうことが現実にあるのでしようか。もしあることが現実にあるのであれば、ビジネスモデルが可能となるのか。金融担当大臣の御説明をお伺いいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) 今回の銀行法の改正におきましては、金融機関に対して幅広く一般事業者を代理店として活用することを認めることによりまして、利用者の金融サービスへのアクセスを拡大すると、こうした観点から行うものでございます。

本改正におきまして、例えば地元の小売業者やあるいは宅建業者などに、カウンターを設けるといった形で、低コストで新たな代理店を設置することが可能となるわけであります。このように今回の代理店制度を活用することによって、今まで支店では採算の取れないような地域、あるいは支店を設置することが困難であった地域、こうした地域を含めて金融サービスへのアクセスを改善する選択肢が広がるものと考えております。

○糸数慶子君 実際問題として、沖縄県内には五百四十五店という店舗網がありますが、民間金融機関の合理化の流れの中で、十年前に比べまして一割減少しているというのが実態であります。代理店が県内に増えるということであれば、代理店が増えた分その店舗数は減つてしまうことになるのではないかとこのようにも思います。これは個別金融機関の問題ではなく、地域金融のネットワークの問題としてパフォーマンスが低下してしまふのではないかとこのように懸念して伺いまし

た。

次に、金融機関が従来の店舗中心のネットワークから代理業も活用したネットワークに転換していきますと、代理業には機能、それから業務の制約、特に融資機能の制約がありますから、地域の資金需要に十分こたえられなくなるといったケースも出てくるのではないかと懸念されるわけです。沖縄の場合には、そもそも都市銀行が一行しかないわけですが、例えばそのある都市銀行が従来の支店を代理店に切り替えるということになれば、その都市銀行の地域に対する融資機能は低下することになると思います。そうすると、結局は都市銀行はその地域の資金を吸い上げるだけの存在になってしまいます。沖縄では、県外からの資金調達力といましようか、これが低いという問題点を民間金融機関は抱えています。そういう問題が全国に展開されることになりかねません。

そのようなことも懸念されるわけですが、金融庁が実際に今進められようとしている地域密着型金融、その中で代理業制度がどのような役割を果たし得るのか、その点をお伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今回の銀行代理店制度の見直しは、幅広く一般事業者の代理業への参入を認めることによりまして、金融ネットワークの機能の向上を目指すものでございます。

地域密着型金融との関係でございますが、金融庁といたしましては、二〇〇五年三月に公表いたしました地域密着型金融の機能強化に関する新アクションプログラムにおきまして、中小・地域金融機関に対し、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた選択と集中を通じてビジネスモデルを鮮明にし、自己責任と健全な競争の下、地域密着型金融の一層の推進を図るよう要請しているところでございます。

こうした取組を通じまして、今回の制度改正も活用しながら中小地域金融機関の機能強化が図られることにより、地域における金融機能が向上することを期待しているものでございます。

○糸数慶子君 次に、利用者の視点からお伺いしたいと思います。

今回の法案は、販売チャネルを多様化し、顧客利便の向上を図るために、銀行代理店制度を見直して、銀行代理店の担い手を拡大することに主眼があると思えますが、そもそもこの銀行代理店はこれまでの銀行の店舗戦略の中でどのように利用されてきたと金融庁は評価されているのでしょうか。また、利用者の側から見ても、現在の銀行代理店は、銀行の店舗と比較して、外観上の違いや取り扱い金融商品、そして業務内容など、その具体的な違いは見られるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(佐藤隆文君) 現行の銀行代理店制度でございますけれども、この下におけます銀行代理店は、銀行の一〇〇％子会社等に限定されて、また兼業が規制されているというところでございまして、現在のところ、その利用は限定的となっております。典型的なケースといたしましては、例えば銀行のOBが個人代理店となりまして、支店では採算の取れない山間地帯で預金、為替、消費者ローンを中心とした業務を行っているといったケースがあらうかと思えます。

それから、現行の銀行代理店と銀行の支店との外観上の差等についてのお尋ねでございますけれども、現行の銀行代理店は、まず外観につきましましては、代理業務を委任する銀行の名称、代理店であることを示す文字、それと当該代理店の名称を店頭に掲示するということが求められておりますけれども、それ以外には、施設等の外観について代理店と銀行本体の店舗を区別するための措置というのはいくらも求められておりません。また、專業義務が課されていることなどから、銀行の店舗との具体的な外観上の違いというのは必ずしも明確ではないというふうに思います。

それから、現在の銀行代理店の業務内容でございますけれども、現行規制上、銀行の固有業務である預金・貸出し業務、そして為替業務に関する代理業務のほか、債務保証や両替などの一部の付

随業務に関する代理業務といったものに限定されておりますので、すべての銀行業務を行うことができる銀行の店舗と比較しますと、業務範囲が相対的に限定されているという違いがあるかと思えます。

○糸数慶子君 今回のこの改正については、新聞紙上では例えばスーパーやコンビニなどの銀行代理店への参入をも認めるものとして話題になっていますが、代理店の参入には、本人確認やリスク商品の説明責任に加えて、カウンターの設置など相当な設備が要求されることとなります。特にコンビニなど、カウンターを設置すればその分だけ売場面積が狭まることとなりますし、コストと採算を比較考量すると実際の参入は難しいとも見られております。

金融庁はこれまで、銀行代理店として地元の百貨店あるいはホテル、宅建業者、不動産業者などの新規参入を想定していると答弁していらつしやいますが、町の身近なコンビニやスーパーなどからの銀行代理店参入は現実的にあり得ると考えていらつしやるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今回の改正によりまして、幅広い一般事業者の銀行代理業への参入が認められますと、既存の顧客基盤を有効に活用できるなど、現在行っている事業と銀行代理業の間で相乗効果を十分に生み出すことができる、そういういった者が代理業に参入してくるものと考えられます。

こうした観点に立ちますと、コンビニやスーパーなどが銀行代理店となり、既存の顧客に対して例えば預金や為替に関する代理・媒介サービスを提供するようなことはあり得るものと考えております。

○糸数慶子君 今回の改正によって、一つの代理店が銀行、証券、保険の三つの代理店を兼ねることも可能になりましたが、この結果、様々な金融商品を顧客のニーズに応じて提供することで利用者の利便性が向上する一方、投資信託や変額保険など様々なリスク商品を代理店が提供することが

可能となることで、利用者保護の視点がますます重要な課題となってくるというふうに考えます。

利用者保護については、各代理店制度を所管する銀行法、証券取引法、保険業法などで規定されていますが、今後は代理店のワンストップショッピング化を展望して横断的な法整備が早急に求められると思えます。伊藤金融担当大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 利用者保護のために横断的な法整備が早急に求められるのではないかと、こうした御視点もあらうかというふうに思いますけれども、私ども金融庁といたしましては、利用者、投資家の立場に立つて金融サービスの横断的なルールの整備を進めていくことは極めて重要であると考えております。

こうした認識の下、金融改革プログラムにおきましては、金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備するため、金融商品・サービスに関する全体的、統一的な取引ルールの策定等に取り組むことといたしているところでございまして、現在、投資サービス法の制定に向けて金融審議会第一部会において精力的な検討を進めていただいているところでございます。

金融庁といたしましては、今後ともこうした取組を積み重ねることによりまして、利用者、投資家保護ルールの整備を着実に進めていきたいと考えております。

○糸数慶子君 次に、まず地方の視点から幾つかお伺いしたいと思います。

大手銀行と地域金融機関との間で大きな体力差がある中で、銀行代理店を一般一社に限定してしまえば、地方銀行の中でも懸念があると言われている。従来から規制緩和を要望してきた地方銀行も、銀行が代理店を利用する場合の更なる規制緩和にとどまらず、一気に一般事業会社まで解禁することは想定外であったとも言われています。銀行が銀行代理店を利用する場合の使い勝手を良くするための規制緩和にとどまらず、一気に一般事業会社まで銀行代理店制度を

拡大する理由はどこにあるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 従来より都銀、地銀、信金業界等からは、顧客ニーズに対応した柔軟で機動的な店舗展開を可能とする観点から、一〇〇%出資規制を撤廃し、代理店の業務範囲を拡大するよう要望が出されてきております。また、信金業界からは、信用金庫が他の信用金庫などの民間金融機関を代理することを可能にする改正の要望が出されてきております。

今回の改正は、こうした要望も踏まえ、利用者保護にも十分配慮しながら、一般事業者の代理業への参入により販売チャネルを拡大し、国民の金融サービスへのアクセスを確保、向上させる観点から行うものでございます。是非とも必要な改正であると考えているところでございます。

○糸数慶子君 新聞報道によりますと、銀行代理店制度の見直しによって、大手銀行は、全国展開する流通業者や自動車販売会社、ドラッグチェーンなどと提携して金融商品の販路を一気に拡大する計画があるとされております。この結果、これまで地域金融機関の顧客であった小口取引先が大手銀行の代理店が参入して、これまで以上に小口取引先の獲得競争が激化することが予想されます。また、委託先である代理店も大手銀行と提携した方がイメージアップにつながると考えるのが自然だと思いますが、いずれにしても、今回の規制緩和は地域金融機関よりも大手銀行にとって大きなメリットがある改革と言えるのではないのでしょうか。この点について伊藤金融担当大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) 今回の改正によりまして、金融サービスへのアクセス拡大を通じて利用者たる国民の利便性の向上に役立つと同時に、すべての金融機関にとりまして、新たな顧客層の掘り起こし、新規開拓や店舗展開の効率化を図るための有用なツールになるものと考えております。特に、地域の金融機関は、今後とも地元の顧客と密接なネットワークを構築、強化していくと見

込まれ、こうしたネットワークは引き続き地域金融機関にとって経営上の強みになると考えられますが、今回の改正によりまして、地域金融機関は代理店を活用して従来の支店網以外に販売チャネルを拡大をし、新たな顧客層を掘り起こすことも可能になると考えております。

さらに、今回の改正では、信用金庫については銀行やあるいは他の信用金庫の代理店になることが可能となります。これによりまして、現在、信用金庫では取り扱っていない商品、サービスを既存顧客に提供することが可能となり、また新たな金融商品の開発負担の軽減、手数料収入の増大などが期待できるのではないかと考えているところでございます。

以上のように、今回の改正は大手銀行だけではなく地域の金融機関にとってもメリットをもたらす得るものだと考えております。

○糸数慶子君 伊藤金融担当大臣は、その新しい銀行代理店制度によって地域金融機関の業績が悪化するとは必ずしも考えていないと繰り返し答弁していらっしゃいますが、小口取引先の獲得競争の激化によって地域金融機関の業績悪化は免れないと懸念する声も強いわけですが、業績が悪化しないとする根拠はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(伊藤達也君) 先ほども三國谷局長からも答弁をさせていただきましたが、私どももいいたしましては、先般公表いたしました地域密着型金融の機能強化に関する新しいアクションプログラムにおきまして、地域金融機関に対しては、地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた選択と集中を通じてビジネスモデルを鮮明にして、自己責任と健全な競争の下、地域密着型金融の一層の推進を図るよう要請をいたしているところでございます。

こうした要請も踏まえまして、繰り返し答弁になりますが、地域の金融機関は今後とも地元の顧客と密接なネットワークを構築、強化していくものと見込まれ、このようなネットワークは引き

続き地域金融機関にとって経営上の強みになると考えております。

こうしたことから、新しい銀行代理店制度により大手銀行が代理店を通じて大規模に地方に進出をし、その結果、地域金融機関の営業内容が大きく悪化することになるとは必ずしも考えておらず、むしろ今回の改正によりまして地域金融機関は代理店を活用して従来の支店網以外に販売チャネルというものを拡大をして、新たな顧客層を掘り起こすことも可能になると考えております。

○糸数慶子君 伊藤大臣のその御答弁、先ほどから新しい銀行代理店制度によって新しい販売チャネルとそれから新規顧客層への掘り起こしに可能性があるというふうにおっしゃっていらっしゃいます。また、信用金庫は今回の改正で他の銀行の代理店になることが認められて、新しい商品、サービスの提供が可能となり、都銀への顧客流出を食い止めることができるというふうに予想されるところと申し上げていらっしゃいますが、しかし地域金融機関へのビジョンは必ずしも明確ではないように思います。

そこでまたお伺いいたしますが、この銀行代理店の一般事業者への解禁によって、大きな銀行代理店が小さな銀行をコントロールするような事態も懸念されております。例えば、大手の流通業者が中小の地域金融機関の代理店となった場合、代理店である大手の流通業者の経営戦略が委託元の中小の地域金融機関、銀行への経営を左右する事態が生じることも考えられます。このようにして、これはしつぱである代理店が胴体である銀行を振り回すような事態が生じかねないような今回の法案ではどのような措置が講じられ、また金融庁としてどのような検査・監督を行うことを予定しているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 今回の改正におきましては、まず、銀行は代理店に対して業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととされております。これに加えて、銀行が関係者に有利な条

件で取引を行うことを禁止する、これはアームズ・レングス・ルールと言いますが、この対象に銀行代理店を加える。それから、代理店が自らを利用するため銀行に不利な条件で貸付けを行ういわゆる情実融資、これを禁止するなど、銀行の健全性確保のための措置を講じることとしております。

銀行本体及び代理店に対します当局の検査・監督を通じてこうした措置の実効性を担保し、御懸念のような事態を回避してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 最後に、沖縄の地域金融機関とそれから代理店制度の関連について再度御確認をしたいと思っております。

沖縄県内融資の約三割を沖縄開発金融公庫が、そして約六割を地銀やそれから信金、農協などが担っております。地域金融機関に大きく依存した金融構造になっておりますが、こうした中で、公的資金が注入されている琉球銀行は、経営健全化のために店舗内のATMを削減する一方でコンビニATMを拡大するなど、様々な経営効率化のために努力を行っているところでありますが、そこで今回の銀行代理店制度を利用した新しい店舗戦略が沖縄の地域金融機関、ひいてはその地域金融機関に大きく依存した沖縄経済にとってどのようなメリットが期待できるのか、伊藤金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(伊藤達也君) 今回の改正によりまして、もう重ねてになりますが、地域金融機関はその代理店というものを活用して、そして従来の支店網以外に販売チャネルを拡大をして新たな顧客を掘り起こしていくことができる、新規開拓を可能にすることができると考えているところでございます。特に、これまで支店を設置することが難しかった地域につきましても低コストで代理店の設置が可能となり、金融サービスへのアクセスを維持拡大することが可能になると考えております。

このような代理店制度を活用して、経営上の有

用なツールとして活用することによって、地域の金融機能が向上することで沖縄経済に対しても良い影響が及ぶことを期待をいたしているところでございます。

○糸数慶子君 終わります。

○委員長(山本孝史君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

銀行法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本孝史君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、櫻井君から発言を求められておりますので、これを許可します。櫻井充君。

○櫻井充君 私は、ただいま可決されました銀行法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各会派並びに各派に属しない議員糸数慶子君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築するとともに、代理業者による抱き合わせ販売や情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。

一 代理業者が得た情報を顧客の同意なく兼業先で流用することがないよう、顧客情報の適正な取扱いを徹底させるとともに、委託元銀行及び代理業者に対する監督、指導によって

その実効性を確保すること。

一 出資規制、専業規制が撤廃されることにより、一つの代理業者が複数の金融機関の代理行為を行うことや多様な金融商品を取り扱うことが可能となることから、顧客への正確かつ十分な情報提供が行われるよう、万全を期すること。

一 代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。

一 代理業者への参入許可、兼業承認、立入検査などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を發揮できるよう、組織、要員等につき、特段の努力を払うこと。

一 今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革が完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点から踏まえつつ、幅広い金融サービスを対象とした利用者保護のための横断的な法制・ルールの整備を急ぐこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山本孝史君) ただいま櫻井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本孝史君) 全会一致と認めます。よって、櫻井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、伊藤内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、これを許可します。伊藤大臣。

○國務大臣(伊藤達也君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配慮をまいりたいと存じます。

○委員長(山本孝史君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本孝史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十一分散会

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律案

(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

〔第七章の三 銀行代理業

第一節 通則(第五十二条の三十六―第五十

第二節 業務(第五十二条の四十二―第五十

第三節 経理(第五十二条の四十九―第五十

第四節 監督(第五十二条の五十二―第五十

第五節 所屬銀行等(第五十二条の五十八―

第六節 雑則(第五十二条の六十一)

第八章 雑則(第五十三条―第六十条)

二条の四十二)
二条の四十八)
二条の五十一)
二条の五十七)
第五十二条の六十)

に改める。

」

第二条に次の三項を加える。

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいづれかを営む業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

第八条第一項後段及び第二項後段を削り、同

条第三項を次のように改める。

3 銀行は、第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第九条を次のように改める。

(名義貸しの禁止)

第九条 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

第十条第二項第八号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十二条の二第二項中「説明」の下に、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第十三条の二中「を除く。」の下に「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第十六条第一項中「又はその代理店の営業所」

及び「又は当該代理店の営業所」を削り、同条第二項中又はその代理店を削る。

第十六条の二第一項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を、「その子会社(第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第七項中「若しくはその子会社」を、「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度(当該営業年度の四月一日から九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十九条第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書」に改める。

第二十条を次のように改める。

(貸借対照表等の公告等)

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「貸借対照表等」という。)を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができないう場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「連結貸借対照表等」という。)を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができないう場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「連結貸借対照表等」という。)を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二十一条第一項及び第二項中「記載した」の下に「当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る」を加え、「(代理店を含む。)」を削る。

第二十四条第一項中「代理店」を「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等(子会社その他銀行がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項、次条第二項及び第五項並びに第四十七条第二項において同じ。)」又は当該銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第二十五条第一項中「代理店」を「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは当該銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第三十八条中「公告する」とともに「の下に」を削る。当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ「を加え、(代理店の営業所を含む。)」を削る。

第四十七条第一項中「又は代理店」を削り、同条第二項中「又は代理店」を削り、「第八条第一項及び第二項」を「第八条」に改め、「第二十四条第二項及び第三項」及び「第二十五条第二項及び第五項」の下に「これらの規定中子法人等に係る部分に限る。」を加え、「第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第二項から第四項まで」を「第五十三条第一項(第一号、第五号及び第八号を除く。)、第二項、第三項及び第五項」に改める。

第四十八条中「外国銀行支店に対し」を「外国銀行支店(当該外国銀行支店を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。)」に改める。

第五十二条の三第一項中「五日以内」の下に「保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内」を加える。

第五十二条の二十三第一項第十号中「又はその子会社」を、「その子会社銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を、「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第五十二条の二十七第一項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書」に改める。

第五十二条の二十八の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条中「貸借対照表及び損益計算書を作成して」を「当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。)並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「連結貸借対照表等」という。)を作成し、中間連結貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、連結貸借対照表等にあつては」に、「当該三月以

内」を「これらの期間内」に改める。

第五十二條の二十九第一項中「記載した」の下に「当該営業年度の中間営業年度に係る説明書類及び当該営業年度に係る」を加え、「（当該銀行の代理店を含む）」を削る。

第五十二條の三十一第二項中「子会社」当該銀行を除く。次項において同じ。」を「子法人等（子会社その他銀行持株会社とその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいい、当該銀行を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第五十二條の三十二第二項中「子会社（当該銀行を除く。第五項において同じ。）」を「子法人等若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三 銀行代理業

第一節 通則

（許可）
第五十二條の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の承諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の申請）

第五十二條の三十七 前条第一項の許可を受けようとする者（次条第一項及び第五十二條の四十二第四項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理

大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、その役員の名

三 銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四 所属銀行の商号

五 他に業務を営むときは、その業務の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

二 銀行代理業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

（許可の基準）

第五十二條の三十八 内閣総理大臣は、第五十二條の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人的構成等に照らして、銀行代理業的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第五十二條の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（変更の届出）

第五十二條の三十九 銀行代理業者は、第五十

二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行代理業者は、第五十二條の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第五十二條の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所に、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第五十二條の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

第二節 業務

（業務の範囲）

第五十二條の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。

3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。

4 第五十二條の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一

項の承認を受けたものとみなす。

（分別管理）

第五十二條の四十三 銀行代理業者は、第二條第四項各号に掲げる行為（以下この章において「銀行代理行為」という。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

（顧客に対する説明等）

第五十二條の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属銀行の商号

二 第二條第四項各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するか

三 その他内閣府令で定める事項

2 銀行代理業者は、第二條第四項第一号に掲げる行為に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

3 前二項及び他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（銀行代理業に係る禁止行為）

第五十二條の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 当該銀行代理業者の密接関係者に對し、取引の条件が所屬銀行の取引の通常の条件に照らして当該所屬銀行に不利な利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(所屬銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所屬銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(特定銀行代理業者の休日及び営業時間)

第五十二條の四十六(特定銀行代理業者)特定銀行代理行為(内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ。)を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。)の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

第五十二條の四十七(特定銀行代理業者)は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総

理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(所屬銀行の廃業等)

第五十二條の四十八(銀行代理業者)は、所屬銀行から第三十八條の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所屬銀行に係る銀行代理業務を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

第三節 経理

(銀行代理業務に関する帳簿書類)

第五十二條の四十九(銀行代理業者)は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業務に関する報告書)

第五十二條の五十(銀行代理業者)は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業務に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所屬銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二條の五十一(銀行代理業者)は、その所屬銀行又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所屬銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会

社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所屬銀行のために銀行代理業務を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第五十二條の五十二(銀行代理業者)が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業務を廃止したとき、又は分割により銀行代理業務の全部の承継をさせたとき

若しくは銀行代理業務の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業務を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき。その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

(銀行代理業者による報告又は資料の提出)

第五十二條の五十三(内閣総理大臣)は、銀行代理業者の銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に對し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行代理業者に對する立入検査)

第五十二條の五十四(内閣総理大臣)は、銀行代理業者の銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行代理業者の営業所若しくは事務所の他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令等)

第五十二條の五十五(内閣総理大臣)は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に對し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(銀行代理業者に對する監督上の処分)

第五十二條の五十六(内閣総理大臣)は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に對し、第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二條の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第五十二條の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。

三 第五十二條の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができ

(許可の失効)

第五十二条の五十七 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。

一 第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 所属銀行がなくなつたとき。

三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く)。

第五節 所属銀行等

(銀行代理業者に対する指導等)

第五十二条の五十八 所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 銀行代理業再委託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ)は、銀行代理業再委託者(銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む銀行代理業者をいう。以下同じ)が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所属銀行等の賠償責任)
第五十二条の五十九 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が

行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたとき。

二 銀行代理業再委託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再委託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再委託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたとき。

3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再委託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再委託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再委託者に対する求償権の行使を妨げない。

5 民法第七百二十四条(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

(銀行代理業者の原簿)

第五十二条の六十 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く)に備え置かなければならない。

2 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一

項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他の政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ)は、銀行代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る)並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十三条第四項中「前項第八号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したときは、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条に次の三号を加える。
十 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。

十一 第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業者の銀行代理業の全部又は一部の停止を命じたとき。
十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。

第五十七条の四第二項中「銀行持株会社」の下に「銀行代理業者」を加える。
第五十八条中「免許」の下に「許可」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けずに銀行業を営んだ者

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けずに銀行代理業を営んだ者

五 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

六 第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に銀行代理業を営ませた者

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十三条第一号を次のように改める。

一 第十九条、第五十二条の二十七又は第五

十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第六十三条第一号の三中「又は第五十二条の二十九第一項を」、「第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項に改め、「記載をして」の下に「これらの書類を」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項を」、「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項を」、「第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項に改め、同条第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(銀行又は銀行代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十二条の四十第一項の規定に違反し

た者

三 第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲出した者

第六十四条第一項第二号中「前条第一号」を「第六十三条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三条の二に改め、同項第三号中「又は前条第五号若しくは第六号」を、「第六十三条第五号、第六号若しくは第九号又は前条」に改める。

第六十五条中「代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)を削り、「法人(第三号の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、」を「法人等(法人及び第三号の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。に、「銀行主要株主が法人である」を「銀行主要株主が法人等である」に、「特定主要株主が法人である」を「特定主要株主が法人等である」に、「又は特定持株会社」を、「特定持株会社」に、「清算人は」を「清算人又は銀行代理業者(銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は」に改め、同条第一号中「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四号中「若しくは第五十三条第一項から第三項まで」を、「第五十三条の三十九第一項、第五十三条の四十七、第五十三条の四十八、第五十三条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項まで」に改め、同条第十号中「若しくは第五十三条の三十三第一項若しくは第三項」を、「第五十三条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十三条の五十五」に改め、同条第十八号中「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条を同条第二十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第五号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十三条の二第一項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を、「その子会社(第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第九項中「若しくはその子会社」を、「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十六条の四第一項第十号中「又はその子会社」を、「その子会社(長期信用銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同項第十一号及び同条第三項中「次条を」第十七条に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を、「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(長期信用銀行代理業の許可)

第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいづれかを営むことをいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 長期信用銀行代理業者(第一項の許可を受

けて長期信用銀行代理業(前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。は、所屬長期信用銀行(長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所屬長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4 長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所屬長期信用銀行の承諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

(許可の基準)

第十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に長期信用銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

(適用除外)

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

第十七条中「第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）」の下に、「第五十二条の三十六（許可）、第五十二条の三十八（許可の基準）、第五十二条の六十一（第一項（適用除外）を、「子会社とする持株会社について）」の下に、「銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について」を加える。

第二十一条中「免許」の下に、「許可」を加える。

第二十三条の二の前の見出しを削り、同条第三号中「第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）を「銀行法」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者

五 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に長期信用銀行代理業を営ませた者

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二十五条第三号中「銀行法第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書」を「銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類に改め、同条第三号の三を次のように改める。

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第二十五条第四号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を、「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三に改め、同条第五号中「若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項」を、「第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二十六条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）」に改め、同条第二号中「前条第一号から第五号まで又は第八号」を、「第二十五条第一号から第五号まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二に改め、同条第三号中「第二十三条の二又は前条第六号若しくは第七号」を「第二十三条の二、第二十五条第六号、第七号若しくは第十号又は前条に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七条中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の他の法人の代表者）」を削り、「法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、）を「法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。）に、「長期信用銀行主要株主が法人である」を「長期信用銀行主要株主が法人等である」に、「特定主要株主が法人である」を「特定主要株主が法人等である」に、「又は特定持株会社」を「特定持株会社」に、「清算人は」を「清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第二十七条第七号及び第八号中「第八条第二項の下に」若しくは「第三項」を加え、同条第三号中「若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項」を、「第五十二条の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二条の五十五」に改め、同条に次の二号を加える。

十五 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十六 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（信用金庫法の一部改正）

第三条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 登記(第六十五条―第八十五条)」を「第九章の二 信用金庫代理業(第八十五条の二・第八十五条の三)」に改める。

第三十三条第一項中「その他の職員」を削る。
第五十三条第二項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第三項第七号を次のように改める。

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

第五十三条中第九項から第十三項までを削り、第十四項を第九項とし、第十五項から第十七項までを五項ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項中「会員のために」を削り、同条第四項第七号を次のように改める。

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

第五十四条第八項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第十四項から第十七項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「同条第十四項を」同条第九項に、「同条第十六項を」同条第十一項に、「同条第十七項を」同条第十二項に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条の十五第一項第一号中「当該信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第十号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務)に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第九章の二 信用金庫代理業(第八十五条の二)

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 信用金庫代理業

(許可)

第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする

契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする

契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用金庫代理業者(第一項の許可を受けて信用金庫代理業(前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。は、所属信用金庫(信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。))の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行ってはならない。

(適用除外)

第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等(金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。は、信用金庫代理業を行うことができる。

第八十六条中「第八十九条第一項の下に」及び第三項を、「免許」の下に「許可」を加える。

第八十七条に次の一項を加える。

2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十七条の四中「第八十七条を」第八十七条第一項に、「同条第六号を」同項第六号に改める。

第八十九条第一項中「第八条第三項(営業所の設置等)」を「第九号(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十九条に次の二項を加える。

3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

11 第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

12 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

11 第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

12 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

11 第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ適用除外とする。)

12 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二号第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二号第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等(信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等)をいう。以下同じ。が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十一条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の四第二項)」とあるのは「第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行った金庫の役員、代理

人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第四条の免許を受けた者

三 第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けずに信用金庫代理業を行つた者

四 不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五 第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法(以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。)第九十条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

縦覧に供した者

第九十条の三第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四中「法人の」を「法人法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四」に改め、同条第三号中「第九十条又は前条第四号若しくは第五号」を「第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第九十条の四を第九十条の六とし、第九十条の三の次に次の二条を加える。

第九十条の四 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。)又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(金庫又は信用金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十一条第一項中「代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)若しくは清算人又は若しくは清算人」に、「社員はを「社員又は信用金庫代理業者(信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 第五十一条第二項(第五十八条第五項において準用する場合を含む。)、第五十四

目次中「第九章の二 全国労働金庫協会(第八十九条の二)」に改める。

第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

十三 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。)

第五十八条中第九項から第十二項までを削り、第十三項を第九項とする。

第五十八条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公

条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

第九十一条第一項第二十五号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(労働金庫法の一部改正)

第四条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

「第九章の二 全国労働金庫協会(第八十九条の二)」を「第九章の三 労働金庫代理業(第八

庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。)

第五十八条の二中第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「及び第十三項」を「及び第九項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の三第一項第一号中「当該労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府

令・厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第八項中「労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八条の五第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を、「その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を、「その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 労働金庫代理業

（許可）

第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理

業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九十条中「第九十四条第一項の下に」及び第三項を、「免許の下に」、許可を加える。

第九十一条に次の一項を加える。

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九十四条第一項中「第八条第三項（営業所の設置等）」を「第九条（名義貸しの禁止）」に改め、「取引等」の下に、「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条の下に」（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の四第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十四条に次の二項を加える。

3 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六

十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（労働金庫法第八十九条の四に規定する金庫等）をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びに同法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一

項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十六条の三中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同条第二号中「第九十四条第一項の下に」及び第三項を加える。

第九十七条第一項中「又は第二十五条第一項」を「銀行法第二十五条第一項」に改め、「（立入検査）」の下に「又は銀行法第五十二条の五十三（銀行代理業者による報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の五十四第一項（銀行代理業者に対する立入検査）」を加える。

第九十八条の三中「免許」の下に「許可」を加える。

第百条及び第百条の二を次のように改める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第六条の免許を受けた者

三 第八十九条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで労働金庫代理業を行つた者

四 不正の手段により第八十九条の三第一項の許可を受けた者

五 第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第百一条までにおいて「銀行法」という。）第九十九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者

は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二十六條第一項若しくは第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第四條第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第百条の三中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「若しくは第二項の下に」若しくは第五十二条の五十四第一項を加え、同条第二号及び第二号の二を次のように改める。

二 銀行法第十九條又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第百条の三第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第百条の四中「法人の」を「法人法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを

含む。以下この項において同じ。の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第百条の四」に改め、同条第三号中「第百条又は前条第四号若しくは第五号」を「第百条、第百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条の四を第百条の六とし、第百条の三の次に次の二条を加える。

第百条の四 銀行法第十三条の三(第一号に係る部分に限る。又は第五十二条の四十五第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(金庫又は労働金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人は」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 第五十六条第二項(第六十二条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第九十一条の規定、第六十八条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六條、第三十四条第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十第一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

第百一条第一項第二十四号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十五 銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号を次のように改める。

十一 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項中第二号から第六号までを削る。

り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二第二項第一号中「当該信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第四条の四第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う事業若しくはその子会社の営む業務」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「第八條第三項(営業所の設置等)」を「第九條(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九條」の下に「(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は信用協同組合等について」を「規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合(第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。)」について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第二十七條、第二十八條及び第三十七條第三項中「第四條第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十條

中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六條第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の四「第七条の二」を「第七条の第二項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第六条の七とする。

第六条の三第一号中「第六条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、「第七条までにおいて」を削り、同条を第六条の六とし、第六条の二の次に次の三条を加える。

（信用協同組合代理業の許可）

第六条の三 信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用協同組合代理業者（第一項の許可を受けて信用協同組合代理業（前項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属信用協同組合（信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は

為替取引を行う信用協同組合等をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第六条の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等（信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用協同組合代理業を行うことができる。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用）

第六条の五 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用協同組合代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「協同

組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項第一号」と、同法第五十二条の六十二第二項中「銀行等が前項とあるのは「信用組合等（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四に規定する信用組合等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条第十一号に係る部分に限る。」並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第六条の三第三項及び第七条の二第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第九条から第十二条まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の二に次の一項を加える。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七条の五中「規定による」の下に「許可、」を加える。

第九条を次のように改める。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者

二 不正の手段により第六条の三第一項の許可を受けた者

三 銀行法第九条の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者

四 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第十条第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務

以外の業務を行つた者

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 銀行法第十三條の三(第一号に係る部分に限る。)(又は第五十二條の四十五(第一号に係る部分に限る。))の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。)(の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二條の三十九第二項若しくは第五十二條の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二條の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二條の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第十一條を次のように改める。

第十一條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)(の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九條の二 三億円以下の罰金刑

二 第十條第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十條の二 二億円以下の罰金刑

目次中「第四章 登記(第七十四條―第九十二條)」を「第四章 登記(第七十四條―第九十二條) 第四章の二 特定信用事業代理業(第九十二條の二―第九十二條の四)」に改める。

三 第九條、第十條第四号、第五号若しくは第七号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十二條第一項中「代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者)若しくは清算人又は」を「若しくは清算人」に、「社員は」を「社員又は信用協同組合代理業者(信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)は」に改め、同項第一号中「第三條第一項」を「第三條」に、「同項第一号、第七号又は第八号」を「同条各号」に改め、同項第十四号中「又は銀行法第十六條」を「若しくは銀行法第十六條」に、「若しくは第三十八條」を「第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八若しくは第五十二條の六十一第三項」に改め、同項第十五号中「第三條第一項第八号」を「第三條第三号」に改め、同項第十七号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二條の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

十九 銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十 銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(農業協同組合法の一部改正)
第七條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第六項第八号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条第二十九項及び第三十項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、同条第三十一項中「第二十六項ただし書及び第二十七項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同条第十八項から第二十三項までを削る。

第十一條の二 次の二條を加える。

第十一條の二の二 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、自己の意義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせなければならない。

第十一條の二の三 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、信用事業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対して虚偽のことを告げる行為

二 利用者に対して、不確実な事項につき断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対して、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一條の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。))、当該組合を所屬組合(第九十二條の二第三項に規定する所屬組合をいう。))とする特定信用事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。)(その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一條の五において同じ。)(その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。))

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一條の三第二項中「説明」の下に「、その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行」を加える。

第十一條の四第二項中「第十一條の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)」を削る。

第十一條の五中「(当該組合の子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第十一條の四十五第一項中「にあつては、」を「のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては主として当該農業協同組合その他のこれに類する者として主務省令で定めるものを行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては」に、「(会社に限る。)」を「のものに限る」に改め、同条第四項中「主として」の下に「農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものを行う事業若しくは営む業務又は」を加える。

第十一條の四十七第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「、その子会社(第二号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。)(その他これらに類する者として主務省令で定めるもの)の行う事業又は」に改め、同条第九項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの)の行う事業若しくは」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定信用事業代理業

第九十二條の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十條第一項第三号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の

代理又は媒介

二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

特定信用事業代理業者

特定信用事業代理業者(第一項の許可を受けて特定信用事業代理業者(前項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。))は、所属組合(特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十條第一項第三号の事業を行う組合をいう。以下同じ。))の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業者を行つてはならない。

第九十二條の三 前條第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。))は、特定信用事業代理業者を行うことができる。

銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業者を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一條の二の三、前條第三項、第九十三條第二項及び第九十八條第二項の規定、次條第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。))第五十二條の三十六第三項、第五十二條の三十九から第五十二條の四十一まで、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五まで、第五十二條の四十九から第五十二條の五十六まで、第五十二條の五十八から第五十二條の六十まで、第五十三條第四項及び第五十六條(第十一号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る第六章の規定を適用する。

する。この場合において、準用銀行法第五十二條の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業者の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業者の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

銀行等は、特定信用事業代理業者を行おうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同條第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十二條の四 銀行法第七章の三(第五十二條の三十六第一項及び第二項、第五十二條の四十六から第五十二條の四十八まで並びに第五十二條の六十一を除く。))、第五十三條第四項及び第五十六條(第十号から第十二号までに係る部分に限る。))の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、それぞれ準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中「前條第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第一項」と、同法第五十二條の四十三及び第五十二條の四十四第一項第二号中「第二條第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項各号」と、

同條第二項中「第二條第十四項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項第二号」と、同法第五十二條の五十一第一項中「第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十四條の三第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三條第二項中「第九十九條の六第三号」を「第九十三條第三項第一号」に改め、「(いう。))」の下に「信用事業受託者(特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。))を加え、同條第三項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十四條第五項及び第六項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十七條の三(三)による認可の下に「許可」を加え、「(次條において「認可等」という。))」を削る。

第九十七條の四第一項中「認可等」を「認可又は承認(次項において「認可等」という。))」に改める。

第九十八條第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同條第三項中「(除く。))」の下に「並びに第九十二條の四において読み替えて準用する銀行法第五十二條の五十三及び第五十二條の五十四第一項に規定する主務大臣の権限」を加える。

第九十九條の二(二)の規定による業務報告書を「又は準用銀行法第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類に、又は業務報告書を「又はこれらの書類に、」として業務報告書を「してこれらの書類に、」又は第十号を「若しくは第十号」に、「に係る業務報告書」を「又は特定信用事業代理業者に係る書類」に改め、同條を第九十九條の二の三とする。

業者に係る書類」に改め、同條を第九十九條の二の三とする。

第九十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一條の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行つた者

二 第九十二條の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業者を行つた者

三 不正の手段により第九十二條の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二條の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業者を行つた者

第九十九條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二條の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二條の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十四條の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 準用銀行法第五十二條の三十七第一項の規定による申請書又は同條第二項の規定に

よりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行った者

四 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四「子会社等」の下に「、信用事業受託者」を加える。

第九十九条の六を削り、第九十九条の五を第九十九条の六とし、第九十九条の四の次に次の一条を加える。

第九十九条の五 第十一條の二の三(第一号に係る部分に限る。又は準用銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。の)の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者(組合又は特定信用事業代理業者を含む)の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百条の二を第一百条の四とし、第一百条の次に次の二条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれ

に類似する標識を掲示した者

第一百条の三 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条の二の三 五十万円以下の罰金刑(第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑)

三 第九十九条の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九条の五 二億円以下の罰金刑

四 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑(第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑)

五 第九十九条の二、第九十九条の三第三号、第九十九条の六又は前条 各本条の罰金刑

前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百一条第一項中「又は中央会の役員又は清算人」を「若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)に改め、同項第二号の二中「又は第九十七条の二」を「第九十二条の三

第三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項に改め、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十七の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十七の三 準用銀行法第五十二条の四十九の

目次中「第七章 登記(第一百一条―第二百一十一条)」を「第七章の二 特定信用事業代理業(第二百一十一条の二―第二百一十一条の四)」に改める。

第十一條第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第十一條の四第二項中「第十一條の六第一項」の下に「第十一條の六の三」を、「第五十八條の三第一項及び第四項」の下に「第百一十二条第二項」を加える。

第十一條の五中「第十一條第十二項」を「第十一條第九項」に改める。

第十一條の六の次に次の二条を加える。

第十一條の六の二 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わ

せてはならない。
(信用事業に係る禁止行為)

第十一條の六の三 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。
(水産業協同組合法の一部改正)

第八條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

「第七章 登記(第一百一条―第二百一十一条)」を「第七章の二 特定信用事業代理業(第二百一十

一 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為

二 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者(当該組合の子会社(第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。第十一條の八第二項、第十七條の二、第十七條の三、第三十四條第十一項及び第五十八條の二第二項において同じ。)、当該組合を所屬組合(第百一十二条の二第三項に規定する所屬組合をいう。とする特定信用事業代理業者(同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一條の九において同じ。))その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一條の七第二項中「説明」の下に「、その

信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行を加える。

第十一條の八第二項中「第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七條の二、第十七條の三、第三十四條第十一項及び第五十八條の二第二項において同じ。」を削る。

第十一條の九中「当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。」を削る。

第十七條の二第二項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものを行う事業又は営む業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第四項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものを行う事業又は営む業務」に改める。

第四十一條の二第二項中「第八十七條第十一項を「第八十七條第八項」に改める。

第八十七條第四項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理の下に」又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第十一條第九項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第八十七條の二第二項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第八十七條の三第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものを行う事業又は」に改め、同条第十項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものを行う事業若しくは」に改める。

第九十二條第一項中「第十一條の六第一項」の

下に「第十一條の六の二、第十一條の六の三」を加え、「第十一條第十二項」を「第十一條第九項」に、「第八十七條第十四項」を「第八十七條第十一項」に改める。

第九十三條第二項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理の下に」又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）を加え、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第十一條第九項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第九十六條第一項中「第十一條の六第一項」の下に「第十一條の六の二、第十一條の六の三」を加え、「第十一條第十二項」を「第十一條第九項」に、「第九十三條第十一項」を「第九十三條第八項」に改める。

第九十七條第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理の下に」又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）を加え、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第十一條第九項」を「第十一條第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第一百條第一項中「第十一條の六第一項」の下に「第十一條の六の二、第十一條の六の三」を加え、「第十一條第十二項」を「第十一條第九項」に、「第九十七條第十二項」を「第九十七條第九項」に、「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。
第七章の二 特定信用事業代理業
（許可）
第二百一十一條の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合のため次に掲げる行為のいずれかをを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所屬組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受けた場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

（適用除外）
第二百一十一條の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一條の六の三（第九十二條第一項、第九十六條第一

項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。）前条第三項、第二百二十二條第二項及び第二百二十七條第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二條の三十六第三項、第五十二條の三十九から第五十二條の四十一まで、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五まで、第五十二條の四十九から第五十二條の五十六まで、第五十二條の五十八から第五十二條の六十まで、第五十三條第四項及び第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二條の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）
第二百一十一條の四 銀行法第七章の三（第五十二條の三十六第一項及び第二項、第五十二條の四十六から第五十二條の四十八まで並びに第五十二條の六十一を除く。）第五十三條第四項及び第五十六條（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、

「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の第二項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再

第二百二十七条第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「は、同項ただし書」を並びに第二百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書に改める。

十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。〕又は準用銀行法第五十二條の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第二百二十八条の二を次のように改める。

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項
(これらの規定を第九十二条第三項、第九

する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十

第九十六條第二項及び第百條第一項において

二条の五十一第一項の規定に違反して、こ
れらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に

て、準用する場合を含む。この規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定

供せず。又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして

其利金の受入れ 手形の害引又は為替取引の事業を行わせた者

これらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の

二 第二百一十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載を

三 不正の手段により第二百二十一条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで特定信用事業

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わ

代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第百二十八条の二の次に次の二条を加える。

五 準用銀行法第五十二條の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は

第二百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下

虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の

規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項

規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した者

規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二百二十九条を次のように改める。

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下

者は、五十万円以下の罰金(第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三

の罰金に処する。

一 第五十八条の二第二項若しくは第二項

条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等

(これらの規定を第九十二条第三項、第九

又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料

の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条の次に次の三条を加える。

第二百二十九条の二 第十一条の六の三(第一号に係る部分に限り、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)又は準用銀行法第五十二条の四十五(第二号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者(組合又は特定信用事業代理業者を含む。)の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百二十九条の四 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十八条の三 三億円以下の罰金刑
二 第二百二十八条の四 第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第二百二十九条の二 二億円以下の罰金刑

三 第二百二十九条 五十万円以下の罰金刑
(第一号第一項第四号、第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号若しくは第九十七号第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑)

四 第二百二十八条の二、第二百二十八条の四 第四号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三十条第一項中「又は清算人」を「若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十一条第七項ただし書、第八十七号第九項ただし書、第九十三号第六項ただし書、第九十七号第七項ただし書又は第九百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第三百三十条第一項第四号中「又は第九十一条の二第五項」を「第九十一条の二第五項」に、「の規定を」若しくは「第九十一条の二第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三号第四項の規定に改め、同項第八号中「を子会社」の下に「(第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項第四十二号の次に次の三号を加える。

四十二の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わな

四十二の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第三百三十条第三項中「第十一項」を「第八項」に、「故なく」を「正当な理由なく」に改め、「これを」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九号 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第九章 解散及び清算(第九十一条―第九十五条)」を「第九章の二 農林中央金庫代理業(第九十五号の二―第九十五号の四)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

6 農林中央金庫は、第九十五号の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定め

るところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませてはならない。
第五十四号第四項第十号中「指定する」を「定

める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

第五十七号第二項中「説明」の下に「、その業務に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第五十九号中「子会社」の下に「、農林中央金庫代理業者(第九十五号の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第八十二号第一項、第八十三号第一項及び第二項並びに第八十四号第一項において同じ。)」を、「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第四章中第五十九号の次に次の一条を加える。

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第五十九号の二 農林中央金庫は、その業務に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定関係者その他農林中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第七十二条第一項第八号中「又はその子会社」を「、その子会社(第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。その他これらに類する者として主務省令で定めるもの)」に改め、同条第十項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者と

して主務省令で定めるもの」に改める。

第八十二条第一項中「農林中央金庫」の下に「及び農林中央金庫代理業者」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「並びに第九十五号の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項」を加える。

第八十三号第一項中「ときは、農林中央金庫」の下に「(農林中央金庫代理業者を含む。)」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等(子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者(農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。))」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第八十四条第一項中「に農林中央金庫」の下に「(農林中央金庫代理業者を含む。)」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 農林中央金庫代理業

(許可)

第九十五号の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 農林中央金庫代理業者(第一項の許可を受

けて農林中央金庫代理業（前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営んでならない。

（適用除外）

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合においては、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三條第四項及び第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び

同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）

第九十五条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）第五十三条第四項及び第五十六條（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては農林中央金庫代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第一条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第一条第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社」が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項とあるのは「農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令

で定める。

第九十八条の次に次の二条を加える。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

二 第九十五条の二第一項の規定に違反して許可を受けずに農林中央金庫代理業を営んだ者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第一項中「又はその子会社の役員又は職員を若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者」が法人であるときは、その役員又は職員に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第八十条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

第九十九条第一項第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項に、「説明書類」を「書類」に改め、「をして」の下に「これらの書類を」を加え、同項

第三号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十三」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十九条の二 第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲

ける規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の三 三億円以下の罰金刑
二 第九十九条第一号から第五号まで 二億円以下の罰金刑(清算中の農林中央金庫にあっては、三百万円以下の罰金刑)

三 第九十九条の二 二億円以下の罰金刑
四 第九十八条の二、第九十九条第六号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条第一項中「清算人又は」を「清算人、」に改め、「社員」の下に「又は農林中央金庫代理業者(農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項を加え、同項第三十三号の次に次の四号を加える。」

三十三の二 第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十三の三 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わな

いとき。
三十三の四 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

三十三の五 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。
第百条第一項第三十四号中「第三条第四項」の下に「若しくは第六項」を加える。

(預金保険法の一部改正)

第十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関又は金融機関代理業者(銀行法第二十五条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十二号)第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。)に對し、その業務の一部を委託することができ

る。
第三十五条第二項中「及び金融機関」を「金融機関及び金融機関代理業者」に改め、同条第三項中「金融機関」の下に「又は金融機関代理業者」を加える。

第三十七條第一項中「金融機関」の下に「当該金融機関を所屬金融機関(銀行法第二十六条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。)とする金融機関代理業者を含む。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「使用人」の下に「並びに破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、役員及び使用人)」を、「又は破綻金融機関」の下に「及び破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加える。

第五十一条第一項中「昭和二十四年法律第百八十三号」及び「昭和二十八年法律第二百二十七号」を削る。
第八十一条第一項中「使用人」の下に「並びに被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、役員及び使用人)」を、「又は被管理金融機関」の下に「及び被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加える。
第百十五條中「特別危機管理銀行」の下に「及び特別危機管理銀行を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加える。
第百三十六條第一項中「(代理店を含む)」を「(金融機関代理業者を含む)」に改め、同条第二項中「業務の委託を受けた者」の下に「(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)」を加える。
第百三十七條第一項中「(代理店を含む)」を「(金融機関代理業者を含む)」に改める。
第百四十五條第一項中「使用人」の下に「若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人)」を加え、同条第二項中「使用人」の下に「若しくは当該被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあっては、その役員及び使用人)」を加える。

第百四十九條第一項第二号中「第百四十六條」を「第百四十五條(法人である金融機関代理業者に係る部分に限る。、第百四十六條)に改める。(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一條 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三百四十五條」を「第三百四十五條の二」に改める。
第百四十五條第二項中「第四百六十八條」を「第四百八十六條」に改める。

第百八十六條のうち協同組合による金融事業に関する法律第六條の六第二項の改正規定中「第六條の六第二項」を「第六條の五第二項」に改め、同法第六條の八第二号の改正規定中「第六條の八第二号」を「第六條の七第二号」に改める。
第百九十三條のうち信用金庫法第三十五条の次に八條及び節名を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分を次のように改める。

(役員任期)

第三十五條の二 役員任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。
第百九十三條のうち信用金庫法第五十二条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「(債権者以外の)」を加える。
第百九十七條のうち労働金庫法第三十二条から第三十七條までを改める改正規定のうち第三十六條に係る部分を次のように改める。

(役員任期)
第三十六條 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終

の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第百九十七条のうち労働金庫法第五十七条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第二百四十四条のうち銀行法第五十一条第四項の改正規定を次のように改める。

第五十一条第四項中「商法第四百八十三条ノ三(外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議)を「会社法第八百二十条(日本に住所を有する日本における代表者の退任)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 外国銀行支店に対する会社法第八百二十一条第一項(日本にある外国会社の財産についての清算)の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

第二百四十四条のうち銀行法第五十二条の二十八の改正規定のうち同条第三項及び第五項に係る部分中「中間貸借対照表等及び」を削る。

第二百四十四条のうち銀行法第五十二条の五十一第一項の次に一項を加える改正規定中「電磁的記録を「電磁的記録」に改める。

第二百四十四条のうち銀行法第五十七条の次に三条を加える改正規定のうち第五十七条の四第一号に係る部分中「中間貸借対照表」を「同項に規定する中間貸借対照表等」に改める。

第二百四十四条のうち銀行法第六十三条の三に一号を加える改正規定中「(調査記録簿の記載等)」を「(調査記録簿等の記載等)」に改める。

第七章中第三百四十五条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十五条の二 社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「二条を」を「三条を」に改める。

第四百二十三条のうち商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第十四条第三項の改正規定中「商法(明治)を」(明治)に改める。

第四百四十九条のうち産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第二条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

附則第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三百四十五条の二の規定 銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の公布の日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第二条第十四項に規定する銀行代理業(以下「銀行代理業」という。)を営んでいる者(次条第一項の規定により施行日において新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く)は、施行日から起算して三月間、当該期間内に新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新銀行法第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、引き続き

銀行代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

2 前項の規定により引き続き銀行代理業を営む場合においては、その者を銀行代理業者(新銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。)とみなして、新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条第一号に係る部分に限る。)並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新銀行法第九章の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「銀行代理業の廃止を命じ」とする。

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第八条第一項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者(新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等を除く)は、施行日において新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなして新銀行法の規定を適用する。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新銀行法第五十二条の三

十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧銀行法第八条第一項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者(新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等に限る。次項において「銀行代理業を営む銀行等」という。)に対する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

5 銀行代理業を営む銀行等については、新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

第四条 銀行(新銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)又は長期信用銀行(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。)の支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八十一条(新長期信用銀行法第七十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八十二条(新長期信用銀行法第七十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第六条 新銀行法第八十三条(新長期信用銀行

法第十七条において準用する場合を含む。の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第七条 新銀行法第十三条の二(新長期信用銀行法第十七条、第三条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。))第八十九条第一項、第四十条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。))第九十四条第一項及び第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同組合」という。))の規定は、銀行等(銀行、長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会(新協同組合法第二

第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。))をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。の施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第八条 新銀行法第二十条、第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。))の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社(新銀行法第二十三条に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。))若しくは長期信用銀行持株会社(以下「新長期信用銀行持株会社」という。))の施行日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

2 新銀行法第二十一条第一項及び第二項(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第一項、新労働金庫法第九十四条第一項及び第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同組合」という。))の規定は、銀行等(銀行、長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは信用協同組合連合会(新協同組合法第二

新協同組合法第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、施行日前に開始した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

第九条 新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協同組合法第六項の五第一項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二十条第十四項に規定する行為(新長期信用銀行法第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五条第二項、新労働金庫法第八十九条の三第二項及び新協同組合法第六項の三第二項に規定する行為を含む。))について適用する。

2 新銀行法第五十二条の五十一(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協同組合法第六項の五第一項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)、信用金庫代理業者(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)、労働金庫代理業者(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。))又は信用協同組合代理業者(新協同組合法第六項の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。))の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する報告書について適用する。

3 新銀行法第五十二条の五十一(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協同組合法第六項の五第一項において準用する場合を含む。))以下この項において同じ。の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)、信用金庫代理業者(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)、労働金庫代理業者(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。))又は信用協同組合代理業者(新協同組合法第六項の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。))の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する報告書について適用する。

む。以下この項において同じ。の規定は、施行日以後に開始する所屬銀行(新銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。)、所屬長期信用銀行(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行をいう。)、所屬信用金庫(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫をいう。)、所屬労働金庫(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。))若しくは所屬信用協同組合(新協同組合法第六項の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。))又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置) 第十条 この法律の施行の際現に新長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業者(以下「長期信用銀行代理業者」という。))を営んでいる者(次条第一項の規定により施行日において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。))は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行代理業者の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新長期信用銀行法第十六条の五第一項の規定にかかわらず、引き続き長期信用銀行代理業者を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き長期信用銀行代理業者を営む場合においては、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第十六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第三十九条の三、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。))及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新長期信用銀行法第二十三条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一項又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「長期信用銀行代理業者の廃止を命じ」とする。

2 前項の規定により引き続き長期信用銀行代理業者を営む場合においては、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第十六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第三十九条の三、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。))及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新長期信用銀行法第二十三条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一項又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「長期信用銀行代理業者の廃止を命じ」とする。

銀行法第十七条において準用する新銀行法第三十九条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。))及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新長期信用銀行法第二十三条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一項又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「長期信用銀行代理業者の廃止を命じ」とする。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。 3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第三十九条の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。 3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第三十九条の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第八十一条の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者(新長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等に限る。次項において「長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等」という。)に対する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営む」とするときは「とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

5 長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に新信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業(以下この条において「信用金庫代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新信用金庫法第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き信用金庫代理業を行ふことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き信用金庫代理業を行う場合においては、その者を信用金庫代理業者とみなして、新信用金庫法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項の規定、新信用金庫法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新信用金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用金庫代理業の廃止を命じ」とする。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に新労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業(以下この条において「労働金庫代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新労働金庫法第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き労働金庫代理業を行ふことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

者とみなして、新労働金庫法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項の規定、新労働金庫法第九十四条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新労働金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「労働金庫代理業の廃止を命じ」とする。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に新協同組合代理業(以下この条において「信用協同組合代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新協同組合代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新協同組合代理業(以下この条において「信用協同組合代理業」という。)を行ふことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

合代理業者とみなして、新協同組合代理業(以下この条において「信用協同組合代理業」という。)を行ふことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(準備行為)

第十五条 新銀行法第五十二条の三十六第一項、新長期信用銀行法第十六条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の二第一項、新労働金庫法第八十九条の三第一項又は新協同組合代理業(以下この条において「信用協同組合代理業」という。)を行つてゐる者は、この法律の施行前においても、新銀行法第五十二条の三十七(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項又は新協同組合代理業の五第一項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請を行ふことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金を科する、その人に対して同項の罰金を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合に、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第七條の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。)の第一條の五の規定は、組合(農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。)の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行の際現に新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業(以下この条において「特定信用事業代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に新農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたとき)、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新農業協同組合法第九十二条の二第二項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者(新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう)とみなして、同項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第五部

財政金融委員会会議録第三号

平成十七年十月二十五日【参議院】

う。次条第二項において同じ。)とみなして、新

農業協同組合法第十一條の二の三、第九十二条の二第三項、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規定、新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十三第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六條(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新農業協同組合法第六章の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第十八条 新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する行為について適用する。

2 新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所屬組合(新農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所屬組合をいう。)の事業年度に係る新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第八條の規定による改正後の水産業協

同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。)第十一條の九(新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、組合(漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。)の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十條 この法律の施行の際現に新水産業協同組合法第二百一十一條の二第二項に規定する特定信用事業代理業(以下この条において「特定信用事業代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に新水産業協同組合法第二百一十一條の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新水産業協同組合法第二百一十一條の二第二項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者(新水産業協同組合法第二百一十一條の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次条第二項において同じ。)とみなして、同項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所屬組合(新水産業協同組合法第二百一十一條の二第三項に規定する所屬組合をいう。)の事業年度に係る新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第九條の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第三條第六項の規定は、施行日以後に締結する外

産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十三第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六條第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新水産業協同組合法第九章の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第二十一條 新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新水産業協同組合法第二百一十一條の二第二項に規定する行為について適用する。

2 新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所屬組合(新水産業協同組合法第二百一十一條の二第三項に規定する所屬組合をいう。)の事業年度に係る新水産業協同組合法第二百一十一條の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第九條の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第三條第六項の規定は、施行日以後に締結する外

国における業務の委託契約について適用する。
第二十三条 新農林中央金庫法第五十九条の規定は、農林中央金庫の施行日以後にする取引又は行為について適用し、農林中央金庫の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十四条 この法律の施行の際現に新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業（以下この条において「農林中央金庫代理業」という。）を営んでいる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き農林中央金庫代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き農林中央金庫代理業を営む場合においては、その者を農林中央金庫代理業者（新農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農林中央金庫法第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の二第三項の規定、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二

条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第二十五条 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する行為について適用する。

2 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫の事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用する。

（準備行為）

第二十六条 新農業協同組合法第九十二条の二第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

に処する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金を科す、その人に対して同項の罰金を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正）
第二十七条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協

同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律（昭和二十五年法律第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条第十項を」第十一條第七項に改める。

第九条中「第八十七條第十二項を」第八十七條第九項に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十八条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「第十条第二十六項ただし書」を「第十条第二十項ただし書」に改める。

（登録免許税法の一部改正）
第二十九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十四号（三）に次のように加える。

ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可
可
別表第一第二十四号の六を同表第二十四号の七とし、同表第二十四号の二から第二十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 金融機関の代理業の許可	
（一）銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
（二）長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六條の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
（三）信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五條の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
（四）労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数 一件につき九万円
（五）協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六條の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	許可件数 一件につき九万円

別表第一第三十一号の前に次のように加える。

三十の六 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可

(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第二項(許可)の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) 農業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条の二第二項(許可)の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一條の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

別表第三の二十四の項中「昭和二十二年法律第二百三十二号」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

一の二 金融庁又は財務省	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 金融庁又は財務省	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四 金融庁又は財務省	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の五 金融庁若しくは財務省又は厚生労働省	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第三項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六 金融庁又は財務省	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)による同法第六条の三第二項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用

産省
する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)による同法第二百一十一條の二第二項の許可又は同法第二百一十一條の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省
農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)による同法第九十五条の二第二項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中八の項を削り、七の項を八の項とし、一の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 都道府県知事

労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一項ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。
(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第三十二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第十一項」を「第八項」に改める。
(社債等の振替に関する法律の一部改正)
第三十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第四十四条第一項第三号中「又は代理店」を削る。
(郵政民営化法の一部改正)
第三十四条 郵政民営化法(平成十七年法律第百一十九号)の一部を次のように改正する。
第十九条第一項第二号中「第百二十二條第二項」を「第百二十一條第三項」に改める。
第八十四条を次のように改める。
(銀行代理業の許可に関する特例)
第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に於いて、郵便貯金銀行を所屬銀行(同条第十六項に規定する所屬銀行をいう。

以下同じ。として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二十四条中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第一百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第九十八条第二項第二号中「代理店が継続的に設置されている」を「銀行代理業者（銀行法第二十五条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）への継続的な業務の委託がされている」に改める。

第一百一条中「及び代理店」を削り、同条に次の一項を加える。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時ににおいて、郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第一百二十二条の規定による届出をしたものとみなす。

第一百二十二条第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 郵便貯金銀行は、銀行法第二十四条第四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しよう

とするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

第一百六条第一項中「代理店の営業所」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第一百七条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」と改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百八条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百九十六條第四号中「第一百二十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（郵便局株式会社の一部改正）

第三十五条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四号の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第五項を削る。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第十六項に規定する所屬銀行をいう。）」とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）」に改める。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者（施行日から引き続いて新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。）」に再委託をして銀行代理業（銀行法第二十四条第四号において同じ。）」を行わせる旨が承継計画（郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。）」において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の際において、郵便貯金銀行を所屬銀行（銀行法第二十六条第十六項に規定する所屬銀行をいう。）」として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二十四条中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法（平成十七年法律第 号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第 号）附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第六十六条第十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合に

おいては」とする。

附則第七十四条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 銀行代理業

（金融庁設置法の一部改正）

第三十七条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ニからヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

（処分等の効力）

第三十八条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）」の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（権限の委任）

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長）に委任することができ、（その他の経過措置の政令への委任）

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、業者婦人の地位向上施策等に関する請願
（第七四号）（第七五号）（第七六号）（第七七号）
（第七八号）（第七九号）（第八〇号）（第八一号）
（第八二号）（第八三号）（第八四号）（第八五号）
（第八六号）（第八七号）
（第一一八号）（第一二七号）
一、業者婦人の地位向上施策に関する請願（第一二八号）
一、定率減税縮小・廃止と消費税増税の反対に関する請願（第一三四号）
一、消費税の増税反対に関する請願（第一三五号）

第七四号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 長野県千曲市大字八幡三、九一七
ノ五 南澤たけ 外二千二百三十三名
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七五号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 北九州市小倉北区足原一ノ一
七 森原経代 外八百二十一名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七六号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 仙台市太白区西の平一ノ二
五 大宮恒一 外一万六千九十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七七号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 宮城県名取市手倉田字八幡一五〇
今野敏明 外一万六千九十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七八号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府摂津市東別府四ノ一三ノ三
赤松京子 外一万六千九十三名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第七九号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 仙台市若林区南小泉二ノ六ノ一
伊藤正行 外一万六千九十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八〇号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府摂津市東別府四ノ一三ノ二
四 津田啓子 外一万六千九十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八一号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府摂津市島飼下三ノ九ノ一三
ノ一〇三 松井正信 外一万六千九十三名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八二号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府吹田市昭和町三ノ四ノ五
川 誠一 外一万六千九十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八三号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府摂津市東別府四ノ一三ノ二
七 中谷泰治 外一万六千九十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八四号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 大阪府摂津市東別府四ノ二二ノ一
四 山下五夫 外一万六千九十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八五号 平成十七年十月七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 神戸市北区君影町一ノ一ノ八ノ一
〇六 木場ヒサ子 外九百九十九名
紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八六号 平成十七年十月十二日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 神奈川県伊勢原市伊勢原三ノ五ノ一
一三 岩田充也 外五百四名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八七号 平成十七年十月十三日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願
請願者 新潟市新潟山二ノ一三ノ七
藤原 龍二 外二百九十四名
紹介議員 黒岩 宇洋君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第八八号 平成十七年十月十三日受理
業者婦人の地位向上施策に関する請願
請願者 青森県弘前市大字広野二ノ一ノ五
大高クニエ 外四十九名
紹介議員 田名部臣省君

中小商工業の営業に携わる業者婦人（女性事業主・女性家族従業者）は、地域経済の担い手として、住民に喜ばれる商売を心掛け、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしている。しかし、どんなに働いても家族従業者には、その働き分（自家労働）が社会的に認められず、ただ働きとなつていく。人格や労働を認めない人権問題である。世界の主要国では自家労働を賃金として認めている。日本でも、家族従業者の

実態を把握し、所得税法第五六条の廃止や支援施策が必要である。出産手当は、子供を安心して産むことができる最低の保障で、少子化対策の観点からも、国民健康保険法第五八条を実施し、出産手当金を強制給付することが求められている。また、病気のときの休業補償である傷病手当金は、営業を継続するために必要で、早急な実施が求められる。長引く不況の中で、国民・中小業者の生活は困窮している。大企業には消費税還付など優遇する税制はやめて、景気を悪化させる国民・中小業者いじめの消費税増税は中止すべきである。起業する女性も多くなる中で、女性事業主への支援施策の充実も求められる。

ついで、次の事項について実現を図られた。一、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めること。一人一人の働き分を認めない所得税法第五六条を廃止すること。

第一三四号 平成十七年十月十三日受理
定率減税縮小・廃止と消費税増税の反対に関する請願

請願者 北海道函館市桔梗町六四ノ二五
稲垣元彦 外六十二名

紹介議員 紙 智子君

長引く不況の下で、社会保障、財政再建を口実に、二〇〇七年度の消費税率引上げがねらわれている。これに先立って、所得税・住民税の定率減税の縮小・廃止が行われようとしている。定率減税が廃止されると、年収六〇〇万円の平均的サラリーマンでは、五万六千円の増税になる。勤労者の家計所得が減少しており、これを縮小・廃止すれば、暮らしも景気も、更に悪くなる。消費税は、金持ちには負担が軽く、庶民には重い不公平な税金である。税率引上げは、家計を直撃し、更に景気を悪くする。社会保障や財政再建の財源は、無駄な大型公共事業をやめて税金の使い方を変え、さらに大企業・金持ち減税を改めればつくることができる。

ついで、次の事項について実現を図られた。一、所得税・住民税の定率減税の縮小・廃止をやめること。二、消費税の増税はきっぱりやめること。

第一三五号 平成十七年十月十三日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 北海道函館市富岡町二ノ二五ノ一
三 鈴木喜来子 外六十八名

紹介議員 紙 智子君

社会保障を口実に、消費税の大増税が強行されようとしている。大企業が空前の利益を上げる一方、中小業者は改悪消費税実施の中、原料高・製品安と仕事・顧客減少で苦難に直面している。ついで、この困難な状況を打開し営業と生活を守るため、次の事項について実現を図られた。一、消費税率の引上げは行わないこと。第一五六回通常国会で改正された消費税法の実施を凍結すること。

十月二十四日本委員会に左の案件が付託された。一、業者婦人の地位向上施策等に関する請願（第一四四号（第一五〇号）（第一五九号）（第一七二号）（第一七三号）（第一七九号））

第一四四号 平成十七年十月十四日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 滋賀県長浜市南田附町四七一 杉
江静吾 外三百五十二名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五〇号 平成十七年十月十七日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 群馬県高崎市浜尻町七五三ノ三
新井知子 外百八十四名

紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一五九号 平成十七年十月十八日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 長野県小諸市乙一、二〇九ノ二ノ
Cノ一〇四 河村房子 外九百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一七二号 平成十七年十月十九日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中堤町四ノ一九 細
田睦子 外二百九名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一七三号 平成十七年十月十九日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 沖縄県糸満市字糸満九〇八 古謝
初子 外二百五十三名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第一七九号 平成十七年十月十九日受理
業者婦人の地位向上施策等に関する請願

請願者 埼玉県越谷市大里二二六ノ二 奥
田歌子 外六百二十四名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。